

2019年4月版

積立利率更改型一時払終身保険(19) (米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)

ご契約のしおり・約款

無配当



引受保険会社



この保険は、PGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。生命保険商品は預金と異なり、預金保険制度の対象ではありません(生命保険契約者保護機構の対象となります)。また、この保険は、元本割れすることがあります。

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタファイナンシャル生命」の略称です。



ご契約のしおり・約款をお読みいただく前に

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

お申込の際に、1枚の申込書で複数の通貨建のご契約をお申込いただいた場合でも、この「ご 契約のしおり・約款」は、1枚の申込書に対し1冊をお渡しします。

※お申込のご契約数分の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合には、お手数ですが、 お申し出ください。

ご契約後は、この冊子を別途お届けする保険証券とともに保管していただき、すえながくご活用ください。なお、保険証券はお申込いただいた通貨ごとに発行されます。

この冊子の構成

この冊子はつぎの順番で記載されています。

ご契約のしおり

この保険の約款のなかで特に保険契約者にとって大切な部分を 抜き出し、わかりやすくご説明しています。

約 款

ご契約の締結からお支払までのとりきめを、詳しくご説明しています。

主契約(普通保険約款)

この保険のベースとなる部分です。生命保険会社と保険 契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの 権利義務を定めています。

特 約 (特 約 条 項)

保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。

別 表

普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますさまざまなお取扱につきましては、実際 にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内となります。また、募集代理店によっては、お取扱に制限があることがあります。

詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

PGF生命 コールセンター 0120-56-2269



つぎのような場合には、下記のページをご覧ください。

こんなときは・・・・・・		このページをご覧ください	しおりの 記載ページ
<ご契約にあたって>			
保険用語の意味がわからない	\triangleright	主な保険用語のご説明	P6
告知について知りたい		ご職業等の告知義務について	P13
		告知が事実と違っていた場合	P13
申込を撤回したい、契約を解除したい	\triangleright	お申込の撤回または解除(クーリング・オフ制度)について	P14
いつから保障が開始されるか知りたい		保障はつぎの時から開始されます	P16
<しくみと特徴について>			
		ターゲットタイプ	P20
		積立金定期引出タイプ	P22
保険のしくみや特徴を知りたい	\triangleright	円建	P24
		保険金のお支払について	P28
		各種特約について	P33 ~ P50
指定代理請求制度について知りたい	\triangleright	指定代理請求特約	P45
為替相場の変動による影響について 知りたい	\triangleright	為替相場の変動による影響につい て	P32
保険金等が支払われない場合について	^	保険金等をお支払できない場合	P51
知りたい		「お支払する場合」「お支払できな い場合」の具体例	P53
<ご契約後について>			
契約を解約したい	\triangleright	解約と解約返戻金について	P56
税金の取扱について知りたい	\triangleright	生命保険と税金について	P67
<請求手続について>			
保険金等を請求したい	\triangleright	請求手続について	P70
葬儀費用等にあてるため、死亡保険金を 急いで支払ってほしい		「死亡保険金即日支払サービス」の お知らせ	P72

主契約と特約はつぎのページをご覧ください。

			44 + h
	主契約/特約名称	しおりの 記載ページ	約款の 記載ページ
主契約	積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)	P18	Р3
• • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • •
	<外貨建の解約返戻金の円換算額が目標額以上となった場合に円建終	と身保険へ移行す	る特約>
特約	円建終身保険移行特約	P33	P57
	<毎年、積立金を取り崩し定期引出金として受取るための特約>		
	積立金定期引出特約 	P36	P61
	<将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行するための特約>		
	年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)	P37	P65
		44.	
	<将来の死亡保障にかえて、介護年金支払に移行するための特		
	介護年金移行特約	P40	P71
	<保険金を一時金ではなく年金で受取るための特約>		
	遺族年金特約	P43	P77
	< 所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない場合に付	代理人が請求で	
	指定代理請求特約	P45	P81
	< 円による金銭の授受等を行うための特約>		
	保険料円入金特約	P48	P51
	円支払特約	P50	P55
	<運用通貨がユーロまたは豪ドルの場合に米国ドルでお払込い	ただける特約>	>
	保険料外貨入金特約	P49	P53

別表

<普通保険約款や特約条項に共通している別表>

別表2、4、10、19、23-2、37~39、45、46	_	P87
3524 =1 = 1 = 1		. • .

款

<ご契約のしおり>



目的別もくじ

2



主な保険用語のご説明

6



ご確認いただきたい重要なことがら

8



I. ご契約にあたって

11

1.	保険契約締結の「媒介」と「代理」について・・・・・・12
2.	生命保険募集人について
3.	現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合・・・・・・・・12
4.	ご契約の申込書・告知書について・・・・・・12
5.	ご職業等の告知義務について
6.	告知が事実と違っていた場合・・・・・・・13
7.	お申込の撤回または解除(クーリング・オフ制度)について・・・・・・・・14
8.	保障はつぎの時から開始されます・・・・・・・・・・16
9.	保険料のお払込について
10.	保険料領収証について



Ⅱ. しくみと特徴について

17

	1.	商品のしくみの比較・・・・・・・・・18
J	2.	ターゲットタイプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
	3.	積立金定期引出タイプ・・・・・・・22
	4.	円建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
	5.	積立利率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
	6.	保険金のお支払について・・・・・・28
	7.	運用通貨と異なる通貨でのお払込・お支払について・・・・・・30
	8.	為替相場の変動による影響について32
	9.	円建終身保険移行特約・・・・・・・・・・・・・・・・33
	10.	積立金定期引出特約 · · · · · · 36
	11.	年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)・・・・・・・・・・37
	12.	介護年金移行特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
	13.	遺族年金特約43
	14.	指定代理請求特約 · · · · · · 45
	15.	保険料円入金特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
	16.	保険料外貨入金特約 · · · · · · 49

		Е
		23

主契約

特約

別 表

	77. 円支払符約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	18. 保険金等をお支払できない場合
	19. 保険契約の解除・取消・無効について ・・・・・・・・・・・・・・・52
	20. 「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
	Ⅲ. ご契約後について 55
	1. 貸付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
_1111111	2. 減額について
	3. 解約と解約返戻金について・・・・・・ 56
	4. 被保険者による保険契約者への解約の請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5. 差押債権者、破産管財人等による解約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	6. 保険金等の受取人による保険契約の存続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	7. 各種変更手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	8. 生命保険と税金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	0. 生山床突と恍並にプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ
	№. 請求手続について 69
	1. 請求手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
	1. 調水子線について
	~ 2. 死亡保険金即日又払サービス」のの知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ /2
	V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ 73
	2. 個人情報の取扱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
	3. 保険契約等に関する情報の共同利用について・・・・・・・・・・・ 77
	4. 取引時確認について79
	5. 「É Á T C Á (外国口座税務コンプライアンス法)」について・・・・・・・・・・・・・・・・・79
	6. 税法上の居住地国の確認について79
	7. 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について・・・・80
	8. 「生命保険契約者保護機構」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
∕ %5 ≡	≛ h ∕
<約	款>
	積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)(ユーロ建)(豪ドル建)(円建)普通保険約款 3
	保険料円入金特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
	保険料外貨入金特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
	保険料外貨入金特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	保険料外貨入金特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
	保険料外貨入金特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	保険料外貨入金特約条項····································
	保険料外貨入金特約条項· 53 円支払特約条項· 55 円建終身保険移行特約条項· 57 積立金定期引出特約条項· 61

指定代理請求特約条項・・・・・・ 81 情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項・・・・・・85

別表2、4、10、19、23-2、37~39、45、46………87

款



主な保険用語のご説明

あ

一時払保険料相当額(いまじばらいほけん)

お申込時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。

円換算目標額 (えんかんさんもくひょうがく)

ターゲットタイプを選択された場合、ご契約時に主契約の外貨建の解約返戻金の円換算目標額を設定することができます。

契約日から1年経過以後、その目標額に到達した場合、 円建終身保険へ移行します。

か

外貨 (がいか)

外国の貨幣のことをいいます。この保険では、米国ドル、ユーロ、豪ドルのことをいいます。

解約返戻金(かいゃくへんれいきん)

ご契約を解約された場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

基本保険金額(きほんほけんきんがく)

ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額としま す。

契約応当日 (けいゃくおうとうび)

ご契約後に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。

契約年齢(けいやくねんれい)

契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。

契約日 (けいやくび)

当社の責任が開始される日をいい、契約年齢や積立利率計算基準日等の計算の基準日となります。

告知義務(こくちぎむ)

保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込をされるときに、現在のご職業等、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただく義務があります。これを「告知義務」といいます。

告知義務違反(こくちぎむいはん)

当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること(解除)ができます。

災害死亡保険金 (さいがいしぼうほけんきん)



被保険者が不慮の事故等にて死亡されたときにお支払 する金額をいいます。

死亡保険金 (しぼうほけんきん)

被保険者が死亡されたときにお支払する金額をいいます。

死亡保険金受取人(しぼうほけんきん)

死亡保険金および災害死亡保険金を受取る人のことをいいます。

主契約 (しゅけいゃく)

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主 契約といいます。

責任開始日(せきにんかいしび)

当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日(契約日)といいます。責任開始日は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額が当社に着金した日のいずれか遅い日です。必ずしも契約日と申込日(保険料をお払込いただいた日)が同一とはなりませんのでご注意ください。

積立金 (つみたてきん)

た

将来の保険金をお支払するために積み立てた部分をいいます。

<u> 積立利率 (つみたてりりつ)</u>

積立金に付利する利率のことをいいます。所定の指標金 利をもとに、基本保険金額に応じて定められます。

積立利率計算基準日(アール たてりりつ)

契約日から積立利率適用期間ごとの年単位の契約応当日をいいます。

約

積立利率適用期間(でみたてりりつ)

積立利率を適用する期間のことをいいます。

ご契約時に保険契約者が指定する期間で、以後変更することはできません。

特約 (とくゃく)

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払 込方法等主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契 約に付加するものです。

は 被保険者 (ひほけんしゃ)

生命保険の保障の対象となっている人のことをいいます。

保険契約者(ほけんけいやくしゃ)

保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利 (契約内容変更の請求権等)と義務(保険料支払義務等)を 持つ人のことをいいます。

保険証券(ほけんしょうけん)

ご契約の基本保険金額や保険期間等の契約内容を記載したものです。

保険年度 (ほけんねんど)

契約日または年単位の契約応当日から起算して次に到来する年単位の契約応当日の前日までの期間をいい、初年度を第1保険年度、以下1年を経るごとに第2保険年度、第3保険年度と数えることとします。

や 約款 (やっかん)

ご契約についてのとりきめ等を記載したもので、普通 保険約款と特約条項で構成されています。

約

約

款

0

ご確認いただきたい重要なことがら

ご契約に際して、下記内容を十分ご理解いただいたうえで、お申込ください。

1. 積立利率更改型一時払終身保険(19)の通貨と積立利率適用期間について

- ●積立利率更改型一時払終身保険(19)には、米国ドル建、ユーロ建、豪ドル建、円建があります。
- ●積立利率更改型一時払終身保険(19)の通貨と積立利率適用期間は、つぎのとおりです。

	通貨	積立利率適用期間*
米国ドル建	アメリカ合衆国通貨(以下、「米国ドル」といいます)	10 年または 15 年
ユーロ建	欧州単一通貨(以下、「ユーロ」といいます)	10 年または 15 年
豪ドル建	オーストラリア通貨(以下、「豪ドル」といいます)	10年
円建	円貨(以下、「円」といいます)	10 年または 15 年

- * 積立利率適用期間は、契約締結の際に指定する期間とし、以後変更することはできません。 豪ドル建の場合、積立利率適用期間は10年のみとなります。
- ※お申込される募集代理店によっては、積立利率適用期間の取扱に制限がある場合があります。
- ●保険契約者には、保険契約締結の際、各通貨(米国ドル、ユーロ、豪ドル、円)により基本保険金額をご指定いただきます。
- ●この冊子中、各通貨建(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)契約における通貨を「運用通貨」、 運用通貨でのご契約を「運用通貨建」といいます。
- ●また、円以外の通貨(米国ドル、ユーロ、豪ドル)を「外貨」、円以外の通貨建の契約を「外貨 建」といいます。

2. 為替リスクについて

- ●この保険は運用通貨が外貨の場合に、運用通貨と異なる通貨での保険料のお払込や保険金等のお受取をされた場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがいまして、保険金額等をお払込いただいた通貨で換算した場合の金額が、お払込いただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ●この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。
- ●為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、保険金額等をお払込いただいた通貨で換算した場合の金額が、お払込いただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、 損失が生じるおそれがあります。

別表

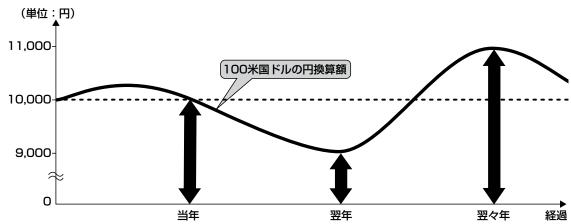
外貨を円に換算した場合の為替相場の変動による影響

為替相場の変動により、外貨を円に換算した金額(円換算額)は増減します。

●100米国ドルを円に換算した場合

	当 年	翌年	翌々年
為替レート	100円	90円	110円
円換算額	10,000円	9,000円	11,000円





参照 > 為替相場の変動による影響について、詳しくは32ページをご参照ください。

3. 自己責任について

●この保険にかかる為替リスクは、PGF生命が負うものではなく、保険契約者および受取人に帰属します。

4. 解約返戻金が一時払保険料を下回る場合があります

- ●この保険には契約日からその日を含めて10年間、解約控除がありますので、途中で解約すると解約 返戻金が一時払保険料より少ない金額になることがあります。
- ●解約控除のほかに、運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、積立利率計算基準日以外の日に解約された場合は、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。
- ●解約控除と市場価格調整は、解約された場合だけでなく減額された場合にも適用されます。ただし、 解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合は、解約控除・市場価格調整ともに行われません。
- ●ターゲットタイプで円建終身保険への移行後に解約・減額された場合は、解約控除・市場価格調整 ともに行われません。

5. 保険料を借入金で調達した場合のお申込および借入を前提としたお申込はできません

●保険料を借入金で調達した場合は、運用実績や外国為替相場の変動によっては解約返戻金額等が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提としたお申込はできません。

説明主な保険用語のご

墨安なことがらたたきた

| 「正ご契約にあたって | こしくみと特徴につ

款

6. 重要事項の説明について

お申込に際しましては、当社の募集代理店の担当者から特に重要なお知らせを記載した書面をお受取りのうえ、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の内容について説明を受けてください。「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の内容をご確認いただけましたら、「意向確認書」または「意向確認書兼適合性確認書」にご署名のうえ、申込書・告知書とともに当社の募集代理店の担当者にお渡しください。



I. ご契約にあたって

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	2 3 3
-------------------------	-------------

説明 主な保険用語(

重要なことがらたたきた

款

約

別表

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(募集代理店を含みます)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

3. 現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合

現在ご契約の保険契約を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。 特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込の保険契約について、被保険者のご職業等によりお断りする場合があります。

4. ご契約の申込書・告知書について

申込書は、記載内容をご確認のうえ、必ずご本人が署名ください。

被保険者となられる方のご職業等については、「告知書」のご質問事項に対してお答えいただく必要があります(告知義務といいます)。「告知書」には必ずご本人がありのままを正確にご記入ください。

《情報端末を利用してご契約の申込手続を行う場合》

情報端末を利用したお申込の場合は、お手続き画面に必要な事項をご入力ください。ご入力後は、入力内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で署名をお願いします。

- ※情報端末を利用したご契約の申込手続は、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱となります。
- ※募集代理店によっては情報端末を利用したご契約の申込手続をお取扱しない場合があります。

お申込の内容や告知された内容について、ご契約のとき、さらに保険金等のご請求の際、当社社員または当社が委託した者がご確認にお伺いする場合もあります。

約

5. ご職業等の告知義務について

- ●保険契約者や被保険者は、被保険者のご職業等について告知していただく義務があります。 生命保険は、多くの人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから危険度の高い職業に従事されている方等が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれなくなってしまうからです。
- ●ご契約の際は、現在のご職業等、当社がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせください。
- ●告知書には被保険者ご自身でご記入ください。 ※なお、特にお願いした場合の追加告知書等にも、ご自身でありのままを記入してください。
- ●告知書にご記入いただく事項は、当社がご契約をお引受するかどうかを決めるための重要な事項で すから、書面でおたずねすることにしております。

⚠ご注意

- ●告知受領権
 - 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ●危険度の高い職業に従事されている方等は、他の保険契約者との公平性を保つために、ご契約を お断りする場合があります。

6. 告知が事実と違っていた場合

- ●告知が事実と違っていた場合には、保険金をお支払できないことがあります。
 - •告知していただく内容は、告知書に質問事項として記載してあります。もし故意または重大な過失によってその事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、責任開始の日からその日を含めて2年以内ならば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります(ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が生じていた場合は、2年経過後でもご契約を解除することがあります)。
 - ●告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
 - この場合には、たとえ保険金等をお支払する事由が発生していても、お支払することはできません。

説明主な保険用語の

重要なことがらこ確認いただきた

約

款

別表

7. お申込の撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除ができます。

生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださいますようお願いします。

お申込者または保険契約者(以下、「お申込者等」といいます)は、ご契約のお申込日または契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)についての同意確認日のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含みます)であれば、書面により運用通貨ごとにお申込の撤回またはご契約の解除(以下、「お申込の撤回等」といいます)ができます。



【お申出方法】

お申込の撤回等の方法としては、書面をPGF生命本社に直接ご持参いただくか、もしくは郵便(はがき・手紙)によりご送付ください(10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含みます)の消印まで有効)。

〈書面に記載いただく事項〉

- ・お申込の撤回等をする旨
- ・お申込者等の氏名(自署)
- ・住所
- ・電話番号
- ・申込書番号(申込書兼告知書控に印字)
- ・運用通貨

〈書面の送付先〉

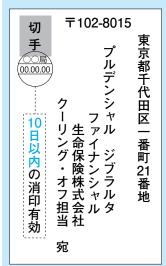
〒102-8015

東京都千代田区一番町21番地

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 クーリング・オフ担当

約

お申込の撤回等(クーリング・オフ)お申出書面の記載見本(例)



プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル お申込の 生命保険株式会社 行 撤回等を する旨の 私は下記契約の申込を撤回します。 明記 氏名 00 00 自署 住所 申込書兼 電話番号 (00) 0000-000 告知書控 に印字 申込書番号 000000000 運用通貨 〇〇〇〇建

※お申込の撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続できません。引受保険会社である当社 にお申し出ください。

お申込の撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお払込いただいた金額をお返しします。

なお、つぎの場合にはお申込の撤回等(クーリング・オフ)のお取扱をしません。

- ① 債務履行の担保のための保険契約である場合
- ② 既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

△ご注意

- ●お申込の撤回等をした場合、お払込の通貨で、いただいた一時払保険料と同額を返金します。 なお、返金した外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。
- ●募集代理店等で運用通貨を購入後に当該通貨で保険料をお払込いただく場合、お申込の撤回等の際に当社は運用通貨で返金します。返金された通貨をその他の通貨に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。
- ●複数の運用通貨をお申込いただいたご契約は、運用通貨ごとに独立した契約となります。したがいまして、クーリング・オフのお申し出をしていただく際は、運用通貨ごとのお申し出が必要となります。

説明主な保険用語の

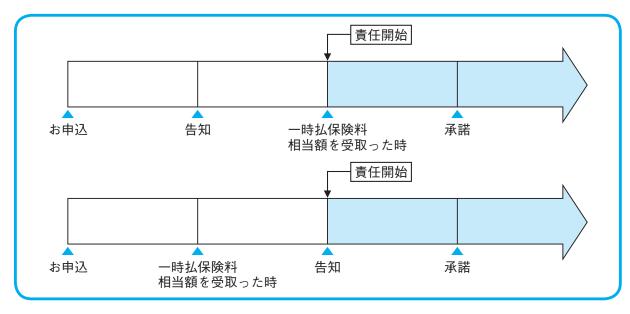
里要なことがら

こ契約にあたって

款

8. 保障はつぎの時から開始されます

- ●告知ならびに一時払保険料相当額を受取った時から、当社は保険契約上の責任を負います。
 - お申込いただいたご契約のお引受を当社が承諾した場合、一時払保険料相当額を受取った時(告知前に受取った場合は告知の時)から、当社は保険契約上の責任を開始します。
 - 当社の責任が開始される日を契約日とします。
 - 責任開始について図示するとつぎのようになります。



9. 保険料のお払込について

- ●保険料のお払込方法 保険料のお払込方法(回数)は、一時払(1回)のみとなります。
- ●保険料は当社指定□座へお振込(ご送金)いただきます。
- ●ご契約のお申込に際して、一時払保険料に相当する金額をお払込いただくときは、これと引換えに、 金融機関で発行される振込金受取書をお受取ください。

10. 保険料領収証について

●お申込いただきますご契約については、一時払保険料相当額のお払込方法が金融機関からのお振込に限定されていますので、原則として当社より領収証の発行はいたしません。保険証券がお手元に届くまで、金融機関で発行される振込金受取書を大切に保管してください。



II. しくみと特徴について

	18
2. ターゲットタイプ	20
3. 積立金定期引出タイプ	22
4. 円建	24
5	26
6. 保険金のお支払について	28
7. 運用通貨と異なる通貨でのお払込・お支払について ――――	
	32
9. 円建終身保険移行特約 ————————————————————————————————————	33
	36
11. 年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用) ————(37
	40
	43
	. –
10 3 3 A 2 1 0 2 E 0 3 3 3 3 1 3 N 3	45
15. 保険料円入金特約	48
	49
17. 円支払特約 ————————————————————————————————————	50
	51
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	52
	53
20. 切又14 9 で物口」 切又14 (C ない物口」 切共件例	

款

別表

1. 商品のしくみの比較

積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)は、ご契約のしおりの中での説明をわかり易くするために、下記の3タイプに分けて説明をしています。

タイプ名	ターゲットタイプ	積立金定期引出タイプ	円建
主な特徴	一時払の終身保険です(外貨建のみ)。 ご契約から1年経過以後に解 約返戻金の円換算額が円換算 目標額に到達した場合等には 円建終身保険へ移行します。	一時払の終身保険です(外貨建のみ)。 ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金として保険契約者にお支払いたします。	円建の一時払の終 身保険です。
運用通貨	米国ドル・ユーロ・豪ドル	米国ドル・ユーロ・豪ドル	P
新契約時に付	加されている特約		
円建終身保険 移行特約	0	-	-
積立金定期引 出特約	-	0	-
各タイプにつ	いて詳しくは、以下の「しくる	みと特徴について」の該当ペー	−ジをご覧ください。
ご契約のしお り参照ページ	20ページ	22ページ	24ページ

募集代理店によっては、お取扱のないタイプもあります。

運用通貨と積立利率適用期間	
運用通貨	積立利率適用期間*
米国ドル	10年または15年
1 -0	10年または15年
豪ドル	10年
円	10年または15年

- * 積立利率適用期間は、契約締結の際に指定する期間とし、以後変更することはできません。 豪ドル建の場合、積立利率適用期間は10年のみとなります。
- ※お申込される募集代理店によっては、積立利率適用期間の取扱に制限がある場合があります。

別表

3つのタイプと特約の組み合わせ

特約	ターゲット タイプ	積立金 定期引出 タイプ	円建	記載ページ
円建終身保険移行特約	0	-	-	P33
積立金定期引出特約	-	0	-	P36
年金支払移行特約 (積立利率更改型一時払終身保険用)	©	0	0	P37
介護年金移行特約	0	0	0	P40
遺族年金特約	0	0	0	P43
指定代理請求特約	0	0	0	P45
保険料円入金特約	0	0	×	P48
保険料外貨入金特約	0	0	×	P49
円支払特約	0	0	×	P50

◎:特約を付加することができます。 ×:特約を付加することができません。

募集代理店によっては、お取扱できない特約があります。

の

約

款

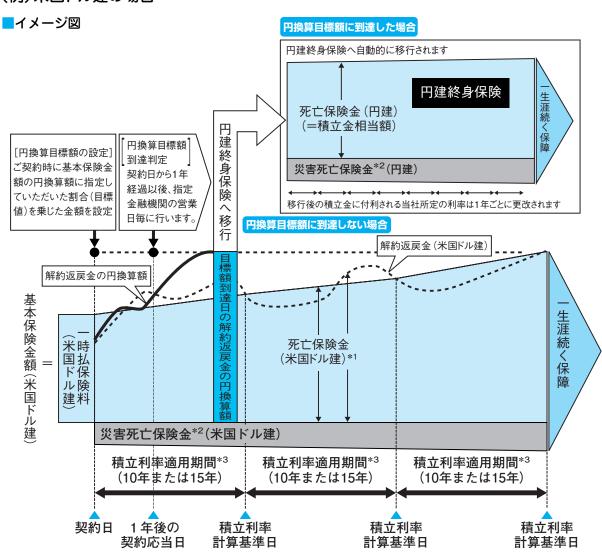
約

2. ターゲットタイプ

積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建)

しくみ

(例)米国ドル建の場合



- *1 死亡保険金(米国ドル建)は被保険者死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額となります。
- *2 被保険者が不慮の事故等にて死亡された場合に災害死亡保険金を死亡保険金にあわせてお支払します。災害死亡保険金は被保険者死亡日における積立金の20%相当額となります。
- *3 積立利率適用期間は、契約締結の際に指定する期間とし、以後変更することはできません。 豪ドル建の場合、積立利率適用期間は10年のみとなります。
- ※このイメージ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額等を保証するものではありません。
- ※円換算目標額到達判定に使用する解約返戻金額の計算には解約控除があり、市場価格調整が行われます。
- ※この保険に配当金はありません。
- ※お申込される募集代理店によっては、積立利率適用期間の取扱に制限がある場合があります。

の

ご契約のしおり

款

別表

特徴

- ●ターゲットタイプとは積立利率更改型一時払終身保険(19)に円建終身保険移行特約を付加した契約です。→円建終身保険移行特約について、詳しくは33ページをご参照ください。
- ●円建終身保険移行特約の付加日から1年経過以後、当社が指定する金融機関の営業日において、主契約の外貨建の解約返戻金を円に換算した金額が設定した円換算目標額(目標額)*以上となった場合に円建終身保険へ移行されます。また、目標額に到達した場合のほか、特約の付加日から1年経過以後、いつでも円建終身保険に移行することができます。
 - * 基本保険金額(円換算額)に指定していただいた割合(目標値)を乗じた金額。
- ●目標額は設定しないことも可能です。
- ●目標額を設定した場合は、円建終身保険へ移行する前であれば、目標額を設定しないことまたは 目標額・目標値を当社の取扱範囲内で変更することができます。また、目標額を設定しなかった 場合は、いつでも目標額を設定することができます。

一時払の終身保険です

- ●一生涯にわたる死亡保障があります。
- ●申込時に保険料を一時にお払込いただきます。
- ●被保険者が死亡された場合は、死亡保険金として死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払いたします。また、不慮の事故等により死亡された場合には、死亡保険金に加えて死亡日における積立金の20%相当額(災害死亡保険金)をお支払いたします。

この保険には、米国ドル建、ユーロ建、豪ドル建があります

- ●一時払保険料や死亡保険金等、この保険にかかわる金銭の授受は、運用通貨(米国ドル、ユーロまたは豪ドル)で行います。
- ●一時払保険料については、円で払込むことができます。(保険料円入金特約)
- ●運用通貨がユーロまたは豪ドルの場合、米国ドルで払込むこともできます。(保険料外貨入金特約)
- ●保険金または解約返戻金を、円で受取ることもできます。(円支払特約)

⚠ご注意

●お申込される募集代理店によっては、保険料円入金特約、保険料外貨入金特約をお取扱しないこともあります。

積立金は、積立利率に応じて増加します

- ●ご契約時にお払込いただいた一時払保険料は、積立金として投入され、積立利率に応じて増加します。
- ●円建終身保険へ移行した場合の積立金は、当社所定の利率で積み立てられます。

積立利率は、10年または15年ごとに直近の積立利率に更改されます

- ●積立利率は、所定の指標金利をもとに、毎月1日と16日に基本保険金額に応じて設定されます。
- ●ご契約時には、契約日時点で設定されている積立利率*が適用されます。
- ●契約日および各積立利率計算基準日より適用された積立利率は、それぞれの積立利率適用期間中変更されることはありません。ただし、基本保険金額を減額する場合、積立利率が減額前より低くなることがあります。また、年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)により主契約の一部を年金支払に移行する場合や、介護年金移行特約により主契約の一部を介護年金支払に移行する場合は、積立利率が移行前より低くなることがあります(円建終身保険へ移行した場合、積立利率は移行日の前日までの適用となります)。
- ●積立利率適用期間は、運用通貨が米国ドル、ユーロの場合、10年または15年、豪ドルの場合、10年となります。
 - * 積立利率は、年0.05%が最低保証されます。

その他の特徴

- 参照 → 詳しくは43ページをご参照ください。
- ●主契約の全部または一部について、将来の死亡保障にかえて、介護年金支払に移行することができます。
 - <u>参照</u> > 詳しくは40ページをご参照ください。
- ●主契約の全部または一部について、将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行することができます。 参照 > 詳しくは37ページをご参照ください。

の

約

款

約

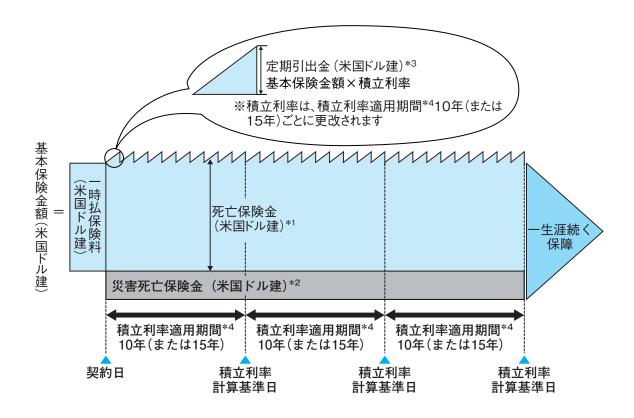
3. 積立金定期引出タイプ

積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建)

しくみ

(例)米国ドル建の場合

■イメージ図



- *1 死亡保険金(米国ドル建)は被保険者死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額となります。
- *2 被保険者が不慮の事故等にて死亡された場合に災害死亡保険金(米国ドル建)を死亡保険金(米国ドル建)にあわせてお支払します。災害死亡保険金(米国ドル建)は被保険者死亡日における積立金の20%相当額となります。
- *3 定期引出金(米国ドル建)は「基本保険金額×積立利率」によって計算される金額となります。
- *4 積立利率適用期間は、契約締結の際に指定する期間とし、以後変更することはできません。 豪ドル建の場合、積立利率適用期間は10年のみとなります。
- ※このイメージ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額、定期引出金の額等を保証するものではありません。
- ※この保険に配当金はありません。
- ※お申込される募集代理店によっては、積立利率適用期間の取扱に制限がある場合があります。

別表

特徴

- ●積立金定期引出タイプとは積立利率更改型一時払終身保険(19)に積立金定期引出特約を付加した契約です。→積立金定期引出特約について、詳しくは36ページをご参照ください。
- ●ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金として保険契約者にお 支払いたします。
- ●定期引出金は、解約控除および市場価格調整を行うことなくお受取りいただけます。

一時払の終身保険です

- ●一生涯にわたる死亡保障があります。
- ●申込時に保険料を一時にお払込いただきます。
- ●被保険者が死亡された場合は、死亡保険金として死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払いたします。また、不慮の事故等により死亡された場合には、死亡保険金に加えて死亡日における積立金の20%相当額(災害死亡保険金)をお支払いたします。

この保険には、米国ドル建、ユーロ建、豪ドル建があります

- ●一時払保険料や死亡保険金等、この保険にかかわる金銭の授受は、運用通貨(米国ドル、ユーロまたは豪ドル)で行います。
- ●一時払保険料については、円で払込むことができます。(保険料円入金特約)
- ●運用通貨がユーロまたは豪ドルの場合、米国ドルで払込むこともできます。(保険料外貨入金特約)
- ●保険金または解約返戻金を、円で受取ることもできます。(円支払特約)
- ●定期引出金は円によりお受取りいただきます。(積立金定期引出特約)

⚠ご注意

●お申込される募集代理店によっては、保険料円入金特約、保険料外貨入金特約をお取扱しないこともあります。

ご契約の1年後から定期引出金をお支払いたします

- ●ご契約時にお払込いただいた一時払保険料は、積立金として投入され、積立利率に応じて増加します。
- ●ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金として保険契約者にお支払いたします。

積立利率は、10年または15年ごとに直近の積立利率に更改されます

- ●積立利率は、所定の指標金利をもとに、毎月1日と16日に基本保険金額に応じて設定されます。
- ●ご契約時には、契約日時点で設定されている積立利率*が適用されます。
- ●契約日および各積立利率計算基準日より適用された積立利率は、それぞれの積立利率適用期間中変更されることはありません。ただし、基本保険金額を減額する場合、積立利率が減額前より低くなることがあります。また、年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)により主契約の一部を年金支払に移行する場合や、介護年金移行特約により主契約の一部を介護年金支払に移行する場合は、積立利率が移行前より低くなることがあります。
- ●積立利率適用期間は、運用通貨が米国ドル、ユーロの場合、10年または15年、豪ドルの場合、10年となります。
 - * 積立金定期引出特約が付加されている場合、積立利率は、定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、この特約を付加したときの積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります(積立利率はこの特約を付加しないときに最低保証している年0.05%を下回ることがあります)。

その他の特徴

- ●死亡保険金を一時金にかえて年金でお受取いただけます。
 - 参照 → 詳しくは43ページをご参照ください。
- ●主契約の全部または一部について、将来の死亡保障にかえて、介護年金支払に移行することができます。
 - 参照 詳しくは40ページをご参照ください。
- ●主契約の全部または一部について、将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行することができます。 参照 > 詳しくは37ページをご参照ください。

説明を保険用語の

のご

重要なことがら

I.ご契約にあたって

約

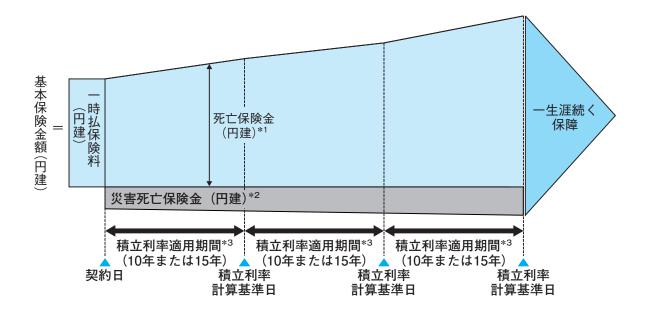
款

4. 円建

積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)

しくみ

■イメージ図



- *1 死亡保険金(円建)は被保険者死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額となります。
- *2 被保険者が不慮の事故等にて死亡された場合に災害死亡保険金(円建)を死亡保険金(円建)にあわせてお支払します。災害死亡保険金(円建)は被保険者死亡日における積立金の20%相当額となります。
- *3 積立利率適用期間は、契約締結の際に指定する期間とし、以後変更することはできません。
- ※このイメージ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額等を保証するものではありません。 ※この保険に配当金はありません。
- ※お申込される募集代理店によっては、積立利率適用期間の取扱に制限がある場合があります。

款

別表

特徵

一時払の終身保険です

- ●一生涯にわたる死亡保障があります。
- ●申込時に保険料を一時にお払込いただきます。
- ●被保険者が死亡された場合は、死亡保険金として死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払いたします。また、不慮の事故等により死亡された場合には、死亡保険金に加えて死亡日における積立金の20%相当額(災害死亡保険金)をお支払いたします。

この保険は、円建です

●一時払保険料や死亡保険金等、この保険にかかわる金銭の授受は、円で行います。

積立金は、積立利率に応じて増加します

●ご契約時にお払込いただいた一時払保険料は、積立金として投入され、積立利率に応じて増加します。

積立利率は、10年または15年ごとに直近の積立利率に更改されます

- ●積立利率は、所定の指標金利をもとに、毎月1日と16日に基本保険金額に応じて設定されます。
- ●ご契約時には、契約日時点で設定されている積立利率*が適用されます。
- ●契約日および各積立利率計算基準日より適用された積立利率は、それぞれの積立利率適用期間中変更されることはありません。ただし、基本保険金額を減額する場合、積立利率が減額前より低くなることがあります。また、年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)により主契約の一部を年金支払に移行する場合や、介護年金移行特約により主契約の一部を介護年金支払に移行する場合は、積立利率が移行前より低くなることがあります。
- ●積立利率適用期間は、10年または15年となります。
 - * 積立利率は、年0.05%が最低保証されます。

その他の特徴

- ●死亡保険金を一時金にかえて年金でお受取いただけます。
 - 参照 詳しくは43ページをご参照ください。
- ●主契約の全部または一部について、将来の死亡保障にかえて、介護年金支払に移行することができます。
 - 参照 > 詳しくは40ページをご参照ください。
- ●主契約の全部または一部について、将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行することができます。 参照) 詳しくは37ページをご参照ください。

款

約

5. 積立利率について

- ●積立利率は、所定の指標金利をもとに、基本保険金額に応じて設定されます。
- ●積立利率は、契約日*1および積立利率計算基準日の利率を、直後に到来する積立利率計算基準日の 前日まで適用します。
 - *1 契約日は、一時払保険料が当社に着金した日と告知日のいずれか遅い日になります。ただし、一時払保険料額に不足があり、追加の保険料をお振込いただいた場合には、追加の保険料が当社に着金した日か告知日のいずれか遅い日が契約日となります。
- ●契約日および各積立利率計算基準日より適用された積立利率は、積立利率適用期間中、変更されることはありません。ただし、基本保険金額を減額する場合、積立利率が減額前より低くなることがあります。また、年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)により主契約の一部を年金支払に移行する場合や、介護年金移行特約により主契約の一部を介護年金支払に移行する場合は、積立利率が移行前より低くなることがあります(ターゲットタイプで円建終身保険へ移行した場合、積立利率は移行日の前日までの適用となります)。
- ●積立利率は、積立利率計算基準日ごとに各積立利率計算基準日における積立利率に更改されます(ターゲットタイプで円建終身保険へ移行した場合、移行後の積立金に付利される当社所定の利率は移行日の1年ごとの年単位の応当日に更改されます)。
- ●積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じて定める基準利率*2に円建の場合は最大0.7%、 外貨建の場合は最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた利率から、保険関係費用*3を差し引い た利率とし、毎月1日と16日に基本保険金額に応じて設定されます。
 - *2 契約日または積立利率計算基準日に応じて定める基準利率とは、つぎのとおりです。

契約日または 積立利率計算基準日	基準利率
1 日から 15 日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします)の直前5日(ただし、指標金利*4の取得が可能な日とします)分の指標金利*4の平均値
16 日から月末まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月 11 日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします)の直前 5 日(ただし、指標金利*4の取得が可能な日とします)分の指標金利*4の平均値

- *3 保険関係費用とは、災害死亡保障にそなえるための災害死亡保障費率、保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ基本保険金額に応じた新契約費率および維持費率、積立金定期引出特約を付加した場合には、定期引出に要する率を加えたものをいいます。
- *4 指標金利とは、積立利率の計算の基礎となるもので、運用通貨および積立利率適用期間に応じ、つぎのとおりです。

	指標金利	
運用通貨	積立利率適用期間	積立利率適用期間
	10 年の場合	15 年の場合
米国ドル	金利スワップレート 10 年物	金利スワップレート 15 年物
小国ドル	米国ドル ― 米国ドル買値	米国ドル ― 米国ドル買値
ユ ーロ	金利スワップレート 10 年物	金利スワップレート 15 年物
	ユーロ 一 ユーロ買値	ユーロ 一 ユーロ買値
豪ドル	残存期間 10 年のオーストラリア国債	
家 F ル	の流通利回り	_
H	残存期間 10 年の日本国債の流通利回	残存期間 15 年の日本国債の流通利回
P3	IJ	IJ

- ※指標金利が当社所定の金利水準等を下回るような状況の場合は、一時的に取扱を停止させていただくことがあります。
- ※金利スワップレートとは、国際金融市場での代表的な中・長期金利の指標です。金融資産(社債・公共債等)の利回りの基準として広く用いられ、資金を中・長期で運用する際の目安となります。当社では、当社が指定する機関が提供する金利スワップレートの値を用いています。
- ※国債の流通利回りとは、流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りを表します。当社では、 当社が指定する機関が提供する、国債の流通利回りの値を用いています。
- ※この保険は積立利率適用期間中、主に運用通貨建の資産で運用されます。

別

表

●積立利率は、年0.05%が最低保証されます。

※ 積立金定期引出特約が付加されている場合、積立利率は、定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、この特約を付加したときの積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります (積立利率はこの特約を付加しないときに最低保証している年0.05%を下回ることがあります)。

約

6. 保険金のお支払について

保険金をお支払する場合

●つぎのときには、死亡保険金、災害死亡保険金をお支払します。

保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	被保険者が死亡された日における積立金相当額。ただし、その日における解約返 戻金額を下回る場合には、解約返戻金額	
災害死亡 保険金*1	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡されたとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)(ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります) ② 責任開始期以後に発病した感染症(別表10)	被保険者が死亡された日における積立金の 20%相当額	死亡保険金 受取人

*1 災害死亡保険金…災害死亡保険金をお支払する場合には、死亡保険金もあわせてお支払いたします。

参照 → 「別表」については、巻末をご参照ください。

⚠ご注意

- ●保険金額は、運用通貨建で計算されます。そのため、運用通貨が外貨で、円に換算した場合の金額は、為替相場の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- ●運用通貨が外貨の場合、同金銭のお受取には運用通貨で受領できる口座が必要になります。ただし、円で受取る場合を除きます。なお、外貨でのお支払は円でのお支払に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ●外貨で保険金をお支払する際に、お支払にかかる諸手数料をお支払額より差し引かせていただく 場合があります。
- ●また、外貨でのお受取の際には、金融機関により諸手数料が必要となる場合があります。当該手数料は、お客様の負担となります。

保険金をお支払できない場合

●つぎのときには、死亡保険金、災害死亡保険金をお支払できません。

保険金	免責事由
死亡保険金	① ご契約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺したとき*2 ② 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
災害死亡保険金	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

*2 ただし、精神障害等による自殺については死亡保険金をお支払する場合もありますので、当社にお問い合わせください。

別表

※ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払します。

- ●つぎのときには、災害死亡保険金を削減してお支払するかまたはお支払しないことがあります。 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡され、その原因によって死亡 した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、その影響の程度に応じ、 災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。
- ●告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金等をお支払できません。詳しくは「I.しくみと特徴について」の「18.保険金等をお支払できない場合」をご参照ください。

説明とは一般の

の

|重要なことがら |ご確認いただきたい

I.ご契約にあたって

款

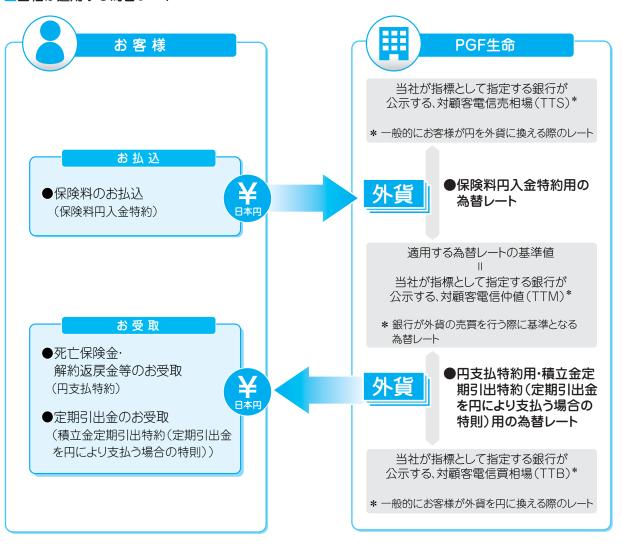
約

7. 運用通貨と異なる通貨でのお払込・お支払について

適用する主な為替レートについて

この保険においては、円を外貨に換算するとき、外貨を円または他の外貨に換算するときには、当社が指標として指定する銀行へ支払う手数料を含んだ為替レートを適用します。

■当社が適用する為替レート



別表

項目		内容
保険料円入金特約 用の為替レート	は、保険料円換算額の当社受領 対応する保険料円入金特約用の	て指定する銀行が公示する、受領日の対顧
主契約の保険料から保険料外貨換算額(主契約の通貨と異なる外貨した金額)を算出するために用いる為替レートは、保険料外貨換算社受領日(着金日)*1におけるそれぞれの通貨に対応する保険料外特約用の為替レートを適用します。このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、受領日る、つぎの計算式により得られるレートを下回ることはありません		いる為替レートは、保険料外貨換算額の当 それぞれの通貨に対応する保険料外貨入金 す。 て指定する銀行が公示する、受領日におけ
約用の為替レート	<計算式> 保険料外貨換算額	の通貨の対顧客電信買相場(TTB)*2
		外貨換算額)の組み合わせは、つぎのとおりです。 公込通貨)米国ドル 公込通貨)米国ドル
円支払特約用の為 替レート 積立金定期引出特 約(定期引出金を	外貨建の死亡保険金・解約返戻金等または定期引出金の円による支払額を 算出するために用いる為替レートは、換算基準日*1 におけるそれぞれの通 貨に対応する円支払特約用または積立金定期引出特約(定期引出金を円に より支払う場合の特則)用の為替レートを適用します。 このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日*1 の対顧客電信買相場(TTB)*2 を下回ることはありません。 <換算基準日>	
円により支払う場	対 象	換算基準日
合の特則)用の為	死亡保険金および災害死亡保険金	被保険者の死亡日
替レート	解約返戻金	解約日または減額日 (所定の必要書類を当社にて受理した日)
	定期引出金	定期引出日

- *1 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日とします。
- *21日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

⚠ご注意

- ●当社が適用する為替レートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、為替レートを基準としています。TTM (仲値)とTTS・TTBとの幅は各通貨によって異なります。
- ●TTMレートは、午前10時頃のインターバンク(銀行間)取引実務レートを基準に決定されます。
- ●為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSとTTBの差額)のご負担が生じます。
- ●お申込される募集代理店によっては、保険料円入金特約、保険料外貨入金特約、積立金定期引出 特約をお取扱しないこともあります。

款

別表

8. 為替相場の変動による影響について

円と外貨との当社所定の為替レートは毎日変動しています。この保険は保険料、保険金および解約返 戻金等を外貨でお取扱しているため、外貨を円に交換する際に、下記のように為替相場の変動による 影響を受けます。

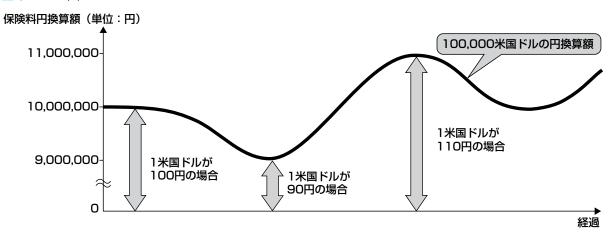
①保険料について

外貨を円に換算した保険料は、為替相場の変動による影響を受けます。 【例-外貨建の一時払保険料が100,000米国ドルの場合】

	保険料円入金特約用の為替レートが100円の場合	10,000,000円
保険料円換算額	保険料円入金特約用の為替レートが90円の場合	9,000,000円
	保険料円入金特約用の為替レートが110円の場合	11,000,000円

米国ドルを円に換算した場合の為替相場の変動による影響

■イメージ図



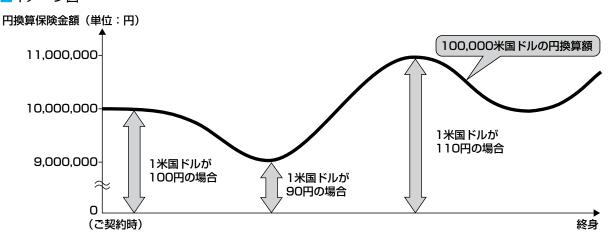
②保険金額等について

円でお受取になる保険金・解約返戻金等の金額は、為替相場の変動による影響を受けます。 【例-保険金額が100,000米国ドルの場合】

	円支払特約用の為替レートが100円の場合	10,000,000円
円換算保険金額	円支払特約用の為替レートが90円の場合	9,000,000円
	円支払特約用の為替レートが110円の場合	11,000,000円

米国ドルを円に換算した場合の為替相場の変動による影響

- イメージ図



約

9. 円建終身保険移行特約

この特約により、主契約の解約返戻金の円換算目標額を設定し、目標額に到達した場合に円建終身保険へ移行することができます。

- ●目標額に到達した場合、円建の運用成果が確保されます。
- ●目標額到達の判定は、特約の付加日から1年経過以後、当社が指定する金融機関の営業 日に行われます。

この特約はご契約の締結時に付加することができます。

その際に、当社の定める取扱範囲内で主契約の外貨建の解約返戻金の円換算目標額を設定することができます。

■特約の付加条件

主契約の通貨	米国ドル、ユーロ、豪ドル
円換算目標額の範囲	基本保険金額(円換算額)に対する所定の範囲

※この特約のみの解約はできません。この特約に対する解約返戻金はありません。

■目標額の設定について

特約の付加時に、当社が定める取扱範囲と方法で円換算目標額(以下、「目標額」といいます)を設定することができます。

- ●目標額は主契約締結時の基本保険金額を保険料受領日*1における当社所定の為替レート*2で換算した基本保険金額(円換算額)に当社の定める範囲内で保険契約者に指定していただいた割合(以下、「目標値」といいます)を乗じた金額となります(保険料外貨入金特約を付加して保険料を払込んだ場合も同様です)。
 - ※保険料円入金特約を付加して保険料を払込んだ場合は、円により払込まれた金額が基本保険金額 (円換算額)となります。
 - *1 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日とします。
 - *2 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行が公示する対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします)を上回ることはありません。
- ●目標額は設定しないことも可能です。
- ●目標額を設定した場合は、円建終身保険へ移行する前であれば、目標額を設定しないことまたは目標額・目標値を当社の取扱範囲内で変更することができます。また、目標額を設定しなかった場合は、いつでも目標額を設定することができます。

●照 目標額を設定していただく際に、参考として、61ページ「ターゲットタイプで円換算目標額を設定した場合の基本保険金額(円換算額)に対する解約返戻金額(円換算額)の割合の例」をご参照ください。

⚠ご注意

- ●基本保険金額を減額される場合、同じ割合で基本保険金額(円換算額)も減額されます。
- ●基本保険金額を減額される場合、目標額は、減額後の基本保険金額(円換算額)に目標値を乗じた金額に改められます。
- ●目標額は、目標額の到達を保証するものではありません。

■円建終身保険への任意移行について

- ●目標額に到達した場合のほか、特約の付加日から1年経過以後、いつでも円建終身保険に移行する ことができます。この場合、所定の請求書類を当社が受け付けた日を移行日とします。
- ●円建終身保険に移行する解約返戻金(円換算額)*³は、移行日における当社所定の為替レート*4を用いて計算した円建の金額です。
 - *3 解約返戻金額の計算には解約控除があり、市場金利を反映した市場価格調整が行われます。 参照 詳しくは56ページをご参照ください。
 - *4 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします)を下回ることはありません。

款

別表

目標額到達の判定

- ●目標額到達の判定は、特約の付加日から1年経過以後、当社が指定する金融機関の営業日に行います。
- ●目標額到達の判定に使用する解約返戻金(円換算額)*5は、判定日における当社所定の為替レート*6を用いて計算した円建の金額です。
 - *5 解約返戻金額の計算には解約控除があり、市場金利を反映した市場価格調整が行われます。 参照 詳しくは56ページをご参照ください。
 - *6 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日 のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします)を下回ることはありません。

■円建終身保険への移行後

- ●円建終身保険に移行したときは、保険契約者に通知します。
- ●円建終身保険への移行後のこの保険における通貨は円とします。
- ●円建終身保険に移行する場合の積立金額は、移行日の解約返戻金の円換算額とします。また基本保 険金額もその金額と同額とします。
- ●円建終身保険の積立金は、移行日以後、当社所定の利率で積み立てられます。当社所定の利率は、 移行日の1年ごとの年単位の応当日に更改されます。
- ●円建終身保険への移行後の保険金のお支払はつぎのとおりです。
- <保険金をお支払する場合>
- つぎのときには、死亡保険金、災害死亡保険金をお支払します。

つとのことには、九上体検並、炎音九上体検並を切え払びより。			
保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が移行日以後に死亡 されたとき	被保険者が死亡された日にお ける積立金相当額	
災害死亡 保険金* ⁷	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が移行日以後に死亡されたとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)(ただし、不慮の事故が発生したでし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります) ② 責任開始期以後に発病した感染症(別表10)	被保険者が死亡された日における積立金の20%相当額	死亡保険金受取人

- *7 災害死亡保険金…災害死亡保険金をお支払する場合には、死亡保険金もあわせてお支払します。
- 参照 > 「別表」については、巻末をご参照ください。

<保険金をお支払できない場合>

• つぎのときには、死亡保険金、災害死亡保険金をお支払できません。

保険金	免責事由
死亡保険金	① 主約款に定める責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺したとき*8 ② 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
災害死亡保険金	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

*8 ただし、精神障害等による自殺については死亡保険金をお支払する場合もありますので、当社にお問い合わせください。

款

別表

※死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、 保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払します。

- つぎのときには、災害死亡保険金を削減してお支払するかまたはお支払しないことがあります。 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡され、その原因によって死亡 した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、その影響の程度に応じ、 災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。
- ●告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金等をお支払できません。詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「18.保険金等をお支払できない場合」をご参照ください。
- ●移行後の円建終身保険を解約される場合、解約返戻金額として解約日における積立金額が支払われます。
- 移行後の円建終身保険の解約返戻金に市場価格調整や解約控除はありません。
- 基本保険金額を減額される場合、減額部分に対する解約返戻金額は、減額日の減額部分に対する積立金額となります。

⚠ご注意

- ●この特約は、積立金定期引出特約と同時に付加することはできません。
- ●お申込される募集代理店によっては、この特約をお取扱しないこともあります。

重要なことがらこ確認いただきた

いエてし

約

款

10. 積立金定期引出特約

この特約により、ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお受取いただけます。

定期引出日

第1回の定期引出日	定期引出開始日(1年後の契約応当日)
第2回以降の定期引出日	定期引出開始日後の年単位の契約応当日

■定期引出金のお支払

- ●定期引出日が到来したときは、主契約の積立金の一部を取り崩し、定期引出金として保険契約者にお 支払します。
- ●定期引出金の額(定期引出額)は、**主契約の積立利率適用期間ごとに***1つぎの算式によって計算される金額とします。

主契約の基本保険金額×主契約の積立利率

- *1 定期引出日が積立利率計算基準日と同日となるときの定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率 適用期間における定期引出額となります。
- ●定期引出金に対しては、解約控除・市場価格調整ともに行われません。
- ●定期引出金が支払われた場合、支払直後の主契約の積立金額は、支払前の主契約の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。
- ●定期引出金のお支払時に主契約の基本保険金額が減額されることはありません。

⚠ご注意

- ●定期引出額は、運用通貨建(外貨建)で計算されます。そのため、円に換算した場合の金額は、 為替相場の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- ●定期引出金は円によりお受取いただきます。外貨によるお受取はできません。円によるお受取は、「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用したお取扱となります。

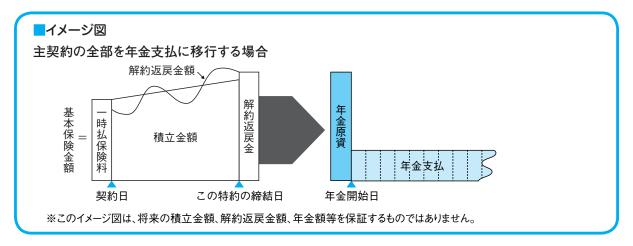
対象	換算基準日	適用する為替レート
定期引出金	定期引出日	積立金定期引出特約(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レート →このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日*2の対顧客電信買相場(TTB)*3を下回ることはありません。

- *2 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日とします。
- *3 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ●この特約を付加した場合の積立利率は、定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、この特約を付加したときの積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります (積立利率はこの特約を付加しないときに最低保証している年0.05%を下回ることがあります)。
- ●この特約はご契約の締結時にのみ付加できます。この特約の中途付加はできません。
- ●この特約は直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約する申し出をされた場合に限り、解約することができます。
- ●定期引出額の減額はできません。ただし、主契約の基本保険金額の減額が行われた場合は、減額日の属する積立利率適用期間における定期引出額は再計算されます。
- ●この特約は、円建終身保険移行特約と同時に付加することはできません。
- ●お申込される募集代理店によっては、この特約をお取扱しないこともあります。

語のご

11. 年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)

この特約により、主契約の全部または一部について、将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行することができます。



■年金および死亡一時金のお支払

●保険契約者は、この特約の締結日(年金開始日)につぎの年金の種類を指定いただけます(複数の年金の種類を選択することもできます)。

金の種類を選択することもできます)。				
年金・死亡一時金		支払事由	支払額	受取人
	年金	被保険者が年金支払日に 生存されているとき	年金額	
保証金額付終身年金	死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間中に死亡されたとき	年金原資額からすでに支 払った年金およびすでに 支払うことの確定した年 金の合計額を差し引いた 金額(ただし、その残額 がないときは支払はあり ません)	
保証期間付終身年金 (保証期間:5年、 10年、15年、20年)	年金	被保険者が年金支払日に 生存されているとき	年金額	年金 受取人
	死亡 一時金	被保険者が年金開始日以後、保証期間中の最後の 年金支払日の前日までに 死亡されたとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	(保険契約者)
確定年金(年金支払期間:	年金	被保険者が年金支払期間 中の年金支払日に生存さ れているとき	年金額	
5年、10年、15年、 20年、25年、30年、 35年、40年)	死亡 一時金	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の最 後の年金支払日の前日ま でに死亡されたとき	年金支払期間の残存期間 に対する年金の現価に相 当する金額	

- ※つぎの場合には、この特約を締結することはできません。
 - 年金額が当社の定める最低金額に満たないとき
 - 主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が5年未満のとき
- ※年金額は、この特約の締結日における主契約の解約または減額による解約返戻金額(年金原資額)を 基準として、この特約の締結日における年金の種類、基礎率等(予定利率*¹等)に基づいて算出され るものです。
 - *1 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- ※保証金額付終身年金および保証期間付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が40歳以上の場合のみ選択いただけます。

次のページへつづきます

款

別表

- ※年金額が当社所定の上限金額をこえるときは、これをこえる年金額に対応する解約返戻金額を保険 契約者に一時金でお支払します。
- ※年金のお取扱は、年金開始日における当社所定の範囲内となります。年金開始日における被保険者の年齢により年金のお取扱ができない場合があります。
- ※確定年金を選択いただいた場合、年金開始年齢に年金支払期間を加えた年齢が当社所定の年齢をこえるときは、後継年金受取人(年金受取人が死亡されたとき、その年金受取人の権利および義務のすべてを承継する人)を指定していただきます。

⚠ご注意

- ●年金開始日以後、支払年金額に対して1.0%*2を年金支払日に積立金より控除します。 *2 将来変更される可能性があります。
- ●運用通貨が外貨で、この特約の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支 払特約により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。この場合、以後、 外貨でのお支払はできません。
- ●主契約の一部を年金支払に移行する場合
 - ・積立金額は、年金支払に移行しない部分の基本保険金額に応じて定まる積立利率が、契約日または直前の積立利率計算基準日から適用されていたものとして再計算します。
 - ・年金支払に移行しない部分の基本保険金額によっては、積立利率が移行前より低くなることが あります。

■年金の一括支払

- ●年金開始日以後、年金受取人は、年金の種類に応じて、以下のとおり、将来の年金の支払にかえて、 つぎの金額の一括支払を請求することができます。
- ●年金の種類が保証期間付終身年金の場合は、保証期間中の最後の年金支払日前に限ります。また、 年金の種類が保証金額付終身年金の場合、死亡一時金保証期間中であり、かつ、つぎのお支払額が あるときに限ります。

年金の種類	支払額
保証金額付終身年金	年金開始日から当社所定の書類が当社に到着した日までの経過年月日数により定まる積立金額を基準として、当社の定める方法により計算した金額。 この場合、年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後の年金は そのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの 特約は消滅します。
保証期間付終身年金	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。 この場合、年金の一括支払を行ったときでも保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡されたときは、その時点でこの特約は消滅します。
確定年金	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。 この場合、この特約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。

年金の分割支払

●年金受取人からのご請求により、当社の定める回数および方法で年金の分割支払を選択することができます。ただし、1回の支払金額が当社所定の金額以上であることが必要です。

死亡一時金の支払にかえての年金の支払

●年金受取人は、死亡一時金の支払にかえて、年金の種類に応じて、つぎの期間中、継続して年金をお受取いただけます。

① 保証期間付終身年金 : 保証期間中 ② 確定年金 : 年金支払期間中 ※保証金額付終身年金の場合、このお取扱はしません。

ご契約にあたって

別表

■死亡一時金をお支払できない場合

●つぎのときには、死亡一時金をお支払できません。

	免責事由
死亡一時金	年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき*3

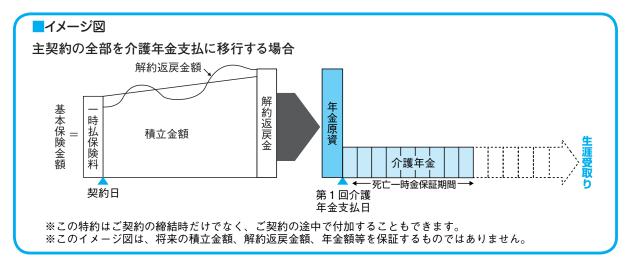
- *3 その受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の受取人にお支払します。
- ●告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金等をお支払できません。詳しくは「I.しくみと特徴について」の「18.保険金等をお支払できない場合」をご参照ください。

款

約

12. 介護年金移行特約

この特約により、主契約の全部または一部について、将来の死亡保障にかえて、介護年金支払に移行することができます。



介護年金および死亡一時金のお支払

●この特約における年金の種類は介護終身年金とし、介護年金および死亡一時金をつぎのとおりお支払します。

	名称	支払事由	支払額	受取人
介護年金	第1回介護年金	つぎのいずれにも該当したとき ① 介護年金の請求書類が当社に到着していること ② 第1回介護年金支払日が主契約の契約に当日を含めて1年経過の契約に当日を含めること ③ 第1回介護年金支払日においると ③ 第1回介護年金支払日におるとと ④ 第1回介護年金支払日におるとと ④ 第1回介護年金支払日においてがあるであるとと (第1の年齢が満40歳以上でおいてがあるでは、ア)満65歳未行でいることにおいてがでに該当したとのがに該当したとのがに該当したとのの表別では、第1ののよりには、ア)には、ア)には、アの日をことがでには、ア)には、アの日をことがである。とのよりには、ア)によいのでは、アの日をことがでは、ア)には、アの日をことがでは、ア)には、アの日をことがでは、ア)には、アの日をことがである。では、ア)には、ア)には、ア)には、ア)には、ア)に、ア)に、ア)に、ア)に、ア)に、ア)に、ア)に、ア)に、ア)に、ア)に	介護年金額	被保険者
	第2回以後介護年金	被保険者が第1回介護年金支払日の年単位の応当日に生存されているとき		

別表

名称	支払事由	支払額	受取人
死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間中に死亡	会計類を美し己いた全類(た	主契約の 死亡保険 金受取人

- ※介護年金額は、第1回介護年金支払日における主契約の全部または一部の解約返戻金額(年金原資額) を基準として、第1回介護年金支払日における基礎率等(予定利率*1等)に基づいて算出されるも のです。
 - *1 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- ※介護年金額が当社の定める最低金額に満たないときは、介護年金支払に移行しません。
- ※介護年金額が当社の定める最高金額をこえるときは、これをこえる年金額に対応する解約返戻金額を第1回介護年金支払日に保険契約者に一時金でお支払します。
- ※介護年金の受取人は被保険者となります。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人である場合に、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があったときは、保険契約者を介護年金の受取人とします。
- ※死亡一時金保証期間とは、死亡一時金が支払われる期間をいいます。この期間は、第1回介護年金 支払日から、支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介 護年金支払日の前日までの期間です。
- 参照 > 「別表」については、巻末をご参照ください。

⚠ご注意

- ●第1回介護年金支払日以後、支払年金額に対して1.0%*2を年金支払日に積立金より控除します。 *2 将来変更される可能性があります。
- ●この特約における通貨は円となります。
- ●運用通貨が外貨の場合、第1回介護年金支払日におけるそれぞれの通貨に対応する当社所定の為替レート*3により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。
 - *3 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、第1回介護年金支払日(その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします)を下回ることはありません。
- ●主契約の一部を介護年金支払に移行する場合
 - ・積立金額は、介護年金支払に移行しない部分の基本保険金額に応じて定まる積立利率が、契約 日または直前の積立利率計算基準日から適用されていたものとして再計算します。
 - ・介護年金支払に移行しない部分の基本保険金額によっては、積立利率が移行前より低くなることがあります。

■介護年金の一括支払

●介護年金の受取人は、死亡一時金保証期間中に限り、将来の介護年金の支払にかえて、第1回介護年金支払日から当社所定の書類が当社に到着した日までの経過年月日数により定まる積立金額を基準として、当社の定める方法により計算した金額の一括支払を請求することができます。この場合、介護年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの特約は消滅します。

■介護年金の分割支払

●介護年金の受取人からのご請求により、当社の定める回数および方法で介護年金の分割支払を選択することができます。ただし、1回の支払金額が当社所定の金額以上であることが必要です。

約

款

■法令等の改正に伴う支払事由の変更について

- ●当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと 認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を公的介護保険制度の 改正内容に応じて変更する場合があります。
- ●この場合、当社は法令等の改正に伴う支払事由の変更をする旨を、支払事由変更日の2か月前までに、 保険契約者に通知します。
- ●法令等の改正に伴う支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
 - ① 支払事由の変更を承諾する方法
 - ② 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ●指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、「①支払事由の変更を承諾する方法」が指 定されたものとみなします。

■介護年金および死亡一時金をお支払できない場合

●つぎのときには、介護年金および死亡一時金をお支払できません。

名称	免責事由
介護年金	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存(別表 19)
死亡一時金	保険契約者または主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき*4

- *4 その受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の受取人にお支払します。
- ●告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金等をお支払できません。詳しくは「I.しくみと特徴について」の「18.保険金等をお支払できない場合」をご参照ください。

⚠ご注意

●お申込される募集代理店によっては、この特約をお取扱しないこともあります。

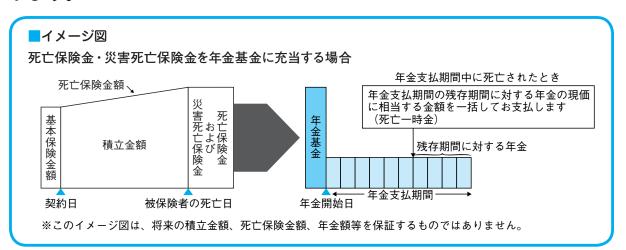
の

ご契約のしおり

約

13. 遺族年金特約

この特約により、主契約の死亡保険金および災害死亡保険金を一時支払にかえて年金でお受取いただけます。年金の種類は、確定年金のみとなります。



特約の締結

主契約の死亡保険金もしくは災害死亡 保険金の支払事由発生前	保険契約者の申し出により締結
主契約の死亡保険金もしくは災害死亡 保険金の支払事由発生後	死亡保険金受取人の申し出により締結

■年金および死亡一時金のお支払

<年金をお支払する場合>

つぎのときには、年金をお支払します。

	支払事由	支払額	受取人
生 余	年金受取人が年金支払期間中の年金 支払日に生存されているとき	年金額	主契約の 死亡保険金受取人

<死亡一時金をお支払する場合>

• つぎのときには、死亡一時金をお支払します。

	支払事由	支払額	受取人
死亡一時金	年金受取人が年金開始日以後、年金 支払期間中の最後の年金支払日の前 日までに死亡されたとき	問に対する年金の現価	この特約の 死亡一時金受取人

<死亡一時金をお支払できない場合>

• つぎのときには、死亡一時金をお支払できません。

	免責事由
死亡一時金	死亡一時金受取人が故意に年金受取人を死亡させたとき*1

- *1 その死亡一時金受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡一時金受取人にお支払します。
- 告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金等をお支払できません。詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「18.保険金等をお支払できない場合」をご参照ください。

款

約

年金基金設定日

左 令甘令凯宁口	支払事由発生前に付加	支払事由が発生した日
牛金基金設定日	支払事由発生後に付加	この特約を締結した日

■確定年金の支払期間

年金支払期間	5 · 10 · 15 · 20 · 25 · 30 · 35 · 40年
--------	---------------------------------------

- ●死亡保険金および災害死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当することができます。
- ●第1回の年金支払日(年金開始日)は、年金基金設定日です(実際の第1回の年金お支払日は、年金支払請求の手続等により、年金開始日以降になります)。
- ●第2回以後の年金は、年金開始日の年単位の応当日にお支払します。

▲ご注意

- ●年金開始日以後、支払年金額に対して1.0%*2を年金支払日に積立金より控除します。 *2 将来変更される可能性があります。
- ●年金受取人のご請求により、将来の年金のお支払にかえて、残存支払期間に対応する未払年金の 現価を一括してお支払します。この場合、遺族年金特約は消滅します。
- ●年金支払期間の変更は、年金基金設定日前であればお取扱します。
- ●年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等(予定利率*3等)に基づいて計算され算出されるものです。ただし、年金額が当社所定の金額に満たないときは、年金支払のお取扱はできません。また、年金額が当社所定の上限金額をこえるときは、これをこえる年金額に対応する保険金等の金額を保険金等の受取人に一時金でお支払します。
 - *3 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- ●年金のお取扱は、年金開始日における当社所定の範囲内となります。年金開始日における年金受取人の年齢により年金のお取扱ができない場合があります。
- ●運用通貨が外貨で、この特約の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支 払特約により円に換算された保険金額を年金基金に充当してお取扱します。この場合、以後、外 貨でのお支払はできません。

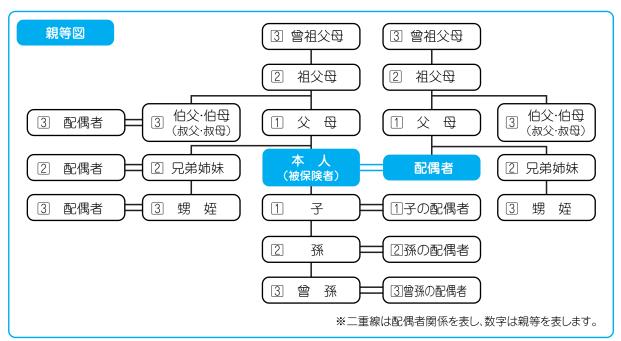
14. 指定代理請求特約

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

※保険金等とは、保険金、給付金、年金を含み、給付の名称の如何を問いません。

指定代理請求人について

- ●指定代理請求人は1名とし、つぎの<指定代理請求人の範囲>から指定していただきます。 <指定代理請求人の範囲>
- ① 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 主契約の被保険者の3親等内の親族
- ③ 上記①②のほか、つぎの範囲内の者で、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
 - (1) 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている者
 - (2) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (3) 死亡保険金受取人
 - (4) その他前(1)から(3)までの者と同等の関係にある者
- ※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。



⚠ご注意

●指定代理請求特約による代理請求を確実に行うため、指定代理請求人を指定・変更指定した場合、 指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

代理請求が可能なケースについて

- 1指定代理請求人による代理請求

款

<保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情>

- ① 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ② 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合
- ②保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求
- ①の<保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情>の①~③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者*が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - * 戸籍上の配偶者がない場合または戸籍上の配偶者が保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が 認めた場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合には、その受取人と生計を一にする者
- ① 指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
- ③ 指定代理請求人が指定されていない場合
- ④ 指定代理請求人が保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合またはこれに 準じる状態であると当社が認めた場合

代理請求の対象となる保険金等について

●この特約の対象となる保険金等は主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等となります。

代理請求の対象となる保険金等は以下のとおりとなります

特約名	代理請求の対象となる保険金等
年金支払移行特約 (積立利率更改型一時払終身保険用)	年金*1
介護年金移行特約	介護年金*2
遺族年金特約	年金

- *1 年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)の代理請求の対象となる年金は、主契約の契約日から5年経過以後のお取扱であるため、代理請求を行う場合も主契約の契約日から5年経過以後となります。
- *2 介護年金移行特約の代理請求の対象となる介護年金は、主契約の契約日から1年経過以後のお取扱であるため、代理請求を行う場合も主契約の契約日から1年経過以後となります。

<遺族年金特約の年金について>

- 年金基金の設定日以後、その年金の年金基金ごとに指定代理請求特約を付加していただきます。
- 年金受取人は、つぎの〈指定代理請求人の範囲〉から、年金基金1つにつき1名の指定代理請求 人を指定していただきます。また、年金受取人は、同範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。

<指定代理請求人の範囲>

- ① 年金受取人の戸籍上の配偶者
- ② 年金受取人の3親等内の親族
- ③ 上記①②のほか、つぎの範囲内の者で、年金受取人のために年金を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
 - (1) 年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている者
 - (2) 年金受取人の財産管理を行っている者
 - (3) 死亡一時金受取人
 - (4) その他前(1)から(3)までの者と同等の関係にある者
- 代理請求の対象となる保険金等は、年金の被保険者と受取人が同一人である年金となります。

ご契約にあたって

款

別表

⚠ご注意

- ●保険金等の受取人が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。
- ●故意に保険金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない所定の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

説明主な保険用語

生要なことがら

款

15. 保険料円入金特約

この特約により、外貨建の保険料を円によりお払込いただけます。

対 象		換算基準日	適用する為替レート			
保险	食料	保険料円換算額の当社受領日(着金日)	保険料円入金特約用の為替レート			

- ※保険料円換算額とは、保険契約者にお払込いただいた円建の金額のことです。
- ●保険料円換算額は、当社所定の金額の範囲内で保険契約者にご指定いただき、お払込いただきます。 この場合、お払込いただいた保険料円換算額にもとづき、基本保険金額を計算します。(保険料円換 算額を定める場合の特則)

▲ご注意

●お申込される募集代理店によっては、この特約をお取扱しないこともあります。

保険料円入金特約用の為替レート →

- このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準 B^{*1} の対顧客電信売相場(TTS) *2 を上回ることはありません。
 - *1 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日とします。
 - *2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

16. 保険料外貨入金特約

この特約により、保険料を主契約の通貨と異なる外国通貨によりお払込 いただけます。

対	象	換算基準日	適用する為替レート
保険料		保険料外貨換算額の当社受領日(着金日)	保険料外貨入金特約用の為替レート

※保険料外貨換算額とは、主契約の保険料を主契約の通貨と異なる外貨に換算した金額のことです。

●保険料外貨換算額は、当社所定の金額の範囲内で保険契約者にご指定いただき、お払込いただきます。 この場合、お払込いただいた保険料外貨換算額にもとづき、基本保険金額を計算します。

(保険料外貨換算額を定める場合の特則)

●対応する通貨

主契約の通貨と、払込通貨(保険料外貨換算額)の組み合わせは、つぎのとおりです。

- ①(主契約の通貨)ユーロ (払込通貨)米国ドル
- ②(主契約の通貨)豪ドル (払込通貨)米国ドル
- ※お申込される募集代理店によっては、対応する通貨の取扱に制限がある場合があります。

⚠ご注意

●お申込される募集代理店によっては、この特約をお取扱しないこともあります。

保険料外貨入金特約用の為替レート ⇒ このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、 保険料外貨換算額の受領日*1における、つぎの計算式により 得られるレートを下回ることはありません。

> <計算式> 保険料外貨換算額の通貨の対顧客電信買相場(TTB)*2

> > 主契約の通貨の対顧客電信売相場(TTS)*2

- *1 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に 到来するその銀行の営業日とします。
- *2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

別

説明 主な保険用語

墨要なことがら こ確認いただきも

ご契約にあたって

約

別表

17. 円支払特約

この特約により、外貨建の死亡保険金、災害死亡保険金および解約返戻金を円によりお受取いただけます。

対	象	換算基準日	適用する為替レート			
死亡保険金および 災害死亡保険金		被保険者の死亡日	- 円支払特約用の為替レート			
解約返	戻金	解約日または減額日 (所定の必要書類を当社にて受理した日)	円又払付利用の参省レート			

△ご注意

- ●遺族年金特約の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支払特約により円に換算された保険金額を年金基金に充当してお取扱します。
- ●年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支払特約により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。
- **円支払特約用の為替レート →** このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日*1 の対顧客電信買相場 (TTB)*2を下回ることはありません。
 - *1 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日とします。
 - *21日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

約

18. 保険金等をお支払できない場合

免責事由に該当する場合

免責事由に該当する場合は、支払事由に該当しても保険金等をお支払できません。詳しくは「I.しくみと特徴について」の「6.保険金のお支払について」および各特約の項をご参照ください。

責任開始期前に生じた不慮の事故等を原因とする場合

責任開始期前に生じた不慮の事故等を直接の原因とする場合には、災害死亡保険金のお支払はできません。

告知義務違反によりご契約が解除された場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合は、保険金等をお支払できません。 詳しくは「I.ご契約にあたって」の「6.告知が事実と違っていた場合」の項をご参照ください。

重大事由によりご契約が解除された場合

重大事由に該当し、ご契約が解除された場合は、保険金等をお支払できません。 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「19.保険契約の解除・取消・無効について」をご参照ください。

詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合は、保険金等をお支払できません。この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻しません。

詳しくは「I.しくみと特徴について」の「19.保険契約の解除・取消・無効について」の項をご参照ください。

説明主な保険用語

里要なことがら に確認いただきた

ご契約にあたって | いて

款

19. 保険契約の解除・取消・無効について

告知義務違反によるご契約の解除について

事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただくことがあります。この場合、保険金等をお支払できません。

詳しくは「Ⅰ.ご契約にあたって」の「6.告知が事実と違っていた場合」の項をご参照ください。

重大事由によるご契約の解除について

つぎの①~⑤のいずれかに該当した場合は、ご契約または特約を解除させていただくことがあります。 この場合、保険金等をお支払できません。

- ① 保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をした場合
- ② 保険金等の請求に関して詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力 (注1) に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 (注2) を有していると認められる場合
- ④ この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①~③と同等の事由がある場合
- ⑤ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①~④と同等の重大な事由がある場合
- ※ 上記の事由が生じた以後に、保険金等の支払事由が生じたときは、当社は保険金等のお支払を行いません(上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します)。

すでに保険金等をお支払していたときでも、その返還を請求することができます。

- (注1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

詐欺による保険契約の取消について

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、当社は、その保険契約を取り消すことができます。この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻いたしません。

不法取得目的による保険契約の無効について

保険契約の締結の状況、保険契約成立後の保険金等の請求状況等から判断して、保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、当社は、その保険契約を無効とし、すでにお払込いただいた保険料は払戻いたしません。

の

ご契約のしおり

20.「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例

ご契約内容によっては、記載された事例と異なる場合があります。「お支払する場合」の事 例でも、保険金等をお支払できない他の事由にあてはまるときは、お支払できないことがあ ります。

支払事由に該当しない場合

事例 1

不慮の事故

災害死亡保険金

災害死亡保険金は、約款で定める「対象となる不慮の事故」を直接の原因とする場合にお支払します。

「対象となる不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**で、約款に定める分類項目に該当する事故 をいいます。

※疾病または体質的な要因をお持ちの方が、「軽微な外因」(身体の外部からの軽度な要因)により発症しま たは症状が増悪したときには、その「軽微な外因」は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

ご病気を原因とする場合や事故が約款に定める分類項目に該当しない場合は、「対象となる不慮の事故」に 該当しないため、お支払できません。

<災害死亡保険金の例>



お支払する場合



お支払できない場合

●作業中に誤って高所から転落し、 亡くなられた場合。

※「対象となる不慮の事故」の要件である急激かつ偶発 的な外来の事故で、かつ約款に定める分類項目に該当 するため、お支払します。

えん げしょうがい

- ●ご病気による嚥下障害のある方が、 喉に食物等をつまらせ、窒息によって 亡くなられた場合。
 - ※「対象となる不慮の事故」の分類項目から除外されて いるため、お支払できません。

免責事由に該当した場合

事例 2

免責事由

災害死亡保険金

災害死亡保険金等については、約款で免責事由が定められています。

<災害死亡保険金の主な免責事由>

- 被保険者の「故意」または「重大な過失(著しい不注意)」を原因とするとき
- 被保険者の精神障害、泥酔の状態を原因とする事故によるとき

<死亡保険金の主な免責事由>

ご加入後、所定の期間内での自殺

<災害死亡保険金の例>



お支払する場合

- ●仕事の疲れから、居眠り運転をしてしま い、路肩に衝突して亡くなられた場合。
- ●酒に酔っていたが、横断歩道を通常に 歩行中、走行してきた車にはねられ亡 くなられた場合。



お支払できない場合

- ●被保険者が、危険であることを認識で きる状況で、高速道路を逆走して対向 車と衝突し亡くなられた場合。
- ●泥酔して道路上で寝込んでいるところ を車にはねられ亡くなられた場合。

※被保険者に重大な過失があるため、お支払できません。

約

特

Memo



Ⅲ. ご契約後について

3. 解約と解約返戻金について — 5 4. 被保険者による保険契約者への解約の請求について — 6 5. 差押債権者、破産管財人等による解約について — 6	て — 56 皆への解約の請求について — 65 等による解約について — 65 呆険契約の存続について — 65 — 66
---	--

款

1. 貸付について

保険契約者への貸付はありません

●この保険には、保険契約者に対する貸付はありませんのでご注意ください。

2. 減額について

基本保険金額を減額することができます

- ●保険契約者は、当社の定める金額の範囲内で、基本保険金額を減額することができます。減額部分は解約されたものとして取扱い、解約返戻金をお支払いたします。
- ●減額後の積立金額は、減額後の基本保険金額に応じて定まる積立利率が、契約日または直前の積立 利率計算基準日から適用されていたものとして再計算します。
- ●ターゲットタイプで円建終身保険への移行後に基本保険金額を減額される場合、減額部分に対する解約返戻金は、減額部分に対する積立金額とします。

⚠ご注意

- ■減額後の基本保険金額によっては、積立利率が減額前より低くなることがあります。
- ●ターゲットタイプで円建終身保険への移行前に基本保険金額を減額される場合、目標額は、減額 後の基本保険金額(円換算額)に目標値を乗じた金額に改められます。

3. 解約と解約返戻金について

ご契約を解約された場合または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払します。解約返戻金は一時払保険料より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は少額となる場合もあります。

解約返戻金と一時払保険料との関係

- ●ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額になります。
- ●ご契約を解約・減額された場合、契約日からその日を含めて10年間、解約控除があります。また解約控除のほかに、解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合は、市場金利を反映した市場価格調整が行われます。ただし、解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合は、解約控除・市場価格調整ともに行われません。
- ●ターゲットタイプで円建終身保険への移行後に解約・減額された場合は、解約控除・市場価格調整ともに 行われません。

解約返戻金の計算方法

① 解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合

解約返戻金額=積立金額

② 解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合

解約返戻金額=積立金額×(1-市場価格調整率-解約控除率)

※ターゲットタイプで円建終身保険への移行後に解約・減額された場合は、解約控除・市場価格調整とも に行われません。

の

ご契約のしおり

約

別表

■市場価格調整率(MVA=Market Value Adjustment)について

- ●市場価格調整率とは、解約または基本保険金額の減額時に、そのときの市場金利に応じて解約返戻金額 を調整するための比率です。
- ●この市場価格調整率により、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率が、「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率+C」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。
- ●一般に公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。
- ●市場価格調整率は、つぎの算式によって計算される率とします。

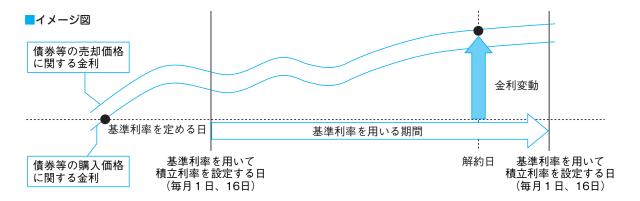
<計算式> $1-\left(\frac{1+$ 適用されている積立利率を計算するための基準利率 $1-\left(\frac{1+$ 解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率+1-

適用されている積立利率を 計算するための基準利率	解約日または減額日の属する積立利率適用期間中の、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率*
解約日・減額日に適用され る積立利率を計算するため の基準利率	解約日または減額日を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、 その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率*
残存月数	解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期 間の満了日までの月数(月数未満切上げ)
С	運用通貨が米国ドルまたは豪ドルの場合は0.3%、ユーロの場合は0.15%、円の場合は0.1%

- * 基準利率については、当社ホームページをご覧ください(ご不明な場合は、当社コールセンターまでお問い合わせください)。
 - 「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率+C」より低い場合 ⇒ 解約返戻金が減少します。
 - 「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率+C」より高い場合 ⇒ 解約返戻金が増加します。

<市場価格調整率の計算式におけるCについて>

- 「C」は以下を金利変動として考慮し当社が設定した率であり、実際の金利変動にかかわらず一律となります。
- ① 当社が基準利率を定める日から解約日までの期間の金利変動(金利上昇)
- ②「債券等の購入価格」に関する金利と「債券等の売却価格」(解約返戻金などのお支払いに充てるために債券等を売却する際の価格)に関する金利の差異



• ご契約日または積立利率計算基準日から解約日までの期間の金利変動がなかった場合、この率「C」は、経過年数が短い(残存月数が長い)ほど解約返戻金を減少させる傾向があります。例えば、積立利率適用期間15年、一時払保険料10,000米国ドル、契約日の基準利率3%の場合で、契約日当日(経過年数0年、残存月数180か月。積立利率による積立金の増加は0)に解約したときの解約返戻金は8,873米国ドルとなります(米国ドル未満を切り捨てているため、実際の数値と異なることがあります)。

説明 主な保険用語

重要なことがら

こ契約にあたって | パ

款

約

別表

《市場価格調整率の例》

下の表は、つぎの条件の場合における市場価格調整率(米国ドル、豪ドルの例)です。

- 積立利率を計算するための基準利率…年3.0%
- 経過年数 …解約日時点における事
 - …解約日時点における契約日・積立利率計算基準日からその日を含めて経過した年数
- 金利変動幅
- …市場価格調整率の算式における「適用されている積立利率を計算するための 基準利率」に対しての「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率」の変動幅

なお、表の数値は小数点第5位を四捨五入して表示しています。

【積立利率適用期間 10年の場合】

経過年数		金利変動幅										
在過十数	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%		
1年	0.1803	0.1444	0.1067	0.0673	0.0258	0.0000	-0.0176	-0.0633	-0.1112	-0.1616		
2年	0.1619	0.1294	0.0955	0.0600	0.0230	0.0000	-0.0157	-0.0561	-0.0983	-0.1424		
3年	0.1432	0.1142	0.0841	0.0527	0.0202	0.0000	-0.0137	-0.0489	-0.0855	-0.1236		
4年	0.1241	0.0987	0.0725	0.0454	0.0173	0.0000	-0.0117	-0.0418	-0.0728	-0.1050		
5年	0.1045	0.0830	0.0608	0.0379	0.0144	0.0000	-0.0098	-0.0347	-0.0603	-0.0868		
6年	0.0845	0.0670	0.0489	0.0305	0.0116	0.0000	-0.0078	-0.0277	-0.0480	-0.0688		
7年	0.0641	0.0506	0.0369	0.0229	0.0087	0.0000	-0.0058	-0.0207	-0.0358	-0.0512		
8年	0.0432	0.0341	0.0248	0.0154	0.0058	0.0000	-0.0039	-0.0137	-0.0237	-0.0338		
9年	0.0218	0.0172	0.0125	0.0077	0.0029	0.0000	-0.0019	-0.0068	-0.0118	-0.0168		
10年	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		

【積立利率適用期間 15年の場合】

公公子***		金利変動幅										
経過年数	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%		
1年	0.2660	0.2154	0.1610	0.1027	0.0399	0.0000	-0.0276	-0.1002	-0.1783	-0.2624		
2年	0.2496	0.2017	0.1505	0.0957	0.0371	0.0000	-0.0256	-0.0927	-0.1646	-0.2415		
3年	0.2328	0.1877	0.1397	0.0887	0.0343	0.0000	-0.0236	-0.0853	-0.1510	-0.2210		
4年	0.2157	0.1735	0.1289	0.0816	0.0315	0.0000	-0.0216	-0.0779	-0.1376	-0.2009		
5年	0.1982	0.1591	0.1179	0.0745	0.0287	0.0000	-0.0196	-0.0706	-0.1243	-0.1811		
6年	0.1803	0.1444	0.1067	0.0673	0.0258	0.0000	-0.0176	-0.0633	-0.1112	-0.1616		
7年	0.1619	0.1294	0.0955	0.0600	0.0230	0.0000	-0.0157	-0.0561	-0.0983	-0.1424		
8年	0.1432	0.1142	0.0841	0.0527	0.0202	0.0000	-0.0137	-0.0489	-0.0855	-0.1236		
9年	0.1241	0.0987	0.0725	0.0454	0.0173	0.0000	-0.0117	-0.0418	-0.0728	-0.1050		
10年	0.1045	0.0830	0.0608	0.0379	0.0144	0.0000	-0.0098	-0.0347	-0.0603	-0.0868		
11年	0.0845	0.0670	0.0489	0.0305	0.0116	0.0000	-0.0078	-0.0277	-0.0480	-0.0688		
12年	0.0641	0.0506	0.0369	0.0229	0.0087	0.0000	-0.0058	-0.0207	-0.0358	-0.0512		
13年	0.0432	0.0341	0.0248	0.0154	0.0058	0.0000	-0.0039	-0.0137	-0.0237	-0.0338		
14年	0.0218	0.0172	0.0125	0.0077	0.0029	0.0000	-0.0019	-0.0068	-0.0118	-0.0168		
15年	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		

※お申込される募集代理店によっては、積立利率適用期間の取扱に制限がある場合があります。

別表

解約控除率について

- ●解約控除率とは、ご契約を解約·減額された場合に適用される経過年数に応じて定められた所定の率を いいます。
- ●解約控除率は、経過年数によって異なります。
- ●解約控除率は、年の途中いつ解約しても一定となります。
- ●経過年数が10年以上のご契約には解約控除はありません。
- ●解約控除率は、運用通貨および経過年月日数に応じてつぎのとおりとします。 〈運用通貨:円〉

経過年数											
1年未満	1年未満 2年未満 3年未満 4年未満 5年					7年未満	8年未満	9年未満	10年未満		
4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%		

〈運用通貨:米国ドル、ユーロ、豪ドル〉

経過年数											
1年未満	年未満 2年未満 3年未満 4年未満 5年未満 6年未満 7年未満 8年未満 9年未満 10 10							10年未満			
7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%		

※経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日または減額日までの経過年数をいいます。

説明 主な保険用語

重要なことがらご確認いただきた

こ契約にあたって || い

款

別表

《解約返戻金の計算例》

下の表は、つぎの条件の場合における解約返戻金額の例です。

- 積立利率を計算するための基準利率…年3.0%
- 解約時の積立金額…10,000米国ドル
- 経過年数 …解約日時点における契約日からその日を含めて経過した年数
- 金利変動幅 …市場価格調整率の算式における「適用されている積立利率を計算するための 基準利率」に対しての「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率」の変動幅

表の数値は、解約返戻金額(米国ドルの例)です。なお、表の数値は米国ドル未満を切り捨てているため、実際の数値と異なることがあります。

【積立利率適用期間 10年の場合】

11/12	1 ~= / 13 / 13									
《▽▽□ 左 ※ b					金利率	受動幅				
経過年数	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	7,567	7,926	8,303	8,697	9,112	9,370	9,546	10,003	10,482	10,986
2年	7,821	8,146	8,485	8,840	9,210	9,440	9,597	10,001	10,423	10,864
3年	8,078	8,368	8,669	8,983	9,308	9,510	9,647	9,999	10,365	10,746
4年	8,339	8,593	8,855	9,126	9,407	9,580	9,697	9,998	10,308	10,630
5年	8,605	8,820	9,042	9,271	9,506	9,650	9,748	9,997	10,253	10,518
6年	8,875	9,050	9,231	9,415	9,604	9,720	9,798	9,997	10,200	10,408
7年	9,149	9,284	9,421	9,561	9,703	9,790	9,848	9,997	10,148	10,302
8年	9,428	9,519	9,612	9,706	9,802	9,860	9,899	9,997	10,097	10,198
9年	9,712	9,758	9,805	9,853	9,901	9,930	9,949	9,998	10,048	10,098
10年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(数値:米国ドル)

【積立利率適用期間 15年の場合】

イタエイツー	产心力炎	10) 10-	+50-700 🗆	1						
奴肾年粉					金利羽	空動幅				
経過年数	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	6,710	7,216	7,760	8,343	8,971	9,370	9,646	10,372	11,153	11,994
2年	6,944	7,423	7,935	8,483	9,069	9,440	9,696	10,367	11,086	11,855
3年	7,182	7,633	8,113	8,623	9,167	9,510	9,746	10,363	11,020	11,720
4年	7,423	7,845	8,291	8,764	9,265	9,580	9,796	10,359	10,956	11,589
5年	7,668	8,059	8,471	8,905	9,363	9,650	9,846	10,356	10,893	11,461
6年	7,917	8,276	8,653	9,047	9,462	9,720	9,896	10,353	10,832	11,336
7年	8,171	8,496	8,835	9,190	9,560	9,790	9,947	10,351	10,773	11,214
8年	8,428	8,718	9,019	9,333	9,658	9,860	9,997	10,349	10,715	11,096
9年	8,689	8,943	9,205	9,476	9,757	9,930	10,047	10,348	10,658	10,980
10年	8,955	9,170	9,392	9,621	9,856	10,000	10,098	10,347	10,603	10,868
11年	9,155	9,330	9,511	9,695	9,884	10,000	10,078	10,277	10,480	10,688
12年	9,359	9,494	9,631	9,771	9,913	10,000	10,058	10,207	10,358	10,512
13年	9,568	9,659	9,752	9,846	9,942	10,000	10,039	10,137	10,237	10,338
14年	9,782	9,828	9,875	9,923	9,971	10,000	10,019	10,068	10,118	10,168
15年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(数値:米国ドル)

※お申込される募集代理店によっては、積立利率適用期間の取扱に制限がある場合があります。

款

別表

<ターゲットタイプで円換算目標額を設定した場合の基本保険金額(円換算額)*1に対する解約返戻金額(円換算額)の割合の例>

下記の表は、つぎの条件の場合における基本保険金額(円換算額)*1に対する解約返戻金額(円換算額)の割合を示しています。

- 運用通貨 …米国ドル、豪ドル
- 積立利率適用期間…10年または15年
- 積立利率 …年2.0%
- 積立利率を計算するための基準利率…年3.0%
- 経過年数 …解約日時点における契約日からその日を含めて経過した年数
- 金利変動幅 ···市場価格調整率の算式における「適用されている積立利率を計算するための 基準利率」に対しての「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するた

めの基準利率」の変動幅

● 為替変動率 …ケース1: 為替変動率が±0%の場合

ケース2:為替変動率が+10%の場合 ケース3:為替変動率が-10%の場合

※為替変動率はつぎの算式によって計算される率とします。

解約返戻金額(円換算額)を算出する際の判定日における当社所定の為替レート*2 基本保険金額(円換算額)*1を算出する際の保険料受領日*3における当社所定の為替レート*4 -1 ×100(%)

- *1 保険料円入金特約の規定により主契約の一時払保険料を円によりお払込の場合は払込まれた一時払保険料の金額となります。
- *2 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日 のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします)を下回ることはありません。
- *3 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日とします。
- *4 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行が公示する対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします)を上回ることはありません。

積立利率適用期間中の為替レートや積立利率を計算するための基準利率の動きによって、契約時の 基本保険金額(円換算額)に対する判定時の解約返戻金額(円換算額)の割合が異なります。円換算 目標額を設定していただく際に参考としてください。

なお、表の数値は1%未満を切り捨てているため、実際の数値と異なることがあります。 ※お申込される募集代理店によっては、積立利率適用期間の取扱に制限がある場合があります。 **重要なことがら** こ確認いただきた

I.ご契約にあたって

約

款

別表

【積立利率適用期間 10年の場合】

ケース1:為替変動率が±0%の場合

%▽、四 左 ※トー					金利羽	变動幅				
経過年数	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	77%	80%	84%	88%	92%	95%	97%	102%	106%	112%
2年	81%	84%	88%	91%	95%	98%	99%	104%	108%	113%
3年	85%	88%	91%	95%	98%	100%	102%	106%	109%	114%
4年	90%	93%	95%	98%	101%	103%	104%	108%	111%	115%
5年	95%	97%	99%	102%	104%	106%	107%	110%	113%	116%
6年	99%	101%	103%	106%	108%	109%	110%	112%	114%	117%
7年	105%	106%	108%	109%	111%	112%	113%	114%	116%	118%
8年	110%	111%	112%	113%	114%	115%	115%	117%	118%	119%
9年	116%	116%	117%	117%	118%	118%	118%	119%	120%	120%
10年*1	121%	121%	121%	121%	121%	121%	121%	121%	121%	121%

ケース2:為替変動率が+10%の場合

	· ///9 🗆 💆		1070079							
≪▽\□ /== ※ h					金利羽	变動幅				
経過年数	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	84%	88%	93%	97%	102%	105%	107%	112%	117%	123%
2年	89%	93%	97%	101%	105%	108%	109%	114%	119%	124%
3年	94%	97%	101%	104%	108%	111%	112%	116%	120%	125%
4年	99%	102%	105%	108%	112%	114%	115%	119%	122%	126%
5年	104%	107%	109%	112%	115%	117%	118%	121%	124%	127%
6年	109%	112%	114%	116%	118%	120%	121%	123%	126%	128%
7年	115%	117%	119%	120%	122%	123%	124%	126%	128%	130%
8年	121%	122%	123%	125%	126%	127%	127%	128%	130%	131%
9年	127%	128%	128%	129%	130%	130%	130%	131%	132%	132%
10年*1	134%	134%	134%	134%	134%	134%	134%	134%	134%	134%

ケース3:為替変動率が-10%の場合

経過年数		金利変動幅												
**************************************	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%				
1年	69%	72%	76%	79%	83%	86%	87%	91%	96%	100%				
2年	73%	76%	79%	82%	86%	88%	89%	93%	97%	101%				
3年	77%	79%	82%	85%	88%	90%	92%	95%	98%	102%				
4年	81%	83%	86%	88%	91%	93%	94%	97%	100%	103%				
5年	85%	87%	89%	92%	94%	95%	96%	99%	101%	104%				
6年	89%	91%	93%	95%	97%	98%	99%	101%	103%	105%				
7年	94%	95%	97%	98%	100%	101%	101%	103%	104%	106%				
8年	99%	100%	101%	102%	103%	103%	104%	105%	106%	107%				
9年	104%	104%	105%	105%	106%	106%	107%	107%	108%	108%				
10年*1	109%	109%	109%	109%	109%	109%	109%	109%	109%	109%				

*1 経過年数が10年の行の数値は、計算基準日が積立利率計算基準日となるため、市場価格調整は行われません。

別表

【積立利率適用期間 15年の場合】

ケース1:為替変動率が±0%の場合

経過年数	金利変動幅									
TE 10 4 女X	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	68%	73%	79%	85%	91%	95%	98%	105%	113%	122%
2年	72%	77%	82%	88%	94%	98%	100%	107%	115%	123%
3年	76%	81%	86%	91%	97%	100%	103%	109%	116%	124%
4年	80%	84%	89%	94%	100%	103%	106%	112%	118%	125%
5年	84%	88%	93%	98%	103%	106%	108%	114%	120%	126%
6年	89%	93%	97%	101%	106%	109%	111%	116%	121%	127%
7年	93%	97%	101%	105%	109%	112%	114%	118%	123%	128%
8年	98%	102%	105%	109%	113%	115%	117%	121%	125%	130%
9年	103%	106%	110%	113%	116%	118%	120%	123%	127%	131%
10年	109%	111%	114%	117%	120%	121%	123%	126%	129%	132%
11年	113%	116%	118%	120%	122%	124%	125%	127%	130%	132%
12年	118%	120%	122%	123%	125%	126%	127%	129%	131%	133%
13年	123%	124%	126%	127%	128%	129%	129%	131%	132%	133%
14年	129%	129%	130%	130%	131%	131%	132%	132%	133%	134%
15年*2	134%	134%	134%	134%	134%	134%	134%	134%	134%	134%

ケース2:為替変動率が+10%の場合

経過年数		金利変動幅								
**************************************	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	75%	80%	87%	93%	100%	105%	108%	116%	125%	134%
2年	79%	84%	90%	97%	103%	108%	110%	118%	126%	135%
3年	83%	89%	94%	100%	107%	111%	113%	120%	128%	136%
4年	88%	93%	98%	104%	110%	114%	116%	123%	130%	137%
5年	93%	97%	102%	108%	113%	117%	119%	125%	132%	139%
6年	98%	102%	107%	112%	117%	120%	122%	128%	134%	140%
7年	103%	107%	111%	116%	120%	123%	125%	130%	136%	141%
8年	108%	112%	116%	120%	124%	127%	128%	133%	138%	143%
9年	114%	117%	121%	124%	128%	130%	132%	136%	140%	144%
10年	120%	122%	125%	129%	132%	134%	135%	138%	142%	145%
11年	125%	127%	130%	132%	135%	136%	137%	140%	143%	146%
12年	130%	132%	134%	136%	138%	139%	140%	142%	144%	146%
13年	136%	137%	138%	140%	141%	142%	142%	144%	145%	147%
14年	141%	142%	143%	144%	144%	145%	145%	146%	146%	147%
15年*2	148%	148%	148%	148%	148%	148%	148%	148%	148%	148%

約

款

別表

ケース3:為替変動率が-10%の場合

《▽▽□ 左 ※ ♭					金利羽	逐動幅				
経過年数	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	61%	66%	71%	76%	82%	86%	88%	95%	102%	110%
2年	65%	69%	74%	79%	84%	88%	90%	97%	103%	111%
3年	68%	72%	77%	82%	87%	90%	93%	98%	105%	111%
4年	72%	76%	80%	85%	90%	93%	95%	100%	106%	112%
5年	76%	80%	84%	88%	93%	95%	97%	102%	108%	113%
6年	80%	83%	87%	91%	95%	98%	100%	104%	109%	114%
7年	84%	87%	91%	95%	98%	101%	102%	107%	111%	115%
8年	88%	91%	95%	98%	101%	103%	105%	109%	112%	117%
9年	93%	96%	99%	101%	104%	106%	108%	111%	114%	118%
10年	98%	100%	103%	105%	108%	109%	110%	113%	116%	119%
11年	102%	104%	106%	108%	110%	111%	112%	115%	117%	119%
12年	106%	108%	109%	111%	113%	114%	114%	116%	118%	119%
13年	111%	112%	113%	114%	115%	116%	116%	118%	119%	120%
14年	116%	116%	117%	117%	118%	118%	118%	119%	120%	120%
15年*2	121%	121%	121%	121%	121%	121%	121%	121%	121%	121%

*2 経過年数が15年の行の数値は、計算基準日が積立利率計算基準日となるため、市場価格調整は行われません。

解約返戻金のご請求について

- ●積立利率計算基準日を解約日・減額日に指定することができます。
- ●つぎに定める日(解約日・減額日)の積立金額を基準として計算した金額を解約返戻金として保険 契約者にお支払いたします。

解約日

- 積立利率計算基準日を解約日に指定しない解約の場合
 - …解約に必要な請求書類が当社に到着した日
- 積立利率計算基準日を解約日に指定しての解約の場合
- …解約に必要な請求書類が当社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日
- 積立利率計算基準日を減額日に指定しない減額の場合 …減額に必要な請求書類が当社に到着した日

減額日

- 積立利率計算基準日を減額日に指定しての減額の場合
 - …減額に必要な請求書類が当社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日

⚠ご注意

- ●解約返戻金額は、ターゲットタイプで円建終身保険への移行後を除き、運用通貨建で計算されます。そのため、運用通貨が外貨で、円に換算した場合の金額は、為替相場の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- ●運用通貨が外貨の場合、同金銭のお受取には運用通貨で受領できる口座が必要になります。ただし、円で受取る場合を除きます。なお、外貨でのお支払は円でのお支払に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ●外貨で解約返戻金をお支払する際に、お支払にかかる諸手数料をお支払額より差し引かせていた だく場合があります。
- ●また、外貨でのお受取の際には、金融機関により諸手数料が必要となる場合があります。当該手数料は、お客様の負担となります。

4. 被保険者による保険契約者への解約の請求について

- ●被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険 契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受け た保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ① 保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払 事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ② 保険金等の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行 おうとした場合
 - ③ 上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存 続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込 の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

5. 差押債権者、破産管財人等による解約について

●保険契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます)によるご契約の解約は、解約の 通知が当社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

6. 保険金等の受取人による保険契約の存続について

- ●債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、以下のすべてを満 たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②保険契約者でないこと
- ●保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経 過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ① 保険契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額 を債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期 間内に行うこと)

こ契約にあたって

Ⅱしくみと特徴につ

<u>V</u>.

款

7. 各種変更手続について

■つぎのような場合にはすみやかに当社までご連絡ください。

- ●保険金等の支払事由が生じた場合
- ●転居、町名変更の場合
- ●名義変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失等の場合

■保険金等の受取人の変更について

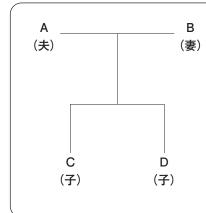
- ●保険契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません(保険契約者と保険金等の受取人が法人の場合を除きます)。
- ●保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。
- ※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。

■遺言による保険金等の受取人の変更について

- ●保険契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。
- ●保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- ※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。

■死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください

- ●新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ●死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡 保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。



-保険契約者・被保険者 A さん 死亡保険金受取人 B さん

- ○Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん(保険契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。
- (注) 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にご連絡ください。

約

別表

8. 生命保険と税金について

以降の記載は2018年12月現在の税法にもとづいております。 個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。また、税務取扱は将来変更され ることがあります。

外貨建保険のお取扱について

- ●この保険契約にかかわる金銭の授受は、運用通貨が外貨(米国ドル、ユーロ、豪ドル)の場合、その外貨により行われますが、日本において契約される生命保険契約ですので、税法上のお取扱については他の円建の生命保険と同じになります。 円換算時に用いる為替レートは、一般的につぎの為替レートを適用し、円に換算するものとされています。
 - ※運用通貨が外貨で、保険料円入金特約により円で保険料をお払込されている場合は、保険料は円換算額を、また円支払特約等により円でお受取になっている場合は、各支払金は円換算額を基準とします。

詳しくは、税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート* ¹
保険料*2	保険料受領日	対顧客電信仲値(TTM)
死亡保険金*3	被保険者の死亡日	〈相続税の対象となる場合〉対顧客電信買相場(TTB)
災害死亡保険金*3	微体映合の光に口	〈所得税の対象となる場合〉対顧客電信仲値(TTM)
解約返戻金*3	解約日・減額日	対顧客電信仲値(TTM)

*1 当社の行う税務計算の方法は下記のとおりです。

TTM: 当社が指標として指定する銀行のTTM

TTB:TTBに準じる為替レートとして「円支払特約用の為替レート」を用います。

- *2 保険料円入金特約により円で一時払保険料相当額をお払込になっている場合は、円で支払った金額となります。また、保険料外貨入金特約により一時払保険料相当額を米国ドルでお払込になっている場合は、米国ドルで支払った金額を保険料受領日の「当社が指標として指定する銀行の対顧客電信仲値(TTM)」により円換算した金額となります。
- *3 円支払特約により円でお受取になっている場合は、円で受取った金額となります。
- ※税法上の取扱については、将来変更される可能性があります。

約

款

保険料について

お払込になった保険料は「生命保険料控除」の対象となりますので、所得税、住民税が軽減されます。

■所得税の生命保険料控除

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

一時払保険料の円換算額	控除される金額
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の生命保険料控除

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

一時払保険料の円換算額	控除される金額
56,000円をこえるとき	一律28,000円

- ※受取人が保険契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。
- ※「生命保険料控除証明書」を発行します。年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。
- ※運用通貨が外貨の場合、生命保険料控除証明書は運用通貨額を保険料受領日の「当社が指標として指定する銀行の対顧客電信仲値(TTM)」により円換算した金額を記載します。ただし、保険料円入金特約を付加した場合には円換算額を記載します。また、保険料外貨入金特約を付加した場合には、お払込になった米国ドル額を保険料受領日の「当社が指標として指定する銀行の対顧客電信仲値(TTM)」により円換算した金額を記載します。

死亡保険金等の税制上のお取扱について

■死亡保険金を受取られたときの税金

契約形態		22 約 例	ij	税の種類
关利/D.思	契約者	被保険者	受取人	がり、性質
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
実制者と 板体 関 一 人 の 場 日	本人	本人	子	10 70 170
契約者が受取人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)
契約省が支取人の場合	本人	子	本人	住民税
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税
契利台・板体映台・支取人がそれぞれ異なる場合	本人	子	配偶者	

▲ ご注意

●介護年金移行特約により介護年金を受取られたときの税制上のお取扱について 介護年金は所得税(雑所得)の対象となります。実際にお受取りになる年金額は源泉徴収の対象 となることがあります。



Ⅳ. 請求手続について

1.	請求手続について ——————	70
2.	「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ —————	72

約

款

約

1.請求手続について

- ●保険金等の支払事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- ●保険金等の請求のお手続きは、以下(1~6)の手順になります。





お手元の「保険証券」でご契約内容をご確認ください。





当社コールセンターにご連絡ください。

お客さま

受付時間/平日8:30~20:00 土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)





当社よりご請求に必要な書類等を郵送等でお届けします。





所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、 診断書等をご準備ください。すべての書類が整いましたら、 当社へご提出ください。





当社にて、ご提出いただいた書類を拝見します。





保険金等をお受取ください。

(ご契約の約款の内容に従い、保険金等をご指定の口座へお支払いたします)

⚠ご注意

- ●必要書類に不備がありますとお支払が遅れることがあります。
- ●ご契約の約款規定により、保険金等をお支払できない場合があります。
- ●保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点 が生じた場合等についても、すみやかに当社までご連絡ください。

<mark>参照 〉 各種請求書類については、巻末の「別表」をご参照ください。</mark>

Ш,

約

■ご請求に必要な書類

- ●指定代理請求特約による代理請求については、保険金等の請求書類の他、下記の書類が必要となり ます。
 - ① 指定代理請求人の戸籍抄本
 - ② 指定代理請求人の住民票
 - ③ 指定代理請求人の印鑑証明書
 - ④ 指定代理請求人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見をうけているときまたは当社が特に提出を求めたとき)

⚠ご注意

- ●保険金等のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間を過ぎますと、ご請求の権利がなくなります。
- ●保険金等のお支払に際し、当社の担当者または当社で委託した者が確認させていただく場合があります。確認に際し、正当な理由がなくご回答いただけなかったり、同意をいただけない場合、その確認が終わるまで保険金等のお支払はできません。

■保険金等の支払場所について

●保険金等は、当社の本社または当社の指定した場所でお支払します。

■外国に居住することとなる場合のお願い

●保険契約者、被保険者、または死亡保険金受取人が外国に居住することとなる場合(旅行その他ー 時的に滞在する場合を除きます)には、事前に日本国内に居住する方を代理人または連絡人に指定 し、この旨を当社へご連絡ください。

■保険金等のお支払期限について

- ●保険金等は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に お支払いたします。
- ●ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めております。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等を請求した方にその旨を通知します。

保険金等を支払うために確認が必要な場合	お支払期限
① 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ② 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合 ③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ④ 重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合	保険金等の請求のための書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日

- ●上記①から④を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。
- ●普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払いたします。
- ※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。
- ※保険金等をお支払するための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

■管轄裁判所について

●保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします)をもって合意による管轄裁判所とします。

説明主な保険用語

重要なことがら

ジ契約にあたって

約

款

2. 「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金・死亡一時金(以下、「死亡保険金等」といいます)については円によるお支払に限り、「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしております。

「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

お取扱の対象となる契約

- ●死亡日が責任開始日から2年を経過している契約
- ●死亡保険金等の受取人が単独指定されている契約 (複数人指定されている契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません)
- ●死亡保険金等の受取人が法人または個人事業主ではない契約
- ●死亡保険金等の受取人が未成年ではない契約
- ●有効中の契約
- ●死亡保険金等の請求権に制限のない契約 (質権設定中契約または保険金請求権差押契約等はお取扱できません)
- ※死亡保険金等をお支払できない可能性がある契約や取消、無効または解除の可能性がある契約はお 取扱できません。
- ※死亡保険金等の受取人の死亡保険金等のご請求に関する行為能力に制限のある契約はお取扱できません。

<u>このサービスでお支払する死亡</u>保険金等について

- ●死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに1,000万円*を上限とし、死亡保険金等の一部または全部をお支払します。
 - * 外貨建の死亡保険金等の場合、死亡日における当社が指標として指定する銀行のTTM (対顧客電信仲値) で 円に換算した額で1,000万円が上限となります。
- ●お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- ●死亡日より2週間以内にお申し出いただいた契約に限ります。
- ●死亡保険金等の金額の範囲となります(災害死亡保険金は、取扱対象外です)。
- ●一部お支払した場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支払します。

提出書類

[○ ⇒ ご提出が必要です × ⇒ ご提出は不要です]

請求書類	死亡保険金即日支払請求時の必要書類		
胡水青料	死亡保険金等の一部請求	死亡保険金等の全部請求	
死亡保険金簡易支払請求書	\circ	\circ	
死亡診断書(死体検案書)	*1	*1	
被保険者の住民票(戸籍抄本)	×	*2	
保険証券	×	\circ	

- *1 死亡診断書(死体検案書)のコピーでもお取扱します。
- *2 死亡保険金等の支払後に、死亡事実の記載された被保険者の住民票(または戸籍抄本)をご提出いただきます。

▲ご注意

- ●ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金等をその日のうちにお支払できない場合もございます。
- ●その他、当社の定めるところによります。

死亡保険金等の支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。



V. 諸制度その他 生命保険に 関するお知らせ

2. 3. 4. 5. 6. 7.	当社の組織形態(株式会社)について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
8.	「生命保険契約者保護機構」について ―――――	

約

款

約

1. 当社の組織形態(株式会社)について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約 者のように、「社員」(構成員)として当社の運営に参加することはできません。

2. 個人情報の取扱について

個人情報保護宣言

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客さまの個人情報を、次のとおり、適正に取扱うことをここに宣言いたします。

- 1. 個人情報の保護を、単なる情報管理としてではなく、個人の人格尊重および権利利益の保護の理念の下に実施いたします。
- 2. 生命保険業を通じて当社に与えられた責務を果たすことを前提として、個人情報の保護に努めてまいります。
- 3. お客さまの個人情報の取扱にあたっては、顧客保護の観点から、継続的な管理態勢の整備に努めてまいります。
- 4. 個人情報の有効利用の推進と個人情報の保護との両立を目指します。
- 5. 「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律」(以下「マイナンバー法」といいます。)その他の法令を遵守し、個人情報の保護に 努めるとともに、個人情報保護方針の継続的改善に努めてまいります。

個人情報の取扱について

1. 利用目的

当社は、生命保険業に伴って取扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、以下の目的で取得、管理および利用いたします。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続および維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内および提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連および付随する業務

ただし、個人番号および特定個人情報につきましては、「マイナンバー法」に基づき、保険取引に関する支払調書作成事務の範囲内でのみ取得、管理および利用いたします。

2. 情報の種類

当社は、お客さまの住所、氏名、性別、生年月日、お客さまの健康状態、職業、家族構成など、 上記1. の利用目的を達成するために必要な個人情報を取得いたします。

なお、個人番号および特定個人情報につきましては、「マイナンバー法」に基づき、保険取引に関する支払調書作成事務の範囲を超えて取得いたしません。

3. 情報取得の方法

当社は、法令に従い、適正かつ公正な方法により個人情報を取得します。また、個人情報を取得するにあたっては、利用目的を個人情報保護方針により公表し、直接書面等によりお客さまに関する個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示いたします。

別表

【主な取得元および取得方法】

保険契約申込書・告知書、アンケート、電話、インターネット、面談等

- ① 当社では、お客さまとの電話の通話内容について、内容確認のため録音させていただく場合があります。
- ② 当社ウェブサイトでは、今後より良いサービスを提供していくために、当社ウェブサイトへのアクセス数、どのページをご覧になったか、どこからアクセスいただいたか、どのくらいの時間ご覧いただいたか等の情報を取得しています。また、お客さまに電子メールを配信するにあたり、閲覧状況の分析によるサービスの充実のため、電子メールの配信エラー状況、HTMLメールの開封またはプレビュー状況、電子メールから当社ウェブサイトへのアクセス情報等を、お客さま個人を識別可能な情報として取得する場合があります。

4. 第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

- ① お客さまが同意されている場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 公共の利益のために必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑥ お客さまの保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会(http://www.seiho.or.jp/)に登録するなど生命保険制度を健全に運営するために必要であると考えられる場合
- ⑦ 合併、分社化、事業譲渡などにより、事業の全部または一部が引き継がれる場合
- ⑧ 上記 1. の利用目的を達成するために、守秘義務を課した上で業務委託などを行う場合 ただし、個人番号および特定個人情報につきましては、「マイナンバー法」に定める場合を除き、お客さまの同意の有無にかかわらず、第三者へ提供いたしません。

5. 情報の管理

当社は、利用目的に照らして必要と判断した範囲内で、お客さまの個人情報の正確性、最新性および適切な内容を維持するよう努めています。また、お客さま情報への不正なアクセスや情報の漏えいなどのリスクに対して必要な対策を講じます。

また、当社では、各種保険契約のお引受け、ご継続および維持管理、保険金・給付金などのお支払い業務などの委託業務において、お客さまの個人情報の全部または一部を委託先へ提供する場合がございます。この場合、当社は、個人情報を適正に取扱う委託先を選定し、守秘契約を締結するなど、委託先の統合的な安全性の確認および管理を行っています。

さらに、当社では、「情報資産管理委員会」、「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置し、個人情報の適正な管理の推進をはかり、お客さまの個人情報保護に向けた取り組みを行っています。

6. 個人情報管理規程等の制定

当社は、個人情報保護方針を実施するために個人情報管理規程等を定め、お客さまの個人情報を含むすべての個人情報について適切な利用に努めます。

説明 主な保険用語

墨要なことがら

I.ご契約にあたって ||

約

款

別表

7. 教育および研修

当社は、個人情報を適切に管理するため、当社の役員および従業者に対して、個人情報保護方針および個人情報管理規程等に関する教育および研修を実施します。

8. 保有個人データの開示、訂正および利用停止等

当社は、お客さまの保有個人データに関して、開示、訂正および利用停止等のご依頼があった場合は、ご本人からのご依頼であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示、訂正および利用停止等をいたします。

【受付方法】

「PGF生命の個人情報等に関する窓口」(下記)までご連絡いただきますようお願いいたします。

【開示等手数料】

保有個人データの開示および利用目的の通知については、当社の定めるところにより、所定の手数料が必要となる場合があります。

9. 個人情報および苦情等に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱に関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

PGF生命の個人情報等に関する窓口

お電話による窓口【コールセンター】

0120-56-2269 通話料無料

受付時間/平日8:30~20:00、土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

郵送等による窓口【お客様サービスチーム】

〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地 一番町東急ビル 3階

窓口受付時間/平日9:00~17:30(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)

当社の個人情報の取扱についての詳細は、当社ホームページで公表しております。ホームページアドレス http://www.pgf-life.co.jp/

当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先 【(一社) 生命保険協会 生命保険相談室】

TEL 03-3286-2648

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル 3階

受付時間/9:00~17:00 (土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く)

ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/

約

別表

3. 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社にお問い合わせください。

【登録事項】

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- ② 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤ 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般 社団法人生命保険協会ホームページ(http://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

説明主な保険用語

の

重要なことがらご確認いただきたい

ご契約にあたって

約

款

約

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社にお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします)
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(http://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

別表

4.取引時確認について

当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、ご契約等の際にお客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客さまの場合はご契約により実質的支配者(法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等)の確認等をおこなっています。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

ご確認させていただいた内容に変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

5.「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」について

FATCAとは、特定米国人等(米国国民、米国居住者*1、米国法人、特定米国人所有の外国事業体*2等)による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが特定米国人等であるかを確認すること等を求める米国の法律です。

当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明*3に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが特定米国人等であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

- *1 一般的に米国での滞在日数が3年間で183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。 また、永住権所有者は滞在日数にかかわらず米国居住者に含まれます。
- *2 実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体をいい、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。
- *3 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

6. 税法上の居住地国の確認について

当社では、外国の金融口座を利用した国際的な脱税等を防ぐことを目的とした実特法*1に基づき、新契約の申込時や保険契約者の変更時、解約返戻金・満期保険金・年金等の支払手続時に、税法上の居住地国*2を確認させていただきます。税法上の居住地国とは、住所を有するもしくは居住者となることにより、所得税・法人税に相当する税を課される国をいいます。

税法上の居住地国が日本以外の場合、新規届出書をご提出いただきます。また、新規届出書ご提出後、 国籍の変更や海外渡航等により税法上の居住地国に変更が生じた場合、異動届出書等をご提出いただ く必要があります。税法上の居住地国に変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

なお、新規届出書をご提出いただけない場合または新規届出書・異動届出書に虚偽の内容を記載した場合は実特法に基づき罰則が科せられる可能性があります。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いします。

- *1 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
- *2 税法上の居住地国については、法令等に基づき、お客様ご自身にご判断いただく必要があります。当社及び 募集代理店は、税務上の事項において具体的なアドバイスを行うことができません。詳しくは、税理士にご 相談ください。

保険用

重要なことがらご確認いただきたい

こ契約にあたって

ご契約後について

フ . 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付 金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者 保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、 年金額、給付金額等が削減されることがあります。

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機 構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻 に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係 る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保 険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を 図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入するこ とが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際し て資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係 る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、 責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90 %が補償されるものではありません。(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に 維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の 変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわ せて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは 別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
- 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金 **※** 1 原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分につい ての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、 個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)をこえていた契約を指します(注2)。 当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に 対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

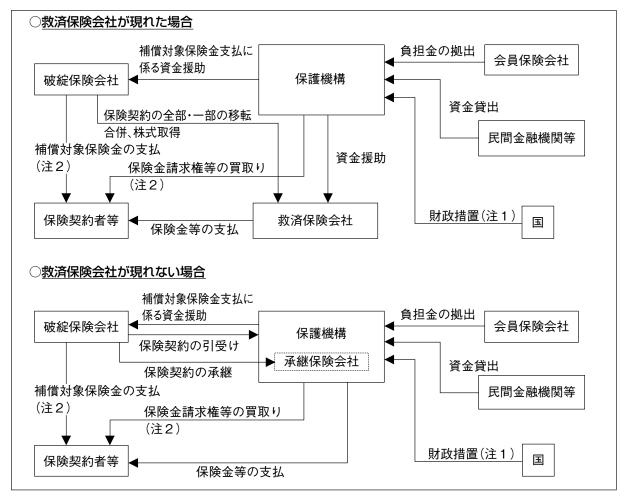
- (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務 大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構 のホームページで確認できます。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定 利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを 判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している 場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結さ れているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。 ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かに かかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源 として積立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるもので はありません。

の

約

別表

【生命保険契約者保護機構(概略図)】



- (注1)上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の 拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われ るものです。
- (注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権 等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と 同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)
- ◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、 法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

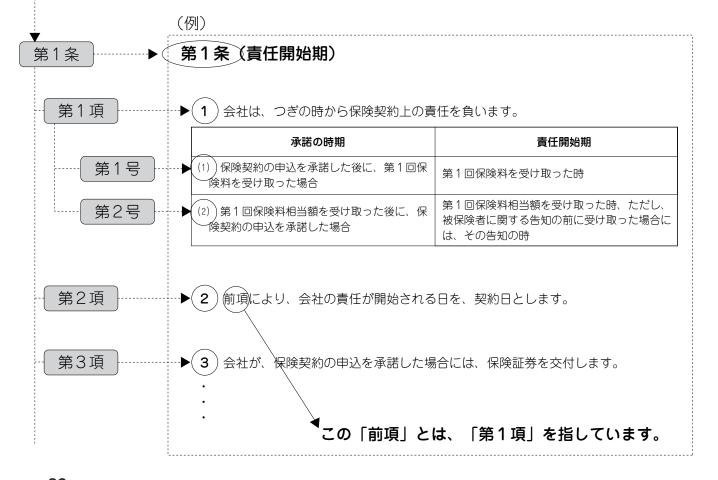
約款・特約条項の読み方

◆各約款・特約条項の最初のページには、大分類および各条の目 次を掲載しています。

(例)



◆約款・特約条項では、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しています(条文によっては「項」や「号」がない場合もあります)。





約

款

積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 通貨

第2条 通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立利率および積立金額

第4条 積立利率および積立金額

第5条 積立利率の更改

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 生死不明その他の場合の取扱

第8条 災害死亡保険金の削減支払

第9条 保険金の請求手続

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人に よる保険契約の存続

第10条 解約

第11条 解約返戻金

第12条 保険金の受取人による保険契約の存

続

7 契約内容の変更

第13条 基本保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条 告知義務

第17条 告知義務違反による解除

第18条 告知義務違反による解除ができない

場合

10 重大事由による解除

第19条 重大事由による解除

11 保険金の受取人

第20条 保険金の分割割合

第21条 受取人の代表者

第22条 会社への通知による保険金の受取人

の変更、成年後見等の開始

第23条 遺言による保険金の受取人の変更

12 保険契約者

第24条 保険契約者の代表者

第25条 保険契約者の変更

第26条 保険契約者の住所変更、成年後見等

の開始

13 被保険者の業務変更等

第27条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの

処理

第28条 契約年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第30条 契約者配当

16 時効

第31条 時効

17 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

18 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払の米国ドル建終身保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
 - 被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 災害死亡保険金
 - 被保険者が不慮の事故または感染症により死亡したときに支払います。

1 用語の意義

第1条(用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「基本保険金額」とは、保険契約締結の際または基本保険金額の減額の際、保険契約者の申し出によって定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。
- (2) 「積立金」とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいいます。
- (3) 「積立利率」とは、金利情勢に基づいて会社の定める方法により計算した、基本保険金額に応じて定まる利率をいいます。
- (4) 「積立利率適用期間」とは、積立利率を適用する期間のことをいいます。なお、保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める範囲内で積立利率適用期間を指定することとし、以後これを変更することはできません。
- (5) 「積立利率計算基準日」とは、契約日から積立利率適用期間ごとの年単位の契約応当日(契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。この場合、その日の前日を積立利率適用期間の満了日とします。)をいいます。
- (6) 「保険金」とは、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。

2 通貨

第2条(通貨)

この保険における通貨は、アメリカ合衆国通貨(以下、「米国ドル」といいます。)とし、保険契約者は、保険契約締結の際、米国ドルにより基本保険金額を指定することを要します。

3 責任開始期

第3条(責任開始期)

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期	
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時	
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時、ただし、被保 険者に関する告知の前に受け取った場合には、その 告知の時	

- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 死亡保険金受取人(普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。)の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

- (5) 保険期間
- (6) 基本保険金額
- (7) 保険料およびその支払方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券の作成年月日
- (10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

4 積立利率および積立金額

第4条(積立利率および積立金額)

- **1** 会社は、積立金を、基本保険金額に応じて定まる積立利率を付けて経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます(以下、同じとします。)。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日における積立利率を契約日から積立利率適用期間の満了日まで適用 し、積立利率を更改した場合には、積立利率計算基準日における積立利率を、その積立利率計算基準日か ら積立利率適用期間の満了日まで適用します。
- 3 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じて、つぎに定める基準利率に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ基本保険金額に応じた新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。

契約日または積立利率 計算基準日	基準利率
1日から15日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。)の直前5日(ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。)分の第5項に定める指標金利の平均値
16日から末日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月11日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。)の直前5日(ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。)分の第5項に定める指標金利の平均値

- 4 前項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率(保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.05%とします。以下、同じとします。)を下回る場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、積立利率適用期間と同じ年数物の金利スワップレート、米国ドルー米国ドル買値とします。
- 6 前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により金利スワップレートが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど金利スワップレートを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第5条(積立利率の更改)

- 1 会社は、積立利率計算基準日に積立利率を更改します。
- 2 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。

5 保険金の支払

第6条(保険金の支払)

1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受取人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解 約返戻金額を下回る場合に は、解約返戻金額とします。	
(2) 災害死亡保険金 (死亡保険金に加えて支払います。)	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)(ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。) ② 責任開始期以後に発病した感染症(別表10)	被保険者が死亡した日における積立金の20%相当額	死亡保険金 受取人

2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)は、つぎのとおりです。

	保険金の種類	免 責 事 由
(1)	死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2)	災害死亡保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条(生死不明その他の場合の取扱)

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 3 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって保険金を支払わないときは、会社は、積立金(前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の積立金)を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

第8条(災害死亡保険金の削減支払)

被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

第9条(保険金の請求手続)

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- **2** 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類(別表 4)を提出して、 保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じた場合に、会社所定の取扱条件を満たすときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める金額等の範囲内で、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- **4** 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の 請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の 確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわら ず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含め て25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至っ た原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第19条(重大事由による解除) 第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無 または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受 取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の 意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時 までにおける事実

6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日か らその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最 も多い日数)を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45⊟
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60⊟
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90⊟
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180⊟
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90⊟
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査	60⊟

- 7 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める

期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。

9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条 (解約)

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 3 本条の解約は、請求書類(別表4)が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての解約が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 前項の解約の効力が生じる日を以下「解約日」といいます。

第11条 (解約返戻金)

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として別表23-2に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第9条(保険金の請求手続)第4項および第8項の規定 を準用します。この場合、第9条第4項中、「その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日 を含めて」を「解約日の翌日からその日を含めて」と読み替えます。

第12条 (保険金の受取人による保険契約の存続)

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による 保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力 を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。)の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第13条(基本保険金額の減額)

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって基本保険金額を減額することができます。 ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、会社の定める計算方法により積立金額も減額されます。また、積立金額の計算に際しては、減額後の基本保険金額に応じて定まる積立利率が、契約日または直前の積立利率計算基準日から適用されていたものとして再計算します。
- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 4 本条の減額は、請求書類(別表4)が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての減額が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 前項の減額の効力が生じる日を以下「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第11 条(解約返戻金)の規定を準用して支払います。この場合、第11条中、「解約日」を「減額日」と読み替

えます。

7 本条の規定により基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額を保険証券に表示します。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条(詐欺による取消)

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第17条(告知義務違反による解除)

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた 事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かっ て保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- **3** 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、保険金の支払を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知で きない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条(解約返戻金)の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

第18条(告知義務違反による解除ができない場合)

- **1** 前条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第16条(告知義務)に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条(告知義務)に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

10 重大事由による解除

第19条 (重大事由による解除)

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。)を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - (2) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - (3) この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、死亡保険金または災害死亡保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、 この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
 - (6) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保 険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知でき ない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条(解約返戻金)の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険金の受取人

第20条 (保険金の分割割合)

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合(各受取人の受取分)を指定してください。 分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第21条 (受取人の代表者)

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対して した行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第22条(会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始)

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取 人とします。
- **4** 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、 前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受 取人とします。
- 5 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 第1項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 7 第1項の規定により死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 8 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 9 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第23条(遺言による保険金の受取人の変更)

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知 しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項から第7項までの規定を準用します。

12 保険契約者

第24条 (保険契約者の代表者)

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険 契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした 行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条(保険契約者の変更)

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させる ことができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第26条(保険契約者の住所変更、成年後見等の開始)

- **1** 保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到 達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

13 被保険者の業務変更等

第27条 (被保険者の業務変更等)

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条 (契約年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第29条(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を 更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

15 契約者配当

第30条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第31条 (時効)

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその 権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 管轄裁判所

第32条(管轄裁判所)

保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が 2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内 に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意に よる管轄裁判所とします。

18 契約内容の登録

第33条(契約内容の登録)

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。
- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市、区、郡までとします。)
- (2) 災害死亡保険金の金額
- (3) 契約日
- (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものと

します。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された 内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本 条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、 最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。)から5年以内に保険契約につい て死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された 内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができ るものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないもの とします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- **8** 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度 障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、 死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

Memo

積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 通貨

第2条 通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立利率および積立金額

第4条 積立利率および積立金額

第5条 積立利率の更改

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 生死不明その他の場合の取扱

第8条 災害死亡保険金の削減支払

第9条 保険金の請求手続

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人に よる保険契約の存続

第10条 解約

第11条 解約返戻金

第12条 保険金の受取人による保険契約の存

続

7 契約内容の変更

第13条 基本保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条 告知義務

第17条 告知義務違反による解除

第18条 告知義務違反による解除ができない

場合

10 重大事由による解除

第19条 重大事由による解除

11 保険金の受取人

第20条 保険金の分割割合

第21条 受取人の代表者

第22条 会社への通知による保険金の受取人

の変更、成年後見等の開始

第23条 遺言による保険金の受取人の変更

12 保険契約者

第24条 保険契約者の代表者

第25条 保険契約者の変更

第26条 保険契約者の住所変更、成年後見等

の開始

13 被保険者の業務変更等

第27条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの

処理

第28条 契約年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第30条 契約者配当

16 時効

第31条 時効

17 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

18 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払のユーロ建終身保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
 - 被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 災害死亡保険金

被保険者が不慮の事故または感染症により死亡したときに支払います。

1 用語の意義

第1条(用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「基本保険金額」とは、保険契約締結の際または基本保険金額の減額の際、保険契約者の申し出によって定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。
- (2) 「積立金」とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいいます。
- (3) 「積立利率」とは、金利情勢に基づいて会社の定める方法により計算した、基本保険金額に応じて定まる利率をいいます。
- (4) 「積立利率適用期間」とは、積立利率を適用する期間のことをいいます。なお、保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める範囲内で積立利率適用期間を指定することとし、以後これを変更することはできません。
- (5) 「積立利率計算基準日」とは、契約日から積立利率適用期間ごとの年単位の契約応当日(契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。この場合、その日の前日を積立利率適用期間の満了日とします。)をいいます。
- (6) 「保険金」とは、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。

2 通貨

第2条(通貨)

この保険における通貨は、欧州単一通貨(以下、「ユーロ」といいます。)とし、保険契約者は、保険契約締結の際、ユーロにより基本保険金額を指定することを要します。

3 責任開始期

第3条(責任開始期)

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期	
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時	
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時、ただし、被保 険者に関する告知の前に受け取った場合には、その 告知の時	

- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 死亡保険金受取人(普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。)の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

- (5) 保険期間
- (6) 基本保険金額
- (7) 保険料およびその支払方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券の作成年月日
- (10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

4 積立利率および積立金額

第4条(積立利率および積立金額)

- **1** 会社は、積立金を、基本保険金額に応じて定まる積立利率を付けて経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます(以下、同じとします。)。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日における積立利率を契約日から積立利率適用期間の満了日まで適用 し、積立利率を更改した場合には、積立利率計算基準日における積立利率を、その積立利率計算基準日か ら積立利率適用期間の満了日まで適用します。
- 3 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じて、つぎに定める基準利率に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ基本保険金額に応じた新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。

契約日または積立利率 計算基準日	基準利率
1日から15日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。)の直前5日(ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。)分の第5項に定める指標金利の平均値
16日から末日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月11日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。)の直前5日(ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。)分の第5項に定める指標金利の平均値

- 4 前項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率(保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.05%とします。以下、同じとします。)を下回る場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、積立利率適用期間と同じ年数物の金利スワップレート、ユーローユーロ買値とします。
- 6 前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により金利スワップレートが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど金利スワップレートを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第5条(積立利率の更改)

- 1 会社は、積立利率計算基準日に積立利率を更改します。
- 2 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。

5 保険金の支払

第6条(保険金の支払)

1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受取人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解 約返戻金額を下回る場合には、解約返戻金額とします。	
(2) 災害死亡保険金 (死亡保険金に加えて支払います。)	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)(ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。) ② 責任開始期以後に発病した感染症(別表10)		死亡保険金 受取人

2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)は、つぎのとおりです。

	保険金の種類	免 責 事 由
(1)	死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2)	災害死亡保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条(生死不明その他の場合の取扱)

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 3 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって保険金を支払わないときは、会社は、積立金(前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の積立金)を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

第8条(災害死亡保険金の削減支払)

被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

第9条(保険金の請求手続)

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- **2** 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類(別表 4)を提出して、 保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じた場合に、会社所定の取扱条件を満たすときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める金額等の範囲内で、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- **4** 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の 請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の 確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわら ず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含め て25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至っ た原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第19条(重大事由による解除) 第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無 または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受 取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の 意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時 までにおける事実

6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日か らその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最 も多い日数)を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45⊟
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60⊟
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90⊟
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180⊟
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90⊟
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査	60⊟

- 7 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める

期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。

9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条 (解約)

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 3 本条の解約は、請求書類(別表 4)が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての解約が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 前項の解約の効力が生じる日を以下「解約日」といいます。

第11条 (解約返戻金)

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として別表23-2に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第9条(保険金の請求手続)第4項および第8項の規定 を準用します。この場合、第9条第4項中、「その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日 を含めて」を「解約日の翌日からその日を含めて」と読み替えます。

第12条(保険金の受取人による保険契約の存続)

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による 保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力 を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。)の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第13条(基本保険金額の減額)

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって基本保険金額を減額することができます。 ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、会社の定める計算方法により積立金額も減額されます。また、積立金額の計算に際しては、減額後の基本保険金額に応じて定まる積立利率が、契約日または直前の積立利率計算基準日から適用されていたものとして再計算します。
- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 4 本条の減額は、請求書類(別表4)が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての減額が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 前項の減額の効力が生じる日を以下「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第11 条(解約返戻金)の規定を準用して支払います。この場合、第11条中、「解約日」を「減額日」と読み替

えます。

7 本条の規定により基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額を保険証券に表示します。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条(詐欺による取消)

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第17条(告知義務違反による解除)

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた 事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かっ て保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- **3** 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、保険金の支払を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知で きない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条(解約返戻金)の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

第18条(告知義務違反による解除ができない場合)

- **1** 前条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第16条(告知義務)に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条(告知義務)に定める告知をしないことを 勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

10 重大事由による解除

第19条(重大事由による解除)

- **1** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。)を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - (2) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - (3) この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、死亡保険金または災害死亡保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
 - (6) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保 険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知でき ない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条(解約返戻金)の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険金の受取人

第20条 (保険金の分割割合)

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合(各受取人の受取分)を指定してください。 分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第21条 (受取人の代表者)

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- **2** 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第22条(会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始)

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取 人とします。
- **4** 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、 前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受 取人とします。
- 5 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 第1項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 7 第1項の規定により死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 8 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 9 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第23条(遺言による保険金の受取人の変更)

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知 しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項から第7項までの規定を準用します。

12 保険契約者

第24条 (保険契約者の代表者)

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした 行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条 (保険契約者の変更)

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させる ことができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第26条(保険契約者の住所変更、成年後見等の開始)

- **1** 保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到 達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

13 被保険者の業務変更等

第27条(被保険者の業務変更等)

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条(契約年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第29条(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を 更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

15 契約者配当

第30条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第31条 (時効)

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその 権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 管轄裁判所

第32条(管轄裁判所)

保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が 2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内 に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意に よる管轄裁判所とします。

18 契約内容の登録

第33条 (契約内容の登録)

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。
- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市、区、郡までとします。)
- (2) 災害死亡保険金の金額
- (3) 契約日
- (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものと

- します。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された 内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本 条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、 最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。)から5年以内に保険契約につい て死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された 内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができ るものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないもの とします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- **8** 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度 障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、 死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

Memo

積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 通貨

第2条 通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立利率および積立金額

第4条 積立利率および積立金額

第5条 積立利率の更改

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 生死不明その他の場合の取扱

第8条 災害死亡保険金の削減支払

第9条 保険金の請求手続

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人に よる保険契約の存続

第10条 解約

第11条 解約返戻金

第12条 保険金の受取人による保険契約の存

続

7 契約内容の変更

第13条 基本保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条 告知義務

第17条 告知義務違反による解除

第18条 告知義務違反による解除ができない

場合

10 重大事由による解除

第19条 重大事由による解除

11 保険金の受取人

第20条 保険金の分割割合

第21条 受取人の代表者

第22条 会社への通知による保険金の受取人

の変更、成年後見等の開始

第23条 遺言による保険金の受取人の変更

12 保険契約者

第24条 保険契約者の代表者

第25条 保険契約者の変更

第26条 保険契約者の住所変更、成年後見等

の開始

13 被保険者の業務変更等

第27条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの

処理

第28条 契約年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第30条 契約者配当

16 時効

第31条 時効

17 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

18 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払の豪ドル建終身保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
 - 被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 災害死亡保険金
 - 被保険者が不慮の事故または感染症により死亡したときに支払います。

1 用語の意義

第1条(用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「基本保険金額」とは、保険契約締結の際または基本保険金額の減額の際、保険契約者の申し出によって定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。
- (2) 「積立金」とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいいます。
- (3) 「積立利率」とは、金利情勢に基づいて会社の定める方法により計算した、基本保険金額に応じて定まる利率をいいます。
- (4) 「積立利率適用期間」とは、積立利率を適用する期間のことをいいます。なお、保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める範囲内で積立利率適用期間を指定することとし、以後これを変更することはできません。
- (5) 「積立利率計算基準日」とは、契約日から積立利率適用期間ごとの年単位の契約応当日(契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。この場合、その日の前日を積立利率適用期間の満了日とします。)をいいます。
- (6) 「保険金」とは、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。

2 通貨

第2条(通貨)

この保険における通貨は、オーストラリア通貨(以下、「豪ドル」といいます。)とし、保険契約者は、 保険契約締結の際、豪ドルにより基本保険金額を指定することを要します。

3 責任開始期

第3条(責任開始期)

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時、ただし、被保 険者に関する告知の前に受け取った場合には、その 告知の時

- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 死亡保険金受取人(普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。)の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

- (5) 保険期間
- (6) 基本保険金額
- (7) 保険料およびその支払方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券の作成年月日
- (10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

4 積立利率および積立金額

第4条(積立利率および積立金額)

- 1 会社は、積立金を、基本保険金額に応じて定まる積立利率を付けて経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます(以下、同じとします。)。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日における積立利率を契約日から積立利率適用期間の満了日まで適用 し、積立利率を更改した場合には、積立利率計算基準日における積立利率を、その積立利率計算基準日か ら積立利率適用期間の満了日まで適用します。
- 3 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じて、つぎに定める基準利率に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ基本保険金額に応じた新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。

契約日または積立利率 計算基準日	基準利率
1日から15日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。)の直前5日(ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。)分の第5項に定める指標金利の平均値
16日から末日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月11日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。)の直前5日(ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。)分の第5項に定める指標金利の平均値

- 4 前項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率(保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.05%とします。以下、同じとします。)を下回る場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、積立利率適用期間と同じ残存期間のオーストラリア国債の流 通利回りとします。
- 6 前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により国債の流通利回りが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第5条(積立利率の更改)

- 1 会社は、積立利率計算基準日に積立利率を更改します。
- 2 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。

5 保険金の支払

第6条(保険金の支払)

1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受取人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解 約返戻金額を下回る場合に は、解約返戻金額とします。	
(2) 災害死亡保険金 (死亡保険金に加えて支払います。)	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)(ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。) ② 責任開始期以後に発病した感染症(別表10)	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	死亡保険金 受取人

2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)は、つぎのとおりです。

	保険金の種類	免 責 事 由
(1)	死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2)	災害死亡保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条(生死不明その他の場合の取扱)

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 3 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって保険金を支払わないときは、会社は、積立金(前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の積立金)を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

第8条(災害死亡保険金の削減支払)

被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

第9条(保険金の請求手続)

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- **2** 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類(別表 4)を提出して、 保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じた場合に、会社所定の取扱条件を満たすときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める金額等の範囲内で、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- **4** 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の 請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の 確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわら ず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含め て25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至っ た原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第19条(重大事由による解除) 第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無 または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受 取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の 意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時 までにおける事実

6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日か らその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最 も多い日数)を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45⊟
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60⊟
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90⊟
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡 保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から 明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、 起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照 会	180⊟
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90⊟
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査	60⊟

- 7 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める

期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。

9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条 (解約)

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 3 本条の解約は、請求書類(別表 4)が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての解約が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 前項の解約の効力が生じる日を以下「解約日」といいます。

第11条 (解約返戻金)

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として別表23-2に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第9条(保険金の請求手続)第4項および第8項の規定 を準用します。この場合、第9条第4項中、「その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日 を含めて」を「解約日の翌日からその日を含めて」と読み替えます。

第12条 (保険金の受取人による保険契約の存続)

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による 保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力 を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。)の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第13条(基本保険金額の減額)

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって基本保険金額を減額することができます。 ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、会社の定める計算方法により積立金額も減額されます。また、積立金額の計算に際しては、減額後の基本保険金額に応じて定まる積立利率が、契約日または直前の積立利率計算基準日から適用されていたものとして再計算します。
- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- **4** 本条の減額は、請求書類(別表 4)が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての減額が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 前項の減額の効力が生じる日を以下「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第11 条(解約返戻金)の規定を準用して支払います。この場合、第11条中、「解約日」を「減額日」と読み替

えます。

7 本条の規定により基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額を保険証券に表示します。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条(詐欺による取消)

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第17条(告知義務違反による解除)

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた 事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かっ て保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- **3** 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、保険金の支払を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条(解約返戻金)の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

第18条(告知義務違反による解除ができない場合)

- **1** 前条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第16条(告知義務)に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条(告知義務)に定める告知をしないことを 勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

10 重大事由による解除

第19条(重大事由による解除)

- **1** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。)を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - (2) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - (3) この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、死亡保険金または災害死亡保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、 この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
 - (6) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保 険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知でき ない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条(解約返戻金)の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険金の受取人

第20条 (保険金の分割割合)

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合(各受取人の受取分)を指定してください。 分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第21条 (受取人の代表者)

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対して した行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第22条(会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始)

- **1** 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取 人とします。
- **4** 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、 前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受 取人とします。
- 5 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 第1項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 7 第1項の規定により死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 8 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 9 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第23条(遺言による保険金の受取人の変更)

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知 しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項から第7項までの規定を準用します。

12 保険契約者

第24条 (保険契約者の代表者)

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険 契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした 行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条 (保険契約者の変更)

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させる ことができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第26条(保険契約者の住所変更、成年後見等の開始)

- **1** 保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

13 被保険者の業務変更等

第27条(被保険者の業務変更等)

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条 (契約年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第29条(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を 更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

15 契約者配当

第30条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第31条 (時効)

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその 権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 管轄裁判所

第32条(管轄裁判所)

保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が 2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内 に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意に よる管轄裁判所とします。

18 契約内容の登録

第33条(契約内容の登録)

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。
- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市、区、郡までとします。)
- (2) 災害死亡保険金の金額
- (3) 契約日
- (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものと

します。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された 内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本 条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、 最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。)から5年以内に保険契約につい て死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された 内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができ るものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないもの とします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- **8** 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度 障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、 死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 通貨

第2条 通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立利率および積立金額

第4条 積立利率および積立金額

第5条 積立利率の更改

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 生死不明その他の場合の取扱

第8条 災害死亡保険金の削減支払

第9条 保険金の請求手続

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人に よる保険契約の存続

第10条 解約

第11条 解約返戻金

第12条 保険金の受取人による保険契約の存

続

7 契約内容の変更

第13条 基本保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条 告知義務

第17条 告知義務違反による解除

第18条 告知義務違反による解除ができない

場合

10 重大事由による解除

第19条 重大事由による解除

11 保険金の受取人

第20条 保険金の分割割合

第21条 受取人の代表者

第22条 会社への通知による保険金の受取人

の変更、成年後見等の開始

第23条 遺言による保険金の受取人の変更

12 保険契約者

第24条 保険契約者の代表者

第25条 保険契約者の変更

第26条 保険契約者の住所変更、成年後見等

の開始

13 被保険者の業務変更等

第27条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの

処理

第28条 契約年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第30条 契約者配当

16 時効

第31条 時効

17 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

18 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払の円建終身保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
 - 被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 災害死亡保険金

被保険者が不慮の事故または感染症により死亡したときに支払います。

1 用語の意義

第1条(用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「基本保険金額」とは、保険契約締結の際または基本保険金額の減額の際、保険契約者の申し出によって定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。
- (2) 「積立金」とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいいます。
- (3) 「積立利率」とは、金利情勢に基づいて会社の定める方法により計算した、基本保険金額に応じて定まる利率をいいます。
- (4) 「積立利率適用期間」とは、積立利率を適用する期間のことをいいます。なお、保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める範囲内で積立利率適用期間を指定することとし、以後これを変更することはできません。
- (5) 「積立利率計算基準日」とは、契約日から積立利率適用期間ごとの年単位の契約応当日(契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。この場合、その日の前日を積立利率適用期間の満了日とします。)をいいます。
- (6) 「保険金」とは、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。

2 通貨

第2条(通貨)

この保険における通貨は、円とし、保険契約者は、保険契約締結の際、円により基本保険金額を指定することを要します。

3 責任開始期

第3条(責任開始期)

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期	
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時	
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時、ただし、被保 険者に関する告知の前に受け取った場合には、その 告知の時	

- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 死亡保険金受取人(普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。)の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

- (5) 保険期間
- (6) 基本保険金額
- (7) 保険料およびその支払方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券の作成年月日
- (10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

4 積立利率および積立金額

第4条(積立利率および積立金額)

- 1 会社は、積立金を、基本保険金額に応じて定まる積立利率を付けて経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます(以下、同じとします。)。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日における積立利率を契約日から積立利率適用期間の満了日まで適用 し、積立利率を更改した場合には、積立利率計算基準日における積立利率を、その積立利率計算基準日か ら積立利率適用期間の満了日まで適用します。
- 3 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じて、つぎに定める基準利率に最大0.7%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ基本保険金額に応じた新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。

契約日または積立利率 計算基準日	基準利率
1日から15日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。)の直前5日(ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。)分の第5項に定める指標金利の平均値
16日から末日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月11日(ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。)の直前5日(ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。)分の第5項に定める指標金利の平均値

- 4 前項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率(保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.05%とします。以下、同じとします。)を下回る場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、積立利率適用期間と同じ残存期間の日本国債の流通利回りと します。
- 6 前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により国債の流通利回りが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第5条(積立利率の更改)

- 1 会社は、積立利率計算基準日に積立利率を更改します。
- 2 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。

5 保険金の支払

第6条(保険金の支払)

1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受取人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解 約返戻金額を下回る場合に は、解約返戻金額とします。	
(2) 災害死亡保険金 (死亡保険金に加えて支払います。)	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)(ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。) ② 責任開始期以後に発病した感染症(別表10)	被保険者が死亡した日における積立金の20%相当額	死亡保険金 受取人

2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)は、つぎのとおりです。

	保険金の種類	免 責 事 由
(1)	死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2)	災害死亡保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条(生死不明その他の場合の取扱)

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 3 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって保険金を支払わないときは、会社は、積立金(前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の積立金)を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

第8条(災害死亡保険金の削減支払)

被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

第9条(保険金の請求手続)

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- **2** 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類(別表 4)を提出して、 保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じた場合に、会社所定の取扱条件を満たすときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める金額等の範囲内で、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- **4** 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の 請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の 確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわら ず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含め て25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至っ た原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第19条(重大事由による解除) 第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無 または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受 取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の 意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時 までにおける事実

6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日か らその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最 も多い日数)を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45⊟
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60⊟
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90⊟
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡 保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から 明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、 起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照 会	180⊟
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90⊟
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査	60⊟

- 7 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める

期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。

9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条 (解約)

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 3 本条の解約は、請求書類(別表 4)が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての解約が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 前項の解約の効力が生じる日を以下「解約日」といいます。

第11条 (解約返戻金)

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として別表23-2に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第9条(保険金の請求手続)第4項および第8項の規定 を準用します。この場合、第9条第4項中、「その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日 を含めて」を「解約日の翌日からその日を含めて」と読み替えます。

第12条 (保険金の受取人による保険契約の存続)

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による 保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力 を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金(保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。)の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第13条(基本保険金額の減額)

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって基本保険金額を減額することができます。 ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、会社の定める計算方法により積立金額も減額されます。また、積立金額の計算に際しては、減額後の基本保険金額に応じて定まる積立利率が、契約日または直前の積立利率計算基準日から適用されていたものとして再計算します。
- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 4 本条の減額は、請求書類(別表4)が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての減額が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 前項の減額の効力が生じる日を以下「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第11 条(解約返戻金)の規定を準用して支払います。この場合、第11条中、「解約日」を「減額日」と読み替

えます。

7 本条の規定により基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額を保険証券に表示します。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条(詐欺による取消)

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条 (不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第17条(告知義務違反による解除)

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた 事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かっ て保険契約を解除することができます。
- **2** 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- **3** 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、保険金の支払を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条(解約返戻金)の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

第18条(告知義務違反による解除ができない場合)

- **1** 前条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第16条(告知義務)に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条(告知義務)に定める告知をしないことを 勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

10 重大事由による解除

第19条(重大事由による解除)

- **1** 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。)を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - (2) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - (3) この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、死亡保険金または災害死亡保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
 - (6) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保 険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知でき ない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- **4** 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条(解約返戻金)の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険金の受取人

第20条 (保険金の分割割合)

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合(各受取人の受取分)を指定してください。 分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第21条 (受取人の代表者)

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- **2** 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第22条(会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始)

- **1** 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取 人とします。
- **4** 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、 前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受 取人とします。
- 5 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 第1項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 7 第1項の規定により死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 8 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 9 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第23条(遺言による保険金の受取人の変更)

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知 しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項から第7項までの規定を準用します。

12 保険契約者

第24条 (保険契約者の代表者)

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険 契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした 行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条 (保険契約者の変更)

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第26条(保険契約者の住所変更、成年後見等の開始)

- **1** 保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到 達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

13 被保険者の業務変更等

第27条 (被保険者の業務変更等)

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条(契約年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第29条(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を 更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

15 契約者配当

第30条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第31条 (時効)

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその 権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 管轄裁判所

第32条(管轄裁判所)

保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が 2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内 に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意に よる管轄裁判所とします。

18 契約内容の登録

第33条 (契約内容の登録)

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。
- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市、区、郡までとします。)
- (2) 災害死亡保険金の金額
- (3) 契約日
- (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものと

します。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された 内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本 条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、 最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。)から5年以内に保険契約につい て死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された 内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができ るものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないもの とします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- **8** 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度 障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、 死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

保険料円入金特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第4条 保険料円換算額の相違

第2条 特約の適用

保険料円換算額を定める場合の特則

第3条 保険料円換算額の算出に用いる為替レート

保険料円入金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における米国ドル建、ユーロ建または豪ドル建の保険料を円により払い込む取扱について定めたものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)の申し出により、主契約に付加して締結します。

第2条(特約の適用)

この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨(以下、「米国ドル」といいます。)建、欧州単一通貨(以下、「ユーロ」といいます。)建またはオーストラリア通貨(以下、「豪ドル」といいます。)建の保険料を円に換算した金額(以下、「保険料円換算額」といいます。)により払い込むことができるものとします。

第3条(保険料円換算額の算出に用いる為替レート)

- 1 前条に定める米国ドル建、ユーロ建または豪ドル建の保険料の円への換算には、会社が保険料円換算額を受領する日(以下、「受領日」といいます。また、その日が次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、同じとします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いるものとします。
- 2 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、受領日におけるそれぞれの通貨に対応する対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を上回ることはありません。

第4条(保険料円換算額の相違)

保険契約者が払い込んだ金額と保険料円換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料円換算額を定める場合の特則

- 1 保険契約者は、この特約を付加した場合に、この特則の適用を申し出ることができます。
- 2 この特則を適用した場合、米国ドル建、ユーロ建、または豪ドル建の保険料および基本保険金額を定めず、保険契約者が払い込んだ金額を保険料円換算額として定めます。
- 3 前項の場合、会社は、第3条(保険料円換算額の算出に用いる為替レート)に定める為替レートを用いて、米国ドル建、ユーロ建、または豪ドル建の保険料および基本保険金額を計算します。

保険料外貨入金特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第4条 保険料外貨換算額の相違

第2条 特約の適用

保険料外貨換算額を定める場合の特則

第3条 保険料外貨換算額の算出に用いる為替レート

保険料外貨入金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険料を、主たる保険契約の普通保険約款に定める通貨と異なる外国通貨 (米国ドル、ユーロまたは豪ドル)により払い込む取扱について定めたものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)の申し出により、主契約に付加して締結します。

第2条(特約の適用)

この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、主契約の保険料を、アメリカ合衆国通貨(以下、「米国ドル」といいます。)、欧州単一通貨(以下、「ユーロ」といいます。)またはオーストラリア通貨(以下、「豪ドル」といいます。)のうち主約款に定める通貨(以下、「主契約の通貨」といいます。)と異なる通貨に換算した金額(以下、「保険料外貨換算額」といいます。)により払い込むことができるものとします。

第3条(保険料外貨換算額の算出に用いる為替レート)

- 1 前条に定める主契約の保険料の米国ドル、ユーロまたは豪ドルへの換算には、会社が保険料外貨換算額を受領する日(以下、「受領日」といいます。また、その日が次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、同じとします。)における、それぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いるものとします。
- 2 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、受領日における、保険料外貨換算額の通貨の対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を主契約の通貨の対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

第4条(保険料外貨換算額の相違)

保険契約者が払い込んだ金額と保険料外貨換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、 不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料外貨換算額を定める場合の特則

- 1 保険契約者は、この特約を付加した場合に、この特則の適用を申し出ることができます。
- **2** この特則を適用した場合、第2条(特約の適用)の規定にかかわらず、保険契約者が払い込んだ金額を 保険料外貨換算額として定めます。
- **3** 前項の場合、会社は、第3条(保険料外貨換算額の算出に用いる為替レート)に定める為替レートを用いて、主契約の保険料および基本保険金額または死亡保険金額を計算します。

円支払特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の適用

第2条 解約返戻金を支払う場合の取扱

第3条 年金および死亡一時金を支払う場合の取

扨

第4条 保険金を支払う場合の取扱

第5条 積立金を支払う場合の取扱

第6条 主約款の規定の準用

円支払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における米国ドル建、ユーロ建または豪ドル建の解約返戻金、 年金、保険金、死亡一時金または積立金を円により支払う取扱について定めたものです。

第1条(特約の適用)

- 1 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)におけるアメリカ合衆国通貨(以下、「米国ドル」といいます。)建、欧州単一通貨(以下、「ユーロ」といいます。)建またはオーストラリア通貨(以下、「豪ドル」といいます。)建の解約返戻金、年金、保険金、死亡一時金または積立金を円により支払う場合に適用します。
- 2 年金および死亡一時金の円による支払については、第3条(年金および死亡一時金を支払う場合の取扱) 第2項の規定により、年金開始日の前日末における積立金額を円に換算して年金額を計算することによっ て取り扱います。

第2条(解約返戻金を支払う場合の取扱)

- 1 主契約の解約返戻金(以下、「解約返戻金」といいます。)の請求に際して、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、解約返戻金を円により支払います。
- 2 円により解約返戻金を支払う場合には、主約款に定める解約日または減額日(以下、「解約日または減額日」といいます。また、これらの日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて解約返戻金を円に換算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、解約日または減額日(これらの日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第3条(年金および死亡一時金を支払う場合の取扱)

- 1 主契約の年金および死亡一時金(以下、それぞれ「年金」、「死亡一時金」といいます。)について、主契約の年金開始日(以下、「年金開始日」といいます。)の前日までに保険契約者から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金および死亡一時金を円により支払います。
- 2 円により年金および死亡一時金を支払う場合には、年金開始日(その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて年金開始日の前日末における積立金額(主約款の年金開始日の前日における積立金の一時支払の規定により、積立金の一部についての一時支払を選択した場合は、その積立金の一部を除いた金額。)を円に換算し、年金開始日における年金の種類に基づき、年金開始日における会社所定の率および計算方法により年金額を計算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、年金開始日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)

(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

- **4** 本条の規定により、円による年金の支払を開始した場合、以後、米国ドル、ユーロまたは豪ドルにより年金を支払うことはありません。その後に支払われる死亡一時金についても同じとします。
- 5 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときまたは会社の定める最 高年金額をこえるときに主約款の規定により支払われる積立金については、第5条(積立金を支払う場合 の取扱)の規定を準用して、円により支払います。

第4条(保険金を支払う場合の取扱)

- 1 主契約の死亡保険金受取人から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、主 契約の保険金(以下、「保険金」といいます。)を円により支払います。
- 2 円により保険金を支払う場合には、主契約の被保険者が死亡した日(以下、「被保険者の死亡日」といいます。また、その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて保険金を円に換算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、被保険者の死亡日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第5条(積立金を支払う場合の取扱)

- 1 保険契約者から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、主約款の、年金開始日の前日における積立金の一時支払の規定または据置期間の再設定が行われなかったことにより年金開始日の前日末における積立金を一時に支払う規定により支払われる主契約の積立金(以下、「積立金」といいます。)を円により支払います。
- 2 円により積立金を支払う場合には、年金開始日(その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて積立金を円に換算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、年金開始日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第6条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

円建終身保険移行特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 目標額の設定および変更ならびに円建終

身保険への移行

第3条 移行日以後の取扱

第4条 特約の解約

第5条 解約返戻金

第6条 特約の消滅

第7条 基本保険金額の減額が行われた場合の取 ⁴³

第8条 主約款の規定の準用

主契約が積立利率更改型一時払終身保険(19)(米 国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19) (ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険 (19)(豪ドル建)の場合の特則

円建終身保険移行特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)が積立利率更改型一時払終身保険(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(豪ドル建)である場合、主契約に付加することにより、主契約の所定の期間中、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める外国通貨(以下、「外国通貨」といいます。)建の解約返戻金を円に換算した金額が、保険契約者の申し出によりあらかじめ設定された目標額に到達したときに、自動的に円建終身保険へ移行することを主な内容とするものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主契約の締結の際、保険契約者から申し出があった場合に、主契約に付加して締結します。この場合、この特約の付加日は主契約の契約日とします。

第2条(目標額の設定および変更ならびに円建終身保険への移行)

- 1 保険契約者は、この特約の締結時に、主契約の外国通貨建の解約返戻金の円換算目標額(以下、「目標額」といいます。)を設定することができます。
- 2 前項の目標額は、基本保険金額(円換算額)に会社の定める取扱範囲内で保険契約者が指定した割合(以下、「目標値」といいます。)を乗じた金額とします。この場合、基本保険金額(円換算額)とはつぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の一時払保険料を外国通貨により払い込んでいた場合 主契約の締結時の基本保険金額を、保険料受領日(その日が第4項に定める会社が指標として指定す る金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社 所定の為替レートを用いて円換算した金額
 - (2) 保険料円入金特約の規定により主契約の一時払保険料を円により払い込んでいた場合 円により払い込まれた一時払保険料の金額
- 3 この特約の付加日からその日を含めて会社所定の期間が満了する日の翌日以後、会社が指定する金融機関の営業日において、主契約の外国通貨建の解約返戻金額をその日の会社所定の為替レートにより円に換算した金額が目標額以上となった場合には、その日を円建終身保険への移行日(以下、「移行日」といいます。)として次条に定める円建終身保険への移行を取り扱います。
- 4 第2項に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場(TTS)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を上回ることはありません。
- 5 第3項に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- **6** 保険契約者は、移行日前に限り、会社の定める取扱範囲内で目標値を変更することができます。この場合、請求書類(別表4)を会社が受け付けた日の翌営業日を変更の効力発生日とします。
- 7 前項の目標値の変更を行ったときは、保険証券に表示します。
- 8 第3項のほか、保険契約者は、この特約の付加日からその日を含めて会社所定の期間が満了する日の翌

日以後、いつでも円建終身保険に移行することができます。この場合、請求書類(別表4)を会社が受け付けた日を移行日とします。

第3条(移行日以後の取扱)

前条に定める円建終身保険への移行が行われる場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款の通貨に関する規定にかかわらず、円建終身保険への移行後のこの保険における通貨は円とします。
- (2) 円建終身保険に移行する場合の積立金額は、移行日における主契約の外国通貨建の解約返戻金額を前条の規定により円に換算した金額とします。円建終身保険に移行する場合の基本保険金額もその金額と同額とします。
- (3) 円建終身保険の積立金は、移行日以後、会社所定の利率による利息を付けて積み立てます。
- (4) 前号の利率は、移行日の年単位の応当日に更改を行います。
- (5) 移行後の保険金の種類、支払事由、支払額、受取人および免責事由は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受 取 人	免責事由
(1)死亡保険金	被保険者が移行日以後に死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額		つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 主約款に定める責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2)災害死亡保 険金(死亡 保険金に加 えて支払い ます。)	つぎのいずれかを直接 の原因として被保険者 が移行日以後に死亡したとき ① 責任開始期以後を 発生した(別表2)(が発生を (別表2)(がが日から日から日から日から日から日から日から日から日の内では かて180日ます。) ② 責任開始期は後(別 発病した感染症(別 表10)	被保険者が死亡した日 における積立金の20% 相当額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転とは生じた事故 ② 被保険者が法令に定める適に生じた事故 ② 被保険者が法令に定める適に生じた事故

- (6) 移行後の保険契約の解約は、請求書類(別表4)が会社に到着した日に効力を生じます。この場合、 解約の効力が生じる日を以下「解約日」といいます。
- (7) 移行後の解約返戻金額は、解約日における積立金額とします。
- (8) 保険契約者は、円建終身保険への移行後、基本保険金額を減額することができます。この場合、請求書類が会社に到着した日を、減額の効力発生日(以下、「減額日」といいます。)とし、減額部分に対する解約返戻金は、減額日の減額部分に対する積立金額とします。
- (9) 移行日以後は、主約款のつぎの規定は適用しません。
 - ① 第4条(積立金および積立利率)
 - ② 第5条 (積立利率の更改)
 - ③ 第6条(保険金の支払)
 - ④ 第10条(解約)第3項および第4項
 - ⑤ 第11条(解約返戻金)第1項
 - ⑥ 第13条(基本保険金額の減額)第4項から第6項

- (10) 主契約に死亡時円建支払額最低保証特約(積立利率更改型一時払終身保険用)が付加されている場合、その特約は移行日の前日に消滅するものとします。
- (1) 主契約が円建終身保険に移行したときは、保険契約者に通知します。

第4条(特約の解約)

この特約のみの解約はできません。

第5条(解約返戻金)

この特約に解約返戻金はありません。

第6条(特約の消滅)

主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

第7条(基本保険金額の減額が行われた場合の取扱)

- 1 主約款の規定により主契約の基本保険金額の減額が行われた場合には、同じ割合で基本保険金額(円換 算額)も減額されるものとします。
- 2 前項の場合、減額後の基本保険金額(円換算額)にもとづき、第2条(目標額の設定および変更ならびに円建終身保険への移行)第2項に定める方法により目標額を改めます。
- 3 前項の規定により、目標額を改めたときは、保険証券に表示します。

第8条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約が積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)の場合の特則

この特約を積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)に付加する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の趣旨をつぎのとおり読み替えます。

この特約の趣旨

Γ

Γ

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)が積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)である場合、主契約に付加することにより、主契約の所定の期間中、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める外国通貨(以下、「外国通貨」といいます。)建の解約返戻金を円に換算した金額が、保険契約者の申し出によりあらかじめ設定された目標額に到達したときに、自動的に円建終身保険へ移行することを主な内容とするものです。

(2) 第3条(移行日以後の取扱)第9号をつぎのとおり読み替えます。

(9) 移行日以後は、主約款のつぎの規定は適用しません。

- ① 第4条(積立利率および積立金額)
- ② 第5条(積立利率の更改)
- ③ 第6条(保険金の支払)
- ④ 第10条(解約)第3項および第4項
- ⑤ 第11条 (解約返戻金) 第1項
- ⑥ 第13条(基本保険金額の減額)第4項から第6項

約款-59

積立金定期引出特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 主契約の積立利率

第3条 定期引出開始日および定期引出日

第4条 定期引出金の支払

第5条 定期引出金の請求手続

第6条 特約の解約

第7条 定期引出額の減額

第8条 基本保険金額の減額が行われた場合の取

扨

第9条 主約款の規定の準用

第10条 定期引出金を円により支払う場合の特則

第11条 保険金の受取人による保険契約の存続の

特則

主契約が積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険

(19) (豪ドル建) の場合の特則

積立金定期引出特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約に付加して締結し、主契約の積立金の一部を解約控除および市場価格調整を 行うことなく定期的に取り崩し、保険契約者に支払うこと(以下、「定期引出」といいます。)を主な内容と するものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)が積立利率更改型一時払終身保険(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(豪ドル建)である場合、主契約の締結の際、主契約の保険契約者の申し出により、主契約に付加して締結します。

第2条(主契約の積立利率)

この特約を主契約に付加した場合、主契約の積立利率は、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の積立利率に関する規定にかかわらず、主約款の規定により定まる積立利率から、定期引出に要する率を差し引いた利率とします。

第3条(定期引出開始日および定期引出日)

- 1 定期引出開始日は、主契約の契約日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。)をいいます。
- 2 定期引出日は、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の定期引出日

定期引出開始日

(2) 第2回以後の定期引出日

定期引出開始日後の年単位の契約応当日

第4条(定期引出金の支払)

- 1 会社は、定期引出日が到来したときは、主契約の積立金の一部を取り崩し、定期引出金として保険契約者に支払います。
- 2 前項の規定により支払われる定期引出金の額(以下「定期引出額」といいます。)は、主契約の積立利率 適用期間ごとに主契約の基本保険金額および第2条(主契約の積立利率)に定める主契約の積立利率に基 づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

主契約の基本保険金額×主契約の積立利率

ただし、定期引出日が、積立利率計算基準日と同日となるときは、定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率適用期間における定期引出額とします。

3 定期引出金が支払われた場合、支払直後の主契約の積立金額は、支払前の主契約の積立金額から定期引

出額を差し引いた金額とします。

- 4 定期引出金が支払われた場合でも、主契約の基本保険金額は減少しません。
- 5 会社は、積立利率計算基準日以後、その日の属する積立利率適用期間にかかる定期引出額を保険契約者 に通知します。

第5条(定期引出金の請求手続)

- 1 保険契約者は、定期引出日が到来したときは、すみやかに請求書類(別表4)を提出して、定期引出金 を請求してください。
- 2 定期引出金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。この場合、主約款第9条(保険金の請求手続)第8項の規定を準用します。

第6条(特約の解約)

- **1** 保険契約者は、あらかじめ会社の定める方法により申し出の直後に到来する積立利率適用期間満了時をもってこの特約を解約する申し出をした場合に限り、この特約を解約することができます。
- 2 前項の解約が行われた場合でも、会社は、前項の積立利率適用期間の満了直後に到来する積立利率計算 基準日を定期引出日とする定期引出金の支払を行います。

第7条(定期引出額の減額)

定期引出額の減額はできません。ただし、次条の規定により主契約の基本保険金額の減額が行われた場合を除きます。

第8条(基本保険金額の減額が行われた場合の取扱)

- 1 主約款の規定により主契約の基本保険金額の減額が行われた場合には、以後、減額後の主契約の基本保険金額に基づき、第4条(定期引出金の支払)第2項に定める方法により、定期引出額を改めます。
- 2 本条の規定により、定期引出額が減額されたときは、減額後の定期引出額を保険証券に表示します。

第9条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条(定期引出金を円により支払う場合の特則)

- 1 この特約が、積立利率更改型一時払終身保険(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(豪ドル建)に付加され、定期引出金の請求に際して、保険契約者からの申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、定期引出金を円により支払います。
- 2 円により定期引出金を支払う場合には、定期引出日(その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて定期引出金を円に換算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、定期引出日(これらの日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- **4** 本条により、定期引出金の円による支払を開始した場合、以後主契約の通貨により定期引出金を支払うことはありません。

第11条(保険金の受取人による保険契約の存続の特則)

主約款の保険金の受取人による保険契約の存続の規定が適用される場合には、主約款第12条(保険金の 受取人による保険契約の存続)第4項をつぎのとおり読み替えます。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により 効力が生じなくなるまでに、保険金または定期引出金(保険金または定期引出金の支払の際にあわせて 支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において「保険金等」とい います。)の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第

Γ

2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を 差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

5 前項に定める定期引出金の支払後の第2項に定める金額は、解約の通知が会社に到達した日に解約の 効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額から支払った定期引出金(定期引出金の支払の 際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。)の金額を差し引いた金額 とします。

主契約が積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)の場合の特則

この特約を積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)に付加する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1条(特約の締結)をつぎのとおり読み替えます。

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)が積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(スーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)である場合、主契約の締結の際、主契約の保険契約者の申し出により、主契約に付加して締結します。

(2) 第10条(定期引出金を円により支払う場合の特則)第1項をつぎのとおり読み替えます。

1 この特約が、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)に付加され、定期引出金の請求に際して、保険契約者からの申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、定期引出金を円により支払います。

約款-63

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 年金支払日

第3条 年金受取人

第4条 年金の種類

第5条 年金額

第6条 年金および死亡一時金の支払

第7条 年金の分割支払

第8条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払

第9条 年金の一括支払

第10条 年金または死亡一時金の請求手続

第10条の2 重大事由による解除

第11条 年金または死亡一時金の分割割合

第12条 年金受取人の代表者

第13条 後継年金受取人

第14条 会社への通知による後継年金受取人の変

更

第15条 遺言による後継年金受取人の変更

第16条 年金受取人の住所変更、成年後見等の開

始

第17条 年齢の計算

第18条 契約者配当

第19条 管轄裁判所

第20条 円により年金および死亡一時金を支払う

場合の取扱

第21条 主約款の規定の準用

主契約が積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険

(19) (豪ドル建) の場合の特則

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の全部または一部について将来の死亡保険金または災害死亡保険金の支払にかえて、年金支払に移行することを主な内容とするものです。

第1条(特約の締結)

- 1 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)が積立利率更改型一時払終身保険(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(豪ドル建)である場合、保険契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主契約の全部または一部について将来の死亡保険金または災害死亡保険金の支払にかえて、年金支払に移行する旨の申し出があったときに、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の締結日は、会社が必要書類を受け付けた日とします。
- **3** 前2項の規定にかかわらず、主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が5年未満である ときはこの特約を締結することはできません。
- 4 この特約が締結されたときは、会社は、年金証書を第3条(年金受取人)に定める年金受取人に発行します。

第2条(年金支払日)

- 1 第1回の年金支払日(以下、「年金開始日」といいます。)は、この特約の締結日とします。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の年単位の応当日とします。

第3条(年金受取人)

- 1 この特約の年金受取人は、保険契約者とします。
- 2 年金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡一時金の受取人を年金受取人以外の者に変更することはできません。

第4条(年金の種類)

1 この特約の年金の種類はつぎに定める年金の種類(選択する年金の種類が保証期間付終身年金の場合は

保証期間を、確定年金の場合は年金支払期間を含みます。以下、同じとします。)とし、保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める期間および被保険者年齢の範囲内で、1または2以上の年金の種類を指定するものとします。

- (1) 保証金額付終身年金
- (2) 保証期間付終身年金
- (3) 確定年金
- **2** 2以上の年金の種類を指定した場合、特に規定がないときは、指定したそれぞれの年金の種類の部分の全体を1つの特約として取り扱います。

第5条(年金額)

- 1 年金額は、この特約の締結日における主契約の解約または減額による解約返戻金額(以下、「年金原資額」といいます。)を基準として、この特約の締結日における年金の種類、会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。
- 2 前項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、この特約による取扱をしません。前条第1項の規定により2以上の年金の種類が指定されていた場合には、それぞれの年金の種類の部分について本項の規定を適用します。
- 3 第1項の規定により計算された年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる解約返戻金額は、年金開始日に保険契約者に一時に支払います。

第6条(年金および死亡一時金の支払)

- 1 この特約における年金および死亡一時金の支払は、つぎのとおりです。
 - (1) 年金の種類が保証金額付終身年金の場合

	名 称	年金または死亡一時金を支払う場合 (以下、「支払事由」といいます。)	支 払 額	受取人
1	年金	被保険者が年金支払日に生存している とき	年金額	
2	死亡一時金	開始日から支払うべき年金の合計額が はじめて年金原資額をこえることとな	その残額がないときは支払はありませ	年金 受取人

(2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合

	名 称	支 払 事 由	支 払 額	受取人
1	年金	被保険者が年金支払日に生存している とき	年金額	
2	死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、保証期間 (被保険者の生死にかかわらず年金が支 払われる期間をいいます。以下、同じ とします。)中の最後の年金支払日の前 日までに死亡したとき	保証期間の残存期間に対する年金の現 価に相当する金額	年金 受取人

(3) 年金の種類が確定年金の場合

	名 称	支 払 事 由	支 払 額	受取人
1	年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払 日に生存しているとき	年金額	年金
2	死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、年金支払 期間中の最後の年金支払日の前日まで に死亡したとき	在全方が明智//)除存明器 がりる在全	受取人

- 2 この特約は、年金の種類に応じて、それぞれつぎの各号に定めるときに、消滅します。
 - (1) 年金の種類が保証金額付終身年金の場合

被保険者が死亡したとき

- (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合
 - 死亡一時金を支払ったときまたは保証期間経過後に被保険者が死亡したとき
- (3) 年金の種類が確定年金の場合 死亡一時金を支払ったとき
- 3 2以上の年金の種類を指定した場合、前項の規定は、それぞれの年金の種類の部分について適用します。 この場合、すべての年金の種類の部分が消滅した時にこの特約は消滅します。
- 4 第1項各号の規定にかかわらず、年金受取人の故意により第1項各号に定める死亡一時金の支払事由に 該当したときは、死亡一時金は支払いません。
- 5 第1項各号に定める死亡一時金については、年金開始日以後、被保険者の生死が不明の場合でも、会社 は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 6 年金受取人の故意により第1項各号に定める死亡一時金の支払事由に該当した場合に、その年金受取人 が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し 引いた残額を他の年金受取人に支払います。この場合、支払われない死亡一時金部分に相当する金額も他 の年金受取人に支払います。

第7条(年金の分割支払)

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、年金の分割支払をすること ができます。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしま せん。
- 2 前項の場合、被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、こ れを一括して年金受取人に支払います。
- 3 年金受取人が死亡した場合は、後継年金受取人に前項の未支払分を支払います。この場合、第13条(後 継年金受取人)の規定を適用します。

第8条(死亡一時金の支払にかえての年金の支払)

- 1 第6条(年金および死亡一時金の支払)の規定にかかわらず、年金の種類が保証期間付終身年金または 確定年金である場合、年金受取人は、死亡一時金の支払にかえて、年金の種類に応じてつぎの期間中、継 続して年金を受け取ることができます。
 - (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合 保証期間中
 - (2) 年金の種類が確定年金の場合

年金支払期間中

- 2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類(別表4)を提出してください。
- 3 第1項の場合、この特約は、年金の種類に応じてつぎの時に消滅します。
 - (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合

保証期間が満了した時

(2) 年金の種類が確定年金の場合

年金支払期間が満了した時

4 2以上の年金の種類を指定した場合、本条の規定は、それぞれの年金の種類の部分について適用します。 この場合、すべての年金の種類の部分が消滅したときにこの特約は消滅します。

第9条(年金の一括支払)

- 1 年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払にかえて、つぎの金額の一括支払(以下、この 取扱を「年金の一括支払」といいます。)を請求することができます。ただし、年金の種類が、保証金額付 終身年金の場合は死亡一時金保証期間中、かつ、第1号に定める金額があるときに、保証期間付終身年金 の場合は保証期間中の最後の年金支払日前に限ります。
 - (1) 年金の種類が保証金額付終身年金の場合

年金開始日から次項に定める請求書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる積立金額 を基準として、会社の定める方法により計算した金額。この場合、年金の一括支払を行ったときでも死 亡一時金保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこ の特約は消滅します。

(2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合

保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。この場合、年金の一括支払を行ったときでも保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの特約は消滅します。

- (3) 年金の種類が確定年金の場合
 - 年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。この場合、この特約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。
- 2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類(別表4)を提出してください。
- 3 第1項第1号または第2号の規定により年金の一括支払を行ったときは、年金証書に表示します。
- **4** 2以上の年金の種類を指定した場合、本条の規定は、それぞれの年金の種類の部分について適用します。 この場合、この特約はすべての年金の種類の部分が消滅した時に消滅します。

第10条(年金または死亡一時金の請求手続)

- 1 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- **2** 年金受取人は、年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類(別表4)を提出して、年金または死亡一時金を請求してください。
- 3 年金受取人は、死亡一時金の支払事由が生じた場合に、会社所定の取扱条件を満たすときは、死亡一時金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める金額等の範囲内で、死亡一時金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 前3項に定めるほか、年金または死亡一時金の請求、支払時期および場所については、主契約の普通保 険約款(以下、「主約款」といいます。)の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第10条の2(重大事由による解除)

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- **2** 前項の場合、年金開始日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第11条(年金または死亡一時金の分割割合)

年金受取人が2人以上の場合には、年金または死亡一時金の分割割合(各受取人の受取分)を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第12条 (年金受取人の代表者)

- **1** 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金 受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が年金受取人の1人に対してした 行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

第13条(後継年金受取人)

- 1 保険契約者は、この特約の締結時に、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者(以下、「後継年金受取人」といいます。)を指定してください。
- 2 年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継する ものとします(以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。)。
- 3 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人の指定がされていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に次条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、つぎの各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行います。
 - (1) 被保険者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合 被保険者の配偶者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合 年金受取人の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については順次の 法定相続人)
- 4 前項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

- 5 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- **6** 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対す る通知により、新たに、後継年金受取人を指定してください。
- 7 第1項および前項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 8 第1項または第6項の規定により後継年金受取人を指定したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 9 第1項または第6項の通知が会社に到達する前に第3項の規定により後継年金受取人とみなされた者に 年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払後に後継年金受取人から年金または死亡一時金の請求 を受けても、会社はこれを支払いません。

第14条(会社への通知による後継年金受取人の変更)

- 1 年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する 通知により、後継年金受取人を変更することができます。
- 2 前項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 3 第1項の規定により後継年金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- **4** 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の後継年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の後継年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第15条(遺言による後継年金受取人の変更)

- 1 前条に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、 後継年金受取人を変更することができます。
- 2 前項の後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による後継年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項および第3項の規定を準用します。

第16条 (年金受取人の住所変更、成年後見等の開始)

- **1** 年金受取人が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- **2** 年金受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、年金受取人に到達したものとみなします。
- 3 年金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者、年金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。
- 4 前項の規定は死亡一時金の受取人について準用します。

第17条 (年齢の計算)

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第18条(契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条(管轄裁判所)

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を 準用します。

第20条(円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱)

この特約が付加された主契約が円建以外の場合で、この特約の年金および死亡一時金を円により支払う場合には、円支払特約条項の規定により円に換算された解約返戻金額を第5条(年金額)第1項の解約返戻金額として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。

第21条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約が積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)の場合の特則

この特約を積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約の締結)第1項をつぎのとおり読み替えます。
 - 1 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)が積立利率更改型一時払終身保険 (19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険 (19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保 険 (19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険 (19)(豪ドル建)である場合、保険契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主契約の全部または一部について将来の死亡保険金または災害死亡保険金の支払にかえて、年金支払に移行する旨の申し出があったときに、主契約に付加して締結します。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、年金支払に移行しない部分の基本保険金額に応じて定まる積立利率を適用して積立金額を計算します。この場合、主約款の積立利率、積立金額および基本保険金額の減額に関する規定を準用します。

介護年金移行特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 介護年金支払への移行

第3条 通貨

第4条 介護年金額

第5条 介護年金および死亡一時金の支払

第6条 介護年金の分割支払

第7条 介護年金の一括支払

第8条 介護年金または死亡一時金の請求手続

第9条 特約の解約

第10条 解約返戻金

第11条 重大事由による解除

第12条 介護年金の受取人の住所変更、成年後見

等の開始

第13条 年齢の計算

第14条 契約者配当

第15条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第16条 管轄裁判所

第17条 主契約に付加されている他の特約の取扱

第18条 主約款の規定の準用

主契約に質権が設定される場合の特則

主契約に円建終身保険移行特約が付加されている

場合の特則

主契約が積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(40)(売じまたは積立利率更改型一時払終身保険

(19) (豪ドル建) の場合の特則

介護年金移行特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の全部または一部について将来の死亡保険金の支払等にかえて、介護年金支払に移行することを主な内容とするものです。

第1条(特約の締結)

- 1 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申し出により、被保険者の同意を得たうえで、主契約に 付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、 この特約を主契約に付加することができます。
- **3** この特約の締結日は、主契約の契約日とします。ただし、前項の規定によりこの特約を付加した場合は、 会社が必要書類を受け付けた日とします。

第2条(介護年金支払への移行)

- 1 第5条(介護年金および死亡一時金の支払)第1項第1号に定める第1回介護年金の請求があった場合、 第1回介護年金の支払日(第1回介護年金が支払われる場合における第1回介護年金の請求書類(別表4) が会社に到着した日をいいます。以下、同じとします。)以後、主契約のうち、この特約により介護年金支 払に移行する部分については、この特約条項の規定を適用するものとし、主契約の普通保険約款(以下、 「主約款」といいます。)に定めるつぎの取扱を行いません。
 - (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 災害死亡保険金の支払
 - (3) 基本保険金額の減額
 - (4) 解約
- **2** 会社は、第1回介護年金を支払う際に、年金証書を第5条(介護年金および死亡一時金の支払)に定める介護年金の受取人に発行します。

第3条(通貨)

- 1 この特約における通貨は、円とします。
- 2 この特約が付加された主契約が円建以外の場合、第1回介護年金の支払日(その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて円に換算された解約返戻金額を

次条第1項の解約返戻金額として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。

3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、第1回介護年金の支払日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第4条(介護年金額)

- 1 介護年金額は、第1回介護年金の支払日における主契約の全部または一部の解約返戻金額(以下、「年金原資額」といいます。)を基準として、第1回介護年金の支払日における会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。
- 2 前項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、介護年金支払に 移行しません。
- 3 第1項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を介護年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる解約返戻金額は、第1回介護年金の支払日に保険契約者に一時に支払います。

第5条(介護年金および死亡一時金の支払)

1 この特約における年金の種類は介護終身年金とし、介護年金および死亡一時金の支払は、つぎのとおりです。

名	称	介護年金または死亡一時金を支払う場合 (以下、「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
(1) 介護年金	第一回介護年金	つぎのいずれにも該当したとき ① 介護年金の請求書類(別表4)が会社に到着していること ② 第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ③ 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上であること ④ 第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当していること (ア)つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (a)満65歳未満の被保険者が会社所定の要介護状態(別表45)に該当したこと (b)前(a)で該当した要介護状態がその日を含めて180日以上継続していること (イ)公的介護保険制度(別表37)による要介護認定(別表38)または要介護していると認定されていること	介護年金額	被保険者(被保険者以外の者に変更することはできません。)
	第2回以後介護年金	被保険者が第1回介護年金の支払日の年単位の 応当日(以下、「第2回以後介護年金の支払日」 といいます。)に生存しているとき		

名 称	支払事由	支払額	受取人
(2) 死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間(死亡一時金が 支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払 日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて 年金原資額をこえることとなる第2回以後介護 年金の支払日の前日までの期間をいいます。以 下、同じとします。)中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払ったで、 でまなびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差しまいた金額。 (たなりととは支払はありません。)	受取人(主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更すること

2 この特約において、支払事由に該当しても介護年金または死亡一時金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)は、つぎのとおりです。

名称	免 責 事 由
(1) 介護年金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき
(2) 死亡一時金	つぎの事由により、被保険者が死亡したとき 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意による致死

- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人である場合に、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があったときは、保険契約者に介護年金を支払います。この場合、保険契約者が主契約の保険金の一部の受取人であるときは、その受取割合に応じた金額の支払となります。
- 4 被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
- 5 第1項第2号に定める死亡一時金については、第1回介護年金の支払日以後、被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 6 死亡一時金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡一時金の受取人に支払います。
- 7 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡一時金を支払わないときは、会社は、責任準備金(前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分の責任準備金。また、死亡一時金を支払わない場合で、責任準備金の額が死亡一時金の額を上回るときは死亡一時金の額を限度とします。)を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡一時金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第6条(介護年金の分割支払)

- 1 介護年金の受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、介護年金の分割支払をすることができます。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、 これを一括して主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第7条(介護年金の一括支払)

- 1 介護年金の受取人は、死亡一時金保証期間中に限り、将来の介護年金の支払にかえて、第1回介護年金の支払日から第4項に定める請求書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる積立金額を基準として、会社の定める方法により計算した金額の一括支払(以下、この取扱を「介護年金の一括支払」といいます。)を請求することができます。
- **2** 前項の場合、介護年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。
- 3 介護年金の一括支払を行った場合、第5条(介護年金および死亡一時金の支払)第1項第2号にかかわ

らず、以後の死亡一時金の支払はありません。

- 4 介護年金の受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類(別表4)を提出してください。
- 5 第1項の規定により介護年金の一括支払を行ったときは、年金証書に表示します。

第8条(介護年金または死亡一時金の請求手続)

- 1 介護年金または死亡一時金(以下、「介護年金等」といいます。)の支払事由が生じたときは、保険契約者または介護年金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 介護年金等の受取人は、介護年金等の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類(別表4)を提出して、介護年金等を請求してください。
- 3 死亡一時金の受取人は、死亡一時金の支払事由が生じた場合に、会社所定の取扱条件を満たすときは、 死亡一時金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める金額等の範囲内で、死亡一時金の一部または全部 につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認める ものとします。
- **4** 前3項に定めるほか、介護年金等の請求、支払時期および場所については、主約款の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第9条(特約の解約)

- **1** 保険契約者は、第1回介護年金の支払日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第10条 (解約返戻金)

この特約には解約返戻金はありません。

第11条 (重大事由による解除)

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 前項の場合、第1回介護年金の支払日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、 介護年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を保険契約者に支払います。

第12条(介護年金の受取人の住所変更、成年後見等の開始)

- 1 介護年金の受取人が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社 の指定した場所に通知してください。
- 2 介護年金の受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、 通常到達に要する期間を経過した時に、介護年金の受取人に到達したものとみなします。
- 3 介護年金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者、介護年金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第13条 (年齢の計算)

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第14条(契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- 1 会社は、公的介護保険制度(別表37)の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- **2** 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下、本条において「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。

- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- **5** 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものと みなします。

第16条(管轄裁判所)

この特約における介護年金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条(主契約に付加されている他の特約の取扱)

主契約を介護年金支払に移行した場合、主契約に付加されている他の特約の特約条項の規定の適用にあたっては、主契約のうち移行した部分が減額(主契約の全部を移行した場合は解約)されたものとして取り扱います。

第18条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約に質権が設定される場合の特則

- 1 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- **2** この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。ただし、介護年金支払に移行した部分を除きます。

主契約に円建終身保険移行特約が付加されている場合の特則

主契約に円建終身保険移行特約が付加されている場合で、円建終身保険への移行日以後に主契約を介護年金支払に移行したときは、第2条(介護年金支払への移行)第1項中、「主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)または円建終身保険移行特約条項」と読み替えます。

主契約が積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)の場合の特則

この特約を積立利率更改型一時払終身保険(19)(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(19)(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(19)(豪ドル建)に付加する場合、主契約の一部を介護年金支払に移行したときは、介護年金支払に移行しない部分の基本保険金額に応じて定まる積立利率を適用して積立金額を計算します。この場合、主約款の積立利率、積立金額および基本保険金額の減額に関する規定を準用します。

遺族年金特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 年金基金の設定

第3条 年金受取人

第4条 年金支払日

第5条 年金の種類

第6条 年金額

第7条 年金および死亡一時金の支払

第8条 年金の分割支払

第9条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払

第10条 年金の一括支払

第11条 年金または死亡一時金の請求手続

第12条 年金支払期間の変更

第13条 特約の解約 第14条 特約の消滅

第14条の2 重大事由による解除

第15条 死亡一時金の分割割合

第16条 死亡一時金受取人の代表者

第17条 会社への通知による死亡一時金受取人の

変更、成年後見等の開始

第18条 遺言による死亡一時金受取人の変更

第19条 年金受取人の住所変更、成年後見等の開始

第20条 年齢の計算

第21条 契約者配当

第22条 管轄裁判所

第23条 円により年金および死亡一時金を支払う

場合の取扱

第24条 主約款の規定の準用

遺族年金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における死亡保険金、災害死亡保険金および死亡一時金の全部または一部を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

第1条(特約の締結)

- 1 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の死亡保険金、災害死亡保険金または死亡一時金(以下、「保険金等」といいます。)の支払事由が生じる前は主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由が生じた後はその受取人(以下、「保険金等の受取人」といいます。)の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約を締結することはできません。
- 2 この特約が保険契約者の申し出により締結された後、次条に定める年金基金の設定の際に、保険金等の 受取人が2人以上となっていたときは、それぞれの受取人について別個にこの特約が締結されていたもの とみなして取り扱います。
- 3 主契約の締結後、保険契約者の申し出により、この特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条(年金基金の設定)

- 1 この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が生じた時(保険金等の支払事由が生じた後にこの特約が締結されたときはこの特約の締結の時)に、保険金等の全部または一部を充当して年金基金を設定します(年金基金が設定された日を、以下、「年金基金設定日」といいます。)。
- **2** 前項の規定により年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を次条に定める年金受取人に発行します。

第3条(年金受取人)

- 1 この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。
- 2 この特約の年金受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。

第4条(年金支払日)

- 1 第1回の年金支払日(以下、「年金開始日」といいます。)は、年金基金設定日とします。
- 2 第2条(年金基金の設定)第1項の規定にかかわらず、前項に定める年金開始日における年金受取人の

年齢が会社の定める範囲を超えるときは、この特約の年金支払期間を短縮します。

3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の年単位の応当日とします。

第5条(年金の種類)

この特約の年金の種類は確定年金とし、年金支払期間はこの特約の締結の際、会社の定める範囲内で、 保険契約者(保険金等の支払事由が生じた後にこの特約が締結されるときは年金受取人)が指定するもの とします。

第6条(年金額)

- 1 年金額は、年金基金設定日における年金支払期間に基づき、年金基金設定日における会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。
- **2** 第2条(年金基金の設定)第1項の規定にかかわらず、前項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、この特約による取扱をしません。
- 3 第2条(年金基金の設定)第1項の規定にかかわらず、第1項の規定により計算された年金額が会社の 定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を年金額とし、この会社の定める最高年金額 を支払うために必要な金額をこえる保険金等の金額は、年金基金に充当せず、年金開始日に保険金等の受 取人に一時に支払います。

第7条(年金および死亡一時金の支払)

1 この特約における年金および死亡一時金の支払は、つぎのとおりです。

	名 称	年金または死亡一時金を支払う場合 (以下、「支払事由」といいます。)	支 払 額	受取人
1	年金	年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に 生存しているとき	年金額	年金受取人
2	死亡一時金	年金受取人が年金開始日以後、年金支払期間 中の最後の年金支払日の前日までに死亡した とき	年金支払期間の残存 期間に対する年金の 現価に相当する金額	死亡一時金 受取人

- 2 この特約は、死亡一時金を支払ったときに、消滅します。
- **3** 第1項の規定にかかわらず、死亡一時金受取人の故意により第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当したときは、死亡一時金は支払いません。
- **4** 第1項に定める死亡一時金については、年金基金設定日以後、年金受取人の生死が不明の場合でも、会社は、年金受取人が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 5 死亡一時金受取人の故意により第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当した場合に、その死亡一時金受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡一時金受取人に支払います。
- 6 第3項に定める免責事由に該当したことによって死亡一時金を支払わないときは、会社は、第1項により定まる死亡一時金の支払額に相当する金額(前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分に相当する金額)を、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は死亡一時金の支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
- 7 故意に年金受取人を死亡させた者は、前項に定める年金受取人の死亡時の法定相続人としての取扱を受けることができません。
- 8 第6項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第16条(死亡一時金受取人の代表者)ならびに第17条(会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始)第2項から第4項までの規定を準用します。

第8条(年金の分割支払)

- 1 年金基金設定日前に保険契約者から請求があったときまたは年金基金設定日以後年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、年金の分割支払をすることができます。ただし、1 回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、 これを一括して年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 前項に定める年金受取人の死亡時の法定相続人については、第16条(死亡一時金受取人の代表者)なら

びに第17条(会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始)第2項から第4項までの 規定を準用します。

第9条(死亡一時金の支払にかえての年金の支払)

- 1 第7条(年金および死亡一時金の支払)の規定にかかわらず、死亡一時金受取人は、死亡一時金の支払 にかえて、年金支払期間中、継続して年金を受け取ることができます。
- 2 死亡一時金受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類(別表4)を提出してください。
- 3 第1項の場合、この特約は、年金支払期間が満了した時に消滅します。

第10条 (年金の一括支払)

- 1 年金開始日以後、年金受取人は、将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の 現価に相当する金額の一括支払を請求することができます。この特約はこの一括支払を行ったときに消滅 します。
- 2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類(別表4)を提出してください。

第11条(年金または死亡一時金の請求手続)

- 1 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、年金受取人または死亡一時金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 年金受取人または死亡一時金受取人は、年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、すみやかに 請求書類(別表4)を提出して、年金または死亡一時金を請求してください。
- 3 前2項に定めるほか、年金または死亡一時金の請求、支払時期および場所については、主契約の普通保 険約款(以下、「主約款」といいます。)の年金、死亡一時金または保険金の請求手続に関する規定を準用 します。

第12条 (年金支払期間の変更)

- **1** 保険契約者は、年金基金設定日前であれば、会社所定の取扱範囲(保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。)内で、この特約の年金支払期間を変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の取扱を請求するときは、請求書類(別表4)を提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約の年金支払期間を変更したときは、保険証券に表示します。

第13条(特約の解約)

保険契約者は、年金基金設定目前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第14条(特約の消滅)

主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。

第14条の2 (重大事由による解除)

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- **2** 前項の場合、年金開始日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第15条 (死亡一時金の分割割合)

死亡一時金受取人が2人以上の場合には、死亡一時金の分割割合(各受取人の受取分)を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第16条 (死亡一時金受取人の代表者)

- **1** 死亡一時金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第17条(会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始)

1 死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。

- 2 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金 受取人とします。
- 3 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、 前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受 取人とします。
- 4 前2項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- **5** 第1項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 6 第1項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、年金証書に表示します。
- 7 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 8 死亡一時金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、年金受取人、死亡一時金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第18条(遺言による死亡一時金受取人の変更)

- 1 前条に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、 死亡一時金受取人を変更することができます。
- 2 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 3 本条の場合、前条第2項から第6項までの規定を準用します。

第19条 (年金受取人の住所変更、成年後見等の開始)

- 1 年金受取人が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- **2** 年金受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、年金受取人に到達したものとみなします。
- 3 年金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、年金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第20条 (年齢の計算)

年金受取人の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第21条(契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条(管轄裁判所)

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条(円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱)

この特約が付加された主契約が円建以外の場合で、この特約の年金および死亡一時金を円により支払う場合には、円支払特約条項の規定により円に換算された保険金等を第2条(年金基金の設定)第1項の保険金等として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。

第24条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

指定代理請求特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 告知義務違反による解除および重大事由 による解除
- 第6条 特約の解約

第7条 主契約またはこれに付加されている特約 に代理請求を認める規定がある場合の取 扱

主契約が更新される場合の特則

保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用) による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の被保険者(以下、「主たる被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金、給付金または年金(保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。)は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条(指定代理請求人の指定および変更指定)

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき 1 人の者を指定してください(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)。ただし、保険金等の受取人(保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。)が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - ① 主たる被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 主たる被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、主たる被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
 - ① 主たる被保険者と同居し、または、主たる被保険者と生計を一にしている者
 - ② 主たる被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ 死亡保険金受取人
 - ④ その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者
- **2** 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定 代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、請求書類(別表4)を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条(指定代理請求人等による保険金等の請求)

- 1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により 指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類(別表4)およびその事情の存在を証明する書類を 提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- **2** 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がない場合または戸籍上の配偶者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、その受取人と生計を一にする者)が、請求書類(別表4)およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
 - (4) 指定代理請求人が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合またはこれに準じる 状態であると会社が認めた場合
- **4** 第1項および前項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由(保険料の払込の免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 6 前5項に定めるほか、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に際しては、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)またはこれに付加されている特約の特約条項における保険金等の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第5条(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除 および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項におけ る告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保 険契約者、主たる被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人 または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条(特約の解約)

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 7 条(主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱)

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または 特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求で きる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

主契約が更新される場合の特則

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日(以下、「更新日」といいます。)に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約(以下、「他の特約等」といいます。)に変更され継続するものとします。

保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)による 年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)(以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。)による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条(特約の締結)の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加された この特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第2条(特約の対象となる保険金等)をつぎのとおり読み替えます。

「第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)(以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。)による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」

(2) 第3条(指定代理請求人の指定および変更指定)をつぎのとおり読み替えます。

「第3条(指定代理請求人の指定および変更指定)

- 1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人(以下、「年金受取人」といいます。)は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - ① 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - ② 年金受取人の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、年金受取人のために年金を請求すべき相当な関係があると 会社が認めた者
 - ① 年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている者
 - ② 年金受取人の財産管理を行っている者
 - ③ 死亡一時金受取人
 - ④ その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者
- **2** 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、請求書類(別表4)を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」
- (3) 第6条(特約の解約)第1項をつぎのとおり読み替えます。
 - 「1 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

特約

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の適用

第2条 保険契約の申込手続

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器(以下、「情報端末」といいます。)を利用して保険契約の申込手続を行うことを目的としたものです。

第1条(特約の適用)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の保険契約者(保険契約者となる者を含みます。以下、同じとします。)から、情報端末を利用して保険契約の申込を行う申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

第2条(保険契約の申込手続)

情報端末を利用して保険契約の申込手続を行う場合は、会社の取扱範囲内でつぎの各号のとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、告知することができるものとします。
- (3) 前2号による場合、主契約の普通保険約款の規定をつぎのとおり読み替えます。
 - ① 告知義務に関する規定中、「所定の書面で告知を求めた」とあるのを、「所定の書面(情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項に定める情報端末の告知画面を含みます。以下、本条において同じとします。)で告知を求めた」に読み替えます。
 - ② 契約年齢および性別の誤りの処理に関する規定中、「保険契約申込書に記載された」とあるのを、「保険契約申込書に記載された(情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項に定める情報端末の申込画面に表示されたものを含みます。)」に読み替えます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

	分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1.	交通事故 (V01~V99)	
2.	不慮の損傷のその他の外因(W00~X59)	
	· 転倒· 転落(W00~W19)	
	生物によらない機械的な力への曝露(W20~W49)	※つぎのものは除外します。・騒音への曝露(W42)・振動への曝露(W43)
	・生物による機械的な力への曝露(W50~W64)	
	・不慮の溺死および溺水(W65~W74)	
	・その他の不慮の窒息(W75~W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の 誤嚥<吸引>(W80)
	・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧へ の曝露(W85〜W99)	※つぎのものは除外します。・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
	・煙、火および火炎への曝露(X00~X09)	
	・熱および高温物質との接触(X10~X19)	
	・有毒動植物との接触(X20~X29)	
	・自然の力への曝露(X30~X39)	※つぎのものは除外します。・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)

別	
表	
1 X	

	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への 曝露 (X40~X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50~ X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど)・無重力環境への長期滞在(X52)・食糧の不足(X53)・水の不足(X54)
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X 58~X59)	
3.	加害にもとづく傷害および死亡(X85~Y09)	
4.	法的介入および戦争行為(Y35~Y36)	※つぎのものは除外します。・合法的処刑(Y35.5)
5.	内科的および外科的ケアの合併症(Y40~Y84)	※つぎのものは除外します。・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40~Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60~Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療 用器具(Y70~Y82)によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科 的およびその他の医学的処置で、処置時には事 故の記載がないもの(Y83~Y84)	

備を

- 1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表 4 請求書類

[1] 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	手 続 書 類
死 亡 保 険 金 死 亡 粉 代 保	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(炎害死亡保険金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の死亡診断書または死体検案書* (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (11) 保険証券
年金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
年金の一括支払	(6) 年金証書 (1) 請求書* (2) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 年金証書(第1回の年金の場合は不要)
死亡一時金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人または被保険者の住民票 (4) 死亡一時金受取人または年金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人または年金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人または年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (7) 年金証書

od.	
別	
_	
表	

請求項目	
第 1 回 の 年 金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票(保証期間付夫婦連生終身年金の場合は被保険者の戸籍抄本。ただし、保証期間付夫婦連生終身年金以外の場合で、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要。) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 保険証券
第2回以降の年金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票(保証期間付夫婦連生終身年金の場合は被保険者の戸籍抄本。ただし、保証期間付夫婦連生終身年金以外の場合で、 被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要。)
年金開始日の前日に おける積立金の一時 支払	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 保険証券
年金原資額の一時支 払	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 保険証券
解 約 返 戻 金	(1) 請求書*(2) 被保険者の住民票(3) 保険契約者の印鑑証明書(4) 保険証券
指定代理請求特約に よる保険金等の指定 代理請求	 (1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類

別

請求	項	B				手	続	書	類	
定期	31	出	金	(1) (2) (3)	請求書 * 保険契約者の日 保険証券	印鑑証明書				
リビング 約(10) 金請求				(3) (4) (5)	証明書(補助、 は会社が特に 被保険者の印象 保険証券	民票 ーズ特約(ーズ特約(. 保佐、後 提出を求め	10)に。 見もし< た場合)	くる保険会 (は任意後	金受取人に 受見を受け	戸籍抄本 かかる登記事項 ている場合また
介護年 金約の へ	第一護年	1 叵	〕介	(3) (4) (5)	果通知書また(医師の診断書: 被保険者の住庭 介護年金の受理 介護年金の受理	は介護保険 * 民票 取人の戸籍 取人にかか を受けてい	被保険者 抄本 いる登記事	軍項証明書	膏(補助、	護・要支援等結 保佐、後見もし 提出を求めた場
金		2 叵介護		(3)	請求書* 被保険者の住 介護年金の受 介護年金の受	取人の戸籍 取人にかか を受けてし	る登記事)る場合			保佐、後見もし 提出を求めた場
介護年金の			_			取人の戸籍 取人にかが を受けてい 取人の印鑑	る登記事)る場合 証明書			保佐、後見もし 提出を求めた場

(備考)

- 1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
- 2. 上記の書類は、会社に提出してください。
- 3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
- 4. 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人(家族年金受取人を含みます。)とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金(年金を含みます。)の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下、「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または労働基準法施行規則第42条(遺族補償を受ける者)等に規定する遺族補償を受けるべき者(以下「受給者」といいます。)に支払うときは、死亡保険金(家族年金を含みます。)または高度障害保険金(高度障害年金、就労不能障害年金、介護年金、介護保険金およびリビング・ニーズ特約またはリビング・ニーズ特約(10)の保険金を含みます。以下、「高度障害保険金等」といいます。)の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金等を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

[Ⅱ] その他手続請求の場合

請求項目	手 続 書 類
契約内容の変更	(1) 請求書*
· 減額、増額(復旧)	(2) 保険契約者の印鑑証明書
·保険料払込方法	(3) 保険証券
<回数>の変更	(4) 被保険者の住民票(会社が特に提出を求めた場合)
・保険期間の変更	(5) 被保険者についての告知書*(会社が特に提出を求めた場合)
· 保険料払込期間	(O) IXMIX are Joint Or Cool Male · (Are Are Medicine Consoling)
の変更	
・払済保険、払済	
年金保険、変額	
サ金体院、复領 払済保険への変	
更	
·一時払定額終身	
保険への変更	
・延長定期保険へ	
・延長定期体限へ	
・生存給付金支払 ・生存給付金支払	
・生存結刊金叉払 日の変更	
・年金開始日の繰り	
上げ、繰下げ	
・据置期間の再設	
定	
・年金開始日の繰り	
延べ	
・目標額の変更	
・年金支払期間の	
変更	
・円建終身保険へ	
の移行 会社への通知による	(1) 幸力争。
保険金、年金、死亡	(1) 請求書*(2) 被保険者の同意を証する書類
一時金または死亡時	(3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書
	(4) 保険証券、年金証書または支払証書
	(4) 体突弧分、牛並弧音なたは又払弧音
更	
会社への通知による 会社への通知による	
後継年金受取人の指	
定・変更	
	(1) 請求書*
年金、死亡一時金ま	(2) 被保険者の同意を証する書類
たは死亡時支払金の	(3) 遺言書
受取人の変更	(4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類
	(5) 保険証券、年金証書または支払証書
遺言による後継年金	
受取人の変更	
×1∧/\°/≪X	(1) 請求書*
保険契約者の変更	(2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書
アダ大川田以及犬	(3) 保険証券
	(V)

5	IJ	
₹	Ę	

請求項目			手	続	書	類	
	(1)	請求書*					
年金開始日の前日に	(2)	被保険者の住」	 天票(年金	金の種類	を保証期	間付夫婦法	重生終身年金に変
おける年金の種類の		更する場合は、	被保険を	ちの戸籍:	抄本)		
変更	(3)	保険契約者の日	印鑑証明書				
	(4)	保険証券					
	(1)	請求書*					
指定代理請求人の変	(2)	保険契約者の日	印鑑証明書				
更指定	(3)	保険証券					
	(4)	指定代理請求。	人の住民	Ę			
保険金、給付金、家	(1)	請求書*					
族年金、高度障害年	(2)	保険契約者の	司意を証す	する書類			
金(就労不能障害年	(3)	保険契約者まれ	たは被保険	食者の親加	族である	ことを証す	する書類
金および特定障害年	(4)	債権者等による	る解約の道	通知が会	社に到達	した日に創	解約の効力が生じ
金を含みます。)、介		たとすれば会	社が債権を	皆等に支	払うべき	金額を支持	払ったことを証す
護年金または死亡時		る書類					
支払金の受取人によ							
る保険契約または特							
約の存続							

(備考)

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

表

別表10 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 00
腸チフス	A 01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A 04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A 96.2
クリミヤ・コンゴ < Crimean-Congo>出血熱	A 98.0
マールブルグ <marburg> ウイルス病</marburg>	A 98.3
エボラ <ebola> ウイルス病</ebola>	A 98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

別表19 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分 類 項 目	細分類項目	基本分類 コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表23-2 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および基準利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

- (1) 解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合 積立金額
- (2) 解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合 積立金額×(1-市場価格調整率-解約控除率)
- (注1)「解約控除率」とは、経過年月日数(契約日からその日を含めて解約日または減額日までの日数とします。)に応じた会社の定める率とします。
- (注2)「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。

ここで、

- ・適用されている積立利率を計算するための基準利率
 - …解約日または減額日の属する積立利率適用期間中の、この保険契約に適用されている 積立利率を計算するための基準利率
- ・解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率
 - …解約日または減額日を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立 利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の 契約日における積立利率を計算するための基準利率
- · C
 - …この保険契約における通貨に応じてつぎのとおり 0.3%(米国ドルまたは豪ドル)、0.15%(ユーロ)、0.1%(円)
- · 残存月数
 - …解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数(月数未満切上げ)

とします。

(注3) 死亡保険金の支払に際しては、別表23-2中、「解約日または減額日」とあるのは「被保険者が死亡した日」と読み替えます。

(備考)

市場価格調整率(MVA=Market Value Adjustment)

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債(積立金)をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率が、「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率+C」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表37 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表38 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について市町村の認定をいいます。

別表39 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第28条第2項に定義される要介護認定の更新をいいます。

別表45 会社所定の要介護状態

「会社所定の要介護状態」とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 下表の①または②のいずれかが [全部介助または一部介助の状態] に該当し、かつ、下表の③ ~⑥のうち、[1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態] または [3項目が全部介助または一部介助の状態] に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
①歩行	立った状態から、5 m 以上歩行できるかどう か。	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰か に支えられても歩行でき ない。 ・必ず車椅子を使用してい る。 ・寝たきり状態。	れば歩行できない。 ・誰かに支えられなければ
②寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	・何かにつかまっても1人 で寝返りができない。	・ベッド柵等の何かにつか まらなければ1人で寝返 りができない。
③入浴	浴槽の出入りと洗身が できるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	助者が支えたりしなけれ ばならない。
④排せつ	排せつと排せつ後の後 始末ができるかどう か。		・排せつ後のふき取りが1 人でできなかったり、で きても不十分なため、介 助者が援助している。
⑤食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	・介助がなければ1人では まったくできない。	・食器や食物等を工夫して も、介助がなければ困難 (小さく切る、ほぐす等の 介助を含む)。
⑥衣服の着脱	眼前に用意された衣服 を着ることができ、か つ、脱ぐことができる かどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	一部は1人でできるが、 介助がなければすべてを 行うことは困難。

(備考)

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

別表

- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
 - ① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー <alzheimer>病の認知症</alzheimer>	F00
血管性認知症	F01
ピック <pick>病の認知症</pick>	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ <creutzfeldt-jakob>病の認知症</creutzfeldt-jakob>	F02.1
ハンチントン <huntington>病の認知症</huntington>	F02.2
パーキンソン <parkinson>病の認知症</parkinson>	F02.3
ヒト免疫不全ウィルス [HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん	F 05.1
妄、認知症に重なったもの	

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 (2003年版)準拠」以後に改訂された「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁ー意識の程度は動揺しやすいーに加えて、錯覚・幻覚をともない不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
 - :季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
 - : 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
 - : 日頃接している周囲の人の認識ができない。

別 表

別表46 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準 等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)」第1条第1項に規定するつぎの状態を いいます。

要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態
要介護 4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態

(一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス; http://www.seiho.or.jp/)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- ・なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

各種お手続きやご契約内容のご照会等は PGF生命コールセンターまでお問い合わせください

PGF生命コールセンター

受付時間/平日8:30~20:00、土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

主なご利用内容

- 引越しされたとき
- 結婚されたとき
- 保険証券を紛失されたとき
- 保険金等をご請求されるとき*
- 解約されるとき
- 各種お問い合わせ、ご相談等
- * 保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社までご連絡ください。

この保険で適用される為替レートや諸利率については PGF生命ホームページをご覧ください



PGF生命ホームページ http://www.pgf-life.co.jp

積立利率は毎月1日と16日に設定され契約日の積立利率が適用されます。また、その他利率についてはご契約の時期、内容等によって異なり金利情勢等により見直しを行い変更されます。

■説明事項ご確認のお願い -

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、必ず ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込いただくようお願いし ます。

特に	しおりのページ
●生命保険募集人の権限について―――――	12
●職業等の告知義務について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	13
●契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について―――――	14
●保険会社の責任開始時期について ———————	16
●払込方法について────	16
●保険金等を支払わない場合 ————————	51
●解約と解約返戻金について	56
●生命保険会社の業務または財産の状況の変化による	
生命保険契約への影響の可能性について	80

等は、契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および生命保険募 集人の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら、当社へお気軽に お問い合わせください。

募集代理店			

引受保険会社

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

受付時間/平日8:30~20:00、土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

ホームページ http://www.pgf-life.co.jp

